

目 次

第1号（6月20日）

告 示

..... 1

応招議員

..... 1

議事日程

..... 2

本日の会議に付した事件

..... 4

出席議員

..... 6

欠席議員

..... 6

事務局職員出席者

..... 7

説明のため出席した者の職氏名

..... 7

開 会	
.....	7
会議録署名議員の指名	
.....	8
会期の決定	
.....	9
諸般の報告	
.....	9
町長提出第 7 8 号議案	
.....	1 1
町長提出第 7 9 号議案	
.....	1 1
町長提出第 8 0 号議案	
.....	1 1
町長提出第 8 1 号議案	
.....	1 1
町長提出報告第 2 号	
.....	2 2

町長提出第 8 2 号議案	
.....	2 2
町長提出第 8 3 号議案	
.....	2 6
町長提出第 8 4 号議案	
.....	2 6
町長提出第 8 5 号議案	
.....	2 6
町長提出第 8 6 号議案	
.....	2 6
町長提出第 8 7 号議案	
.....	2 6
町長提出第 8 8 号議案	
.....	2 6
町長提出第 8 9 号議案	
.....	2 7
町長提出第 9 0 号議案	
.....	2 7

町長提出第 9 1 号議案	
.....	2 7
町長提出第 9 2 号議案	
.....	2 7
町長提出第 9 3 号議案	
.....	2 7
町長提出第 9 4 号議案	
.....	2 7
町長提出第 9 5 号議案	
.....	3 0
町長提出第 9 6 号議案	
.....	3 0
町長提出第 9 7 号議案	
.....	3 0
町長提出第 9 8 号議案	
.....	3 0
町長提出第 9 9 号議案	
.....	3 0

町長提出第 1 0 0 号議案	
.....	3 0
町長提出第 1 0 1 号議案	
.....	3 0
町長提出第 1 0 2 号議案	
.....	3 0
町長提出第 1 0 3 号議案	
.....	3 0
町長提出第 1 0 4 号議案	
.....	3 5
町長提出諮問第 1 号	
.....	3 7
散 会	
.....	3 8
署 名	
.....	3 9

第2号（6月23日）

議事日程

..... 4 1

本日の会議に付した事件

..... 4 1

出席議員

..... 4 1

欠席議員

..... 4 1

事務局職員出席者

..... 4 2

説明のため出席した者の職氏名

..... 4 2

開 議

..... 4 2

会議録署名議員の指名

..... 4 2

一般質問

..... 4 2

1 4 番 竹内志津子君	
..... 4 3	
3 番 沖田 守君	
..... 6 2	
1 2 番 道信 俊昭君	
..... 7 5	
1 7 番 藤井貴久男君	
..... 8 7	
1 6 番 村上 英喜君	
..... 9 9	
2 番 下森 博之君	
..... 1 0 8	
4 番 青木 克弥君	
..... 1 2 4	
8 番 原 秀君	
..... 1 3 6	
延 会	
..... 1 4 6	

署 名

..... 1 4 7

第3号（6月24日）

議事日程

..... 1 4 9

本日の会議に付した事件

..... 1 5 0

出席議員

..... 1 5 2

欠席議員

..... 1 5 2

事務局職員出席者

..... 1 5 3

説明のため出席した者の職氏名

..... 1 5 3

開 議

..... 1 5 3

会議録署名議員の指名	
..... 1 5 3	
一般質問	
..... 1 5 3	
1 5 番 板垣 敬司君	
..... 1 5 4	
7 番 青木登志男君	
..... 1 6 2	
6 番 河田 隆資君	
..... 1 7 8	
町長提出第 8 3 号議案	
..... 1 9 8	
町長提出第 8 4 号議案	
..... 1 9 9	
町長提出第 8 5 号議案	
..... 1 9 9	
町長提出第 8 6 号議案	
..... 2 0 0	

町長提出第 8 7 号議案	
..... 2 0 1	
町長提出第 8 8 号議案	
..... 2 0 1	
町長提出第 8 9 号議案	
..... 2 0 2	
町長提出第 9 0 号議案	
..... 2 0 3	
町長提出第 9 1 号議案	
..... 2 0 3	
町長提出第 9 2 号議案	
..... 2 0 4	
町長提出第 9 5 号議案	
..... 2 0 5	
町長提出第 9 6 号議案	
..... 2 1 7	
町長提出第 9 7 号議案	
..... 2 1 9	

町長提出第 9 8 号議案	
..... 2 1 9	
町長提出第 9 9 号議案	
..... 2 2 0	
町長提出第 1 0 0 号議案	
..... 2 2 1	
町長提出第 1 0 1 号議案	
..... 2 2 1	
町長提出第 1 0 2 号議案	
..... 2 2 2	
町長提出第 1 0 3 号議案	
..... 2 2 2	
請願第 2 号	
..... 2 2 7	
請願第 3 号	
..... 2 2 7	
総務常任委員会の所管事務調査中間報告について	
..... 2 4 1	

経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について	
.....	2 4 3
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	
.....	2 4 4
閉 会	
.....	2 4 5
署 名	
.....	2 4 6

津和野町告示第 38 号

平成 20 年第 3 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 20 年 6 月 3 日

津和野町長

中島 巖

1 期 日 平成 20 年 6 月 20 日

2 場 所 津和野町役場 日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

村上 義一君

沖田 守君

河田 隆資君

原 秀君

須川 正則君

道信 俊昭君

竹内志津子君

村上 英喜君

後山 幸次君

下森 博之君

青木 克弥君

青木登志男君

中岡 誠君

滝元 三郎君

斎藤 和巳君

板垣 敬司君

藤井貴久男君

○6月23日に応招した議員

○6月24日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 20 年 第 3 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第
1 日）

平成 20 年 6 月

20 日（金曜日）

議事日程（第 1 号）

平成 20 年 6 月 20 日 午

前 9 時 00 分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 78 号議案 専決処分の承認を求めることに
ついて

津和野町税条例の一部改正につい

て

日程第 5 町長提出第 79 号議案 専決処分の承認を求めることに
ついて

津和野町手数料条例の一部改正に

ついて

日程第 6 町長提出第 80 号議案 専決処分の承認を求めることに
ついて

平成 20 年度津和野町老人保健特

別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 町長提出第 81 号議案 専決処分の承認を求めることに
ついて

平成 20 年度津和野町簡易水道事

業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 町長提出報告第 2 号 平成 19 年度津和野町一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告について

日程第 9 町長提出第 82 号議案 津和野地区消防センター建設工
事請負契約の締結について

日程第 10 町長提出第 83 号議案 津和野町国民健康保険税条例の

一部改正について

日程第 11 町長提出第 84 号議案 津和野町病院等事業の設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第 12 町長提出第 85 号議案 津和野町病院等事業利用料及び手数料条例の廃止について

日程第 13 町長提出第 86 号議案 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 14 町長提出第 87 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 15 町長提出第 88 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 16 町長提出第 89 号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 17 町長提出第 90 号議案 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の制定について

日程第 18 町長提出第 91 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 19 町長提出第 92 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬

及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 20 町長提出第 93 号議案 津和野町景観条例の制定について

日程第 21 町長提出第 94 号議案 津和野町環境保全条例の制定について

日程第 22 町長提出第 95 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 23 町長提出第 96 号議案 平成 20 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 24 町長提出第 97 号議案 平成 20 年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 町長提出第 98 号議案 平成 20 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 26 町長提出第 99 号議案 平成 20 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 27 町長提出第 100 号議案 平成 20 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 28 町長提出第 101 号議案 平成 20 年度津和野町奨学基

金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 29 町長提出第 102 号議案 平成 2 0 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 30 町長提出第 103 号議案 平成 2 0 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 31 町長提出第 104 号議案 津和野町教育委員会委員の任命について

日程第 32 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提出第 78 号議案 専決処分の承認を求めることについて

津和野町税条例の一部改正について

日程第 5 町長提出第 79 号議案 専決処分の承認を求めることについて

津和野町手数料条例の一部改正について

日程第 6 町長提出第 80 号議案 専決処分の承認を求めることについて

平成 20 年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 町長提出第 81 号議案 専決処分の承認を求めることについて

平成 20 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 町長提出報告第 2 号 平成 19 年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 9 町長提出第 82 号議案 津和野地区消防センター建設工事請負契約の締結について

日程第 10 町長提出第 83 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 11 町長提出第 84 号議案 津和野町病院等事業の設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第 12 町長提出第 85 号議案 津和野町病院等事業利用料及び手数料条例の廃止について

日程第 13 町長提出第 86 号議案 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 14 町長提出第 87 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 15 町長提出第 88 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 16 町長提出第 89 号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 17 町長提出第 90 号議案 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の制定について

日程第 18 町長提出第 91 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 19 町長提出第 92 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 20 町長提出第 93 号議案 津和野町景観条例の制定について

日程第 21 町長提出第 94 号議案 津和野町環境保全条例の制定について

日程第 22 町長提出第 95 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 23 町長提出第 96 号議案 平成 20 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 24 町長提出第 97 号議案 平成 20 年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 25 町長提出第 98 号議案 平成 20 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 26 町長提出第 99 号議案 平成 20 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 27 町長提出第 100 号議案 平成 20 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 28 町長提出第 101 号議案 平成 20 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 29 町長提出第 102 号議案 平成 20 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 30 町長提出第 103 号議案 平成 20 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 31 町長提出第 104 号議案 津和野町教育委員会委員の任命について

日程第 32 町長提出諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（17 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

松浦 秀信君

副町長 沖田 修君 教育長

斎藤 誠君

参事 長嶺 常盤君 総務財政課長

右田 基司君

税務住民課長 米原 孝男君 情報企画課長

長嶺 清見君

健康保険課長 …………… 安見 隆義君 商工観光課長 ……………

山岡 浩二君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 環境生活課長 ……………

長嶺 雄二君

教育次長 …………… 水津 良則君 建設課長補佐 ……………

木村 良夫君

午前9時00分開会

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。先月の14日には、中国の四川省でマグニチュード7.8の地震が起こり、死者も推計で5万から6万人というようなことが報道されておりました。

また、マグニチュードはわずか0.5しか違いませんが、平成7年に阪神淡路大震災では、6,434名の尊い命が奪われまして、13年が過ぎたところでございます。

このたび14日に発生しました岩手宮城内陸地震は、マグニチュードは7.2ではありますが、これが都市部でなく中山間地域の山間地帯に集中したのが幸いしたのか、死者も11名、行方不明者も11名と、大変犠牲者が少なかったと、このように報道されております。

また、復旧作業も一生懸命頑張っておられますが、きのうから被災地に雨が降り始めまして、搜索作業が中止になるといったことが起こっております。一日も早い復興と、犠牲になられました方々に対し、心から御冥福を祈りたいものであります。

それでは、本日より平成20年第3回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけいただきましてありがとうございます。本定例会は、専決処分の承認、契約案件、人事案件、条例案件、平成20年度各会計補正予算などについて御審議いただくわけでありますが、皆様方の慎重な御審議をよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は17名全員であります。定足数に達しておりますので、平成20年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、11番、滝元

三郎君、12番、道信俊昭君を指名いたします。

それでは、先日議会運営委員会を開催いたしまして今定例会の会期及び議事日程等について協議をいたしましたので、その結果について委員長の報告を求めます。11番、滝元三郎君。

○議会運営委員長（滝元 三郎君） 議会運営委員会協議報告書、議会運営委員会を平成20年6月16日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日6月20日から6月26日までの7日間としたいと思います。

初日の20日は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案のうち、専決案件、契約案件、人事案件、条例案件、各会計補正予算等の議案について一括説明を受けたいと思います。その後、専決、契約、人事案件について質疑、討論、採決を行い、新設の条例案件については委員会付託とし、散会したいと思います。

21日、22日は休会といたします。

23日は、一般質問に入りたいと思います。今回の一般質問は、11人の31件です。

24日は、前日に引き続いて一般質問を行い、終了後、残り議案の質疑、討論、採決を行い、委員会の中間報告、また請願の所定の処理を行って全日程を終了したいと思います。

25日は休会といたします。

26日を予備日としておきたいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告をいたします。平成20年6月20日、津和野町議会議長、後山幸次様、議会運営委員長、滝元三郎。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） はい、ありがとうございました。

_____ . _____ . _____

日程第2．会期の決定

○議長（後山 幸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおりに、本日6月20日から6月26日までの7日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、御異議なしと、認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月20日から6月26日までの7日間と決定

いたしました。

日程第3．諸般の報告

○議長（後山 幸次君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告書

【3月定例会以降】

4月 1日（火） 津和野町福祉事務所開所式（津庁） 議長

広報委員会

9日（水） 広報委員会

10日（木） 交通安全テント村（直地） 議長

11日（金） 広報委員会

津和野町夏まつり実行委員会（商工会） 議長

12日（土） ベルリン歓迎レセプション（町民セ）

15日（火） 全員協議会

16日（水） 高津川期成同盟会監査 議長

津和野高校後援会代表者打ち合わせ（津高） 議

長

20日（日） 木部地区民体育大会（木部小G） 議長

2 1 日（月） 津和野高校後援会総会（津高） 議長

2 2 日（火） 高津川漁業振興協議会通常総会（三好家） 議長

2 3 日（水） 水曜会（町民セ） 議長

5 月 1 日（木） 津和野地区メーデー（駅前駐車場） 副議長

3 日（土） 乙女峠まつり（教会） 議長

8 日（木） 高津川水系治水砂防期成同盟会総会（サンパレス

益田） 議長

浜田市～津和野町間幹線道路整備推進協議会総

会

国道 9 号益田地域道路整備促進期成同盟会総会

国土交通省浜田河川国道事務所の事業概要説明

会

浜田・益田間高規格道路建設促進期成同盟会総

会

9 日（金） 鹿足郡町村議会議長会総会（事務局） 議長

1 1 日（日） 長石剣道大会（津町セ） 議長

1 3 日（火） 全員協議会

1 4 日（水） 鹿足土木協会監査（事務局） 議長

16日（金） 山口線利用促進協議会監査（事務局） 議長

20日（火） 町村議会議長・副議長全国研修会（東京） ～2

1日 議長・

副議長

22日（木） 総務常任委員会（所管事務調査）

23日（金） 津和野町商工会通常総代会（津町セ） 議長・経済
常任委員

24日（土） 日原ライオンズクラブ認証40周年記念式典（山
村開発セ）

議長

26日（月） 鹿足土木協会通常総会（松江） 議長

鹿足土木協会県要望行動（松江） 議長

28日（水） 津和野町観光協会定例総会（津町セ） 議長

29日（木） 広報委員会

30日（金） 総務常任委員会（所管事務調査）

萩・石見空港利用拡大促進協議会総会（グラント
ワ） 議長

津和野町夏まつり合同実行委員会（商工会） 議

長

6月 9日（月） 総務常任委員会（所管事務調査）

12日（木） 全員協議会

13日（金） 一般質問通告締切日 正午

14日（土） 畑迫地区ほたる祭（畑迫小G） 議長

16日（月） 議会運営委員会

日程第4．議案第78号

日程第5．議案第79号

日程第6．議案第80号

日程第7．議案第81号

○議長（後山 幸次君） 日程第4、議案第78号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正についてより、日程第7、議案第81号平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）まで、以上4案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。提案理由の御説

明を申し上げます前に、私の方からも一言ごあいさつをさせていただきます。

議長さんのごあいさつにもございましたが、ああして国の内外において大きい地震が発生をして、大勢の犠牲者が出たわけでありますが、亡くなられた方々に対しまして、心から御冥福をお祈りを申し上げ、そして被災地の一日も早い復旧を御祈念を申し上げる次第であります。

さて、本日は6月定例議会をお願いを申し上げたわけでありますけれども、議員の皆様方にはおそろいで御出席をいただき、ありがとうございました。

本定例会に私どもの方から御提案をさせていただきたいと考えております案件は、人事案件が1件、専決処分の承認をお願いする案件が4件、報告案件が1件、工事請負契約の締結案件が1件、条例の一部改正案件が3件、条例の廃止案件が2件、条例の制定案件が7件、平成20年度一般会計外各特別会計補正予算案件が9件、その他案件が1件のあわせて29案件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重御審議を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

それでは、提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議案第78号専決処分の承認を求めることについてでありま

すが、これは津和野町税条例の一部を改正する条例の制定について専決をさせていただいたものでございますけども、地方税法の改正等に伴いまして、町の税条例の一部を改正する必要性が生じたので、専決により改正をさせていただいたものでございます。

担当課長から説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第79号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは戸籍法等の改正に伴いまして、町の手数料条例の一部を改正する必要性が起こりましたので、前議案と同様に専決処分をさせていただいたものでございます。

担当課長から御説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第80号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは20年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第1号）について専決をさせていただいたものでございますが、本会計につきましては、平成19年度において1,710万3,000円の赤字が発生いたしましたので、この赤字について20年度において繰り上げ充用の措置をとらせていただいたものでございます。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

続きまして、議案第 8 1 号専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは平成 2 0 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を専決させていただいたものでございます。

平成 1 9 年度におきまして、旧津和野町の簡易水道事業費に赤字が生じておりますので、繰り上げ充用をさせていただいたものであります。

ちなみに、単年度におきましては、5 4 2 万円の赤字解消を図ることができたわけではありますが、なお累積赤字 4 , 1 6 6 万 6 , 0 0 0 円を有している会計でございます。今後も引き続き計画的に赤字解消を図ってまいる考えでありますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

それぞれ担当課長から詳細御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 7 8 号 専決処分の承認を求めることについて

津和野町税条例の一部改正について

議案第 7 9 号 専決処分の承認を求めることについて

津和野町手数料条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 8 0 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 2 0 年度津和野町老人保健特別会計補正予算

（第 1 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 8 1 号 専決処分の承認を求めることについて

平成 2 0 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予

算（第 1 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

議案第 7 8 号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

8 番、原秀君。

○議員（8 番 原 秀君） 8 番。それでは、一、二点お聞かせをいただきたいと思います。

先ほど税条例の方で説明いただきましたけれども、その改正の中で、住宅税制の改正なんですけれども、この参考資料を見まして、一定の省エネ改修工事を 3 0 万以上行ったという、その一定の改修工事とはどういう工事をされるのか。

それともう一つ、長期優良住宅、2 0 0 年住宅という、これは現実的に例えばどういうことを言われてるのか。

それともう一つ、町の合併協によります前納報奨制度の廃止ですけれども、この条文を見ますと、目的をほぼ達成したということは、この目的とは何を示されておるか、その 3 点をお聞かせください。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 3 点ほど御質問でございます。

まず最初の一定の改良住宅の 3 0 万円ということでございますが、

これは4月30日に税制が改正されて、それを受けて町の税条例を専決させていただいておるわけですが、この具体的な内容等につきましての通達がまだ参っておりません。

したがいまして、これからいずれそういう具体的なことにつきましては、町村まで浸透してくるんだろうというふうに思っておりますが、現在のところまだそういうことが入っておりません。

また、200年住宅ということにつきましても同じでございますので、また入り次第御説明ができる機会があれば、説明をさせていただきたいというふうに思います。

それから、もう一点の前納報奨金でございます。その目的が達成したという言葉の表現でございますが、これにつきましては、皆様方もう既に御承知のように、合併をするときの協議会の中におきまして、十分その論議をされた結果、20年4月からはもう廃止しようというふうに協議された決定事項でございます。

言葉のその達成されたという言葉の表現が、適切であるかどうかというふうなところにつきましては、なかなか難しいところもあるかと思いますが、我々一担当課といたしましては、決定事項であるので、素直にそれを受けて今回の条例改正にあわせて削除をお願いしたいとい

うことでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 資料の2番の個人住民税云々のところでありますが、ふるさと納税制度であります、これの中で質問することにしておりますが、質問には通告してない部分をちょっとお聞きをしたいと思いますが、控除方式を所得控除から税額控除にするということですので、かなりこれはでかいだろうというふうに思うわけですね、地方税の控除する部分が。

そういうふうなことで、所得割の1割ということですので、どのような影響があるのかなというんが、ちょっとわからないわけですが、試算が何かしておられるかどうか。また、始まったばかりですので、実際には来年度以降のことになりますが、そういうふうなことで試算をしなければ、それでもいいですが、どのような影響が考えられますか。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） お答えをしたいと思いますが、17番議員さん御指摘のように、この制度が始まって、その結果があらわれるといたしますのは、来年の確定申告、これを受けての事からでございます。

して、その辺のトータル的な試算というのは、今の段階ではなかなか難しいというところがありまして、していないというのが現実でございます。

なお、この改正によりまして、一応サンプル的には個人的なサンプルでございますが、皆様方も既に御承知かと思いますが、ホームページあたり、津和野町のホームページではございませんが、インターネット等あたりで盛んにPRがされております。

例えば、夫婦、そして子供2人、そして年収700万円——これ仮定でございますが、そしてそれに係る個人住民税が29万円というケースがあった場合に、その納税義務者が3万円ほどふるさと寄附金として寄附をしたという場合に、その場合にどれだけ税額の控除があるかという試算でございますが、これにつきましては、合計で3万円の寄附をしたということになりますと、2万9,000円のいわゆる税額控除があるということでございます。それは、所得税もあわせての話でございます。

3万円のうち、先ほども税制改正の中で説明を申し上げましたが、まず5,000円は下限でカットすると。したがって、残りが2万5,000円でございます。それプラス住民税の基本控除額、これが一律1割で

ございます。したがいまして、2万5,000円の1割で2,500円、そして所得税の控除による税額軽減、これが2,500円、あわせまして2万9,000円のトータル税額控除が受けられるという試算でございます。これは、あくまで3万円という想定のもとの試算でございます。寄附金額が上がるから、それに見合うだけの控除額が上がるというものでもありませんが、一応3万円という算定のもとでは、そういうふうな数字になっております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 今の計算ですが、3万寄附した場合2万9,000円ですかね、ちょっと私が何したのとちょっと違うような感じするんですが、2万5,000円引く下限が5,000円ですので、5,000円は引くんだろうと思います。

これはわかりますが、そうすると、所得税は2,500円の控除だと思うんですよ。それで、それを両方プラスして2万5,000円の所得税のプラスと、所得控除のプラスと、2万5,000円プラスじゃないですか。2万7,500円ということになりませんか。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 大変申しわけありません。数字をちょっと読み違えておりましたが、先ほど申し上げました3万円寄附した場合に、2万9,000円というのは間違いでございます。3万円寄附した場合には、その対象額が2万5,000円になります。その2万5,000円に対して住民税の特例控除、これが2万円、そして基本控除、これが2,500円、そして所得税の税額軽減、これが2,500円。したがって、2万9,000円でなく、あわせて2万5,000円でございます。大変失礼をいたしました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。——ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決いたします。本案件を承認することに

賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定しました。

議案第79号専決処分の承認を求めることについて、津和野町手数料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） この改正であります。本人確認というふうな説明があったわけですが、ちょっとどういうふうにするのかなというんがわからない部分があります。免許証、あるいは国民健康保険証とか、そういうふうなの持ってる場合はいいですが、もし役場に行って何も持ってなかったと、周知は十分にされているんだろうと思いますが、もしそういうふうなことが、忘れていかれる方もおられると思いますが、そのような場合には何か窓口の方で質問とか何かをして、本人確認をするというふうな方法をとられるのかどうか、どういうふうな方法があるのか、お願いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） それではお答えをいたします。

この件につきましては、5月1日から国の戸籍法、これが施行されております。したがって、その前段におきまして町民の皆様方には、このことを周知をしていただくという意味で、チラシを作成いたしましてお配りをしておるところでございます。

先ほどの御質問のように、例えばその証明書、自分の証明書でございますが、これを忘れて窓口に来られた時の対応はどうするかということでございます。固い言葉で言いますと、これはもう交付ができません。したがって、法律上のルールというのはそこでございますので、役場の方に行って、その自分の証明をできるものがない場合には、交付できないということを町民の方はしっかりと御認識をいただいて、窓口の方にお出かけをお願いしたいというふうに思います。

なお、免許証を持っておれば、もう事が足りるわけでございますが、なかなか免許証を持っていないという方も、まみ見受けられますが、一応ルールはルールとして、我々としてはそれを守っていき、なおかつという部分もなきにしもあらずということが現実でございます。

そういう部分につきましては、顔見知り等々の判断、これで確認ができればということでの進め方も、しなくてはならないケースもあるかと思っております。が、基本的には、先ほど申し上げましたように、きちん

と物で証明ができるようなもの、そしてそれが確認できるようなことを、今後進めていきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 今の本人確認の件ですけれども、免許証があれば当然顔と本人とが一致すると。ただ、いろいろな書類、保険証等でありますと、顔——他人が持って役場に行っても、わからない場合はわからないケースがある。そういう場合に、どのような対応をされるのか。顔と本人とが書類上一致するものが、適切なものをお考えかどうかをお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 先ほども申し上げましたが、一応我々としては、法律で決まったことを尊重して、ルールとして守っていくという立場の者でございます。

したがって、決まった以上はそれを守っていくという基本的なスタンスの中で、今議員さんが言われましたように、免許証があれば、免許証には写真と氏名、住所、これはきちんと記入されておりますので、本人であるかどうかということは確認はできますので、免許証1つで結構でございますが、例えば保険証、今言われました保険証あたりでは、

住所、氏名はもちろん確認できます。しかし、本人であるかどうかの顔ですね、この確認はできません。したがって、もう一つ別のものがないと、本来は法律上のルール上では交付してはいけないというふうになっております。

しかしながら、今の時点といいますか、段階では、窓口対応として保険証は確認できます。しかし、その保険証を持っておられる方が本人であるかどうかということの確認は、例えば生年月日を聞いてみるとか、住所はそりゃすぐわかると、住所は記載されておりますんで、わかるわけでございますが、例えばその健康保険証をこちらの方で預かって、「あなたの生年月日はいつですか」というふうな確認ですね、これをしてながら対応させていただいておるのが実態、実情でございます。

○議長（後山 幸次君） 6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 6番。法律上では、どのような文言が書いてあるのか。免許証というふうに、顔と書類とが確認できるものというふうに書いてあるのか。それとも、そういう町が発行する書類の確認だけでいいとされておるのか、その辺を確認をしたいと思いますが。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） 先ほども申し上げましたが、町民の

方々につきましては、この施行日以前に、こういうチラシを全戸町民の方に各世帯配布させていただいております。この裏面には、1つで確認できるもの、例えば運転免許証、あるいはパスポート、船員手帳、住民基本台帳カード等々、いろいろ書いてあります。

ただし、2つ以上で確認をすべき、2つ以上なかったら確認ができませんよというものにつきましては、例えば健康保険証、共済組合員証、国民年金の証書、これらあたりは、1つでは確認できませんと。もう一つの例えば勤務先の身分証明書、これとセットにして、これが私ですよという申し出があれば、それは確認しますと、本人であるということを確認しますというような、具体的なお知らせを町民の方にさせていただいておるところでございますので、その中では、詳しくごらんいただいた方には、御理解をいただけるものというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。——ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定しました。

議案第80号専決処分の承認を求めることについて、平成20年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。——ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、討論なしと認めます。

これより議案第80号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定しました。

議案第81号専決処分の承認を求めることについて、平成20年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 合併協議で、この簡易水道事業会計の繰り上げ充用の問題が論議をされた経過がありまして、私定かにその記憶を覚えておりませんが、平成何年度かまでには、要するに償還をして正常に戻すというようなことであったのかどうなのか、定かではありませんが、そういう経過と、私はもうこの時期に入りましたら、毎年毎年必ずこれだけの要するに繰り越し赤字というものを持つとるわけですから、毎年繰り上げ充用という処理をせざるを得ないということでもありますから、できることなら平成20年度であろうと、来年度予算であろうと、言うなれば一般会計からぴしっと繰り入れをして、正常に戻

すという、そういうことをやるべきではないかと、このように思いますが、所管の課長並びに町長からお返事をいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 赤字解消の計画についての御質問でございますが、現在のところ平成18年度から10年計画によります経営健全化計画を立てて、解消に努めているところでございますが、御質問にございましたように、一刻も早くこれを解消すべきということは、常々内部では協議をしているところでございます。

また、その財源について、いかようなものがあるかというようなことも、今検討中ではございますが、できるだけ早くという考え方は、そのように私どもは考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 3番議員さんから御意見いただきましたが、ああして新しい法律制度の中で、こうした会計の赤字につきましても、連結赤字ということで、総体的なこの財政数値に影響を及ぼしていることになるわけでありますので、その辺も踏まえまして御意見を尊重しながら、どのような対応ができるか、今後の課題にさせていただきたいと、このように思っておるところでございます。

○議長（後山 幸次君）ほかにありませんか。——ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君）はい、討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。本案件を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君）起立全員であります。よって、本案件は承認することに決定しました。

_____ . _____ . _____

日程第8．報告第2号

○議長（後山 幸次君）日程第8、報告第2号平成19年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 報告第2号平成19年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、町道3路線の改良工事につきまして、繰越明許をさせていただいておるところでございますが、その計算書の調整が終わりましたので、本日御報告をさせていただきます。

担当課長の方から報告させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

報告第2号 平成19年度津和野町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

.....

○議長（後山 幸次君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

_____・_____・_____

日程第 9．議案第 8 2 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 9、議案第 8 2 号津和野地区消防センター建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 議案第 8 2 号津和野地区消防センター建設工事請負契約の締結についてでございますが、消防センターの建設工事につきましては、去る 6 月 1 6 日に指名競争入札を執行いたしました結果、施工業者が決定をいたしましたので、工事請負契約の締結をお願いするものであります。

担当課長の方から内容を御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 8 2 号 津和野地区消防センター建設工事請負契約の締結について

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 1点だけお尋ねをしておきますが、今担当課長の説明では、外構工事と電気設備関係を除く工事請負契約、こういう説明でありました。それで、それはそれで結構だと私は思うんですが、それは最後の説明で定かでなかったのは、それは本契約を請け負った施工業者に随意契約という今説明をされたんですか。そういう説明であったのかどうか。

私は、いずれ9月になるのか、補正をかけられて、外構工事並びに電気工事等が契約案件として出されるだろうと思いますが、別発注をすべきだと、このようにと思いますが、説明を私が聞いたのが、私の聞き間違えなら結構なんですけど、そこら辺をもう一度明確にお答えをいただきたい。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 失礼します。広域の負担も含めた工事でありますので、今後広域等と協議をいたしまして、予算等を9月に補正をお願いをいたしまして、その後変更契約をしていくというものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

○議員（３番 沖田 守君） わかりません。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 今回予算を持っています範囲内で、今回発注をさせていただきました。したがって、今後まだ外構工事なり、それから電気設備工事等につきましては、今後予算がまだ不足しておりますので、広域と協議を行って調整をし、９月議会で補正予算をお願いをいたしまして、それを議決をいただいた後に、追加発注という形で変更契約で対応をしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（後山 幸次君） ３番、沖田守君。

○議員（３番 沖田 守君） そこまではね、よくわかるんです。先ほどの担当課長の説明の中で、私の聞き間違いかも知れませんよ。それは随意契約だというふうに私耳に聞こえたのから、そういう契約の方法をとられるのかということをお聞きしとるんです。そこを一番肝心なところです。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 変更契約を行うものでございます。

○議長（後山 幸次君） ３番、沖田守君。

○議員（３番 沖田 守君） これで終わりますがね、ということは

随意契約と、こういうことなんですね。したがってね、多分外構工事、電気設備工事、私素人が考えても、3,000万をくだる金額にはならないだろうと、こう思いますが、そんな金額を随意契約やなんていう方法、契約変更契約なんていう契約でおやりになるというのは、いささか今日の社会経済この地域の低迷しとる状況をお考えになるとね、まことに遺憾だということを申し上げておきます。終わり。

○議長（後山 幸次君） ほかに、6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 工事だけの金額なら理解できるんですが、今の説明だと、その外構工事及び電気設備はまた別途ですと。普通の家を建てるときに、いろいろ配線はもう想定の上に配線をして、いろいろやっていくのが普通常識だと思うんですね。それが後からとなると、普通の家を建てる場合には、それじゃ配線をまた建てた後に工事発注をしてとなると大変なことになると思うんですが、設計上ではもう既にその配線等々も、全体像としてはあるはずですよ。

その途中途中で配線等をしていかないと、非常にむだなお金の使い方になると思いますが、この電気設備等々が別ですと言われた理由は、少し私たちのその家を建てる場合の常識と離れてるのかなと思いますが、その点をもう少し詳しく御説明をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 今回の入札につきましては、確かに6番議員さんが言われますように、電気が後から発注ということになれば、工事ができないのではないかとというようなことがあります。全体の設計書を提示いたしまして、今回はその予算上の問題があります。

電気、それからその他施設関係は別々に発注してはどうかということで、別々に発注をしても、業者間同士で十分打ち合わせをして、対応してってもらってるんですが、一括発注の方が入札率を低く対応してもらえるんじゃないかということで、先ほども言いましたように、設計額に対しましては86%余りということで落札されておりますので、電気関係につきましても、今後発注するはずですが、現在ある予算内については、変更契約はできるわけなんですけれども、全体設計を示した中で、今回についてはこの部分を発注しますということの条件を付して、設計書は全体設計書を見せております。

そして、当建設場所が史跡の関係がございますので、すぐ着工できるということになりませんで、着工は史跡の関係での掘削等には入れまされども、本体自体の着工は9月の下旬ぐらいから行われるというふうに工程上なっておりますので、十分そのあたりは間に合って、口ス

のないような工程になっていくというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 8番。それでは、1点ほど、この土地今森の自治会が管理しております駐車場がありますけれども、この工事に始める、それと同時に埋蔵掘削に入るわけですが、これを借りてる人の駐車はどういうふうになっていくのか、この辺を答弁してください。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 今月極めの駐車場にして使用しておりますわけですが、その方々につきましては、了解をいただきまして、その敷地内ではありますが、少し移動していただいて、そこにとめていただくというふうにしております。

○議長（後山 幸次君） 8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） そうしますと、今建物を建てようとしてるところだけを、埋蔵の掘削をするというふうに理解してよろしいんですかね。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） そのとおりでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。——ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） はい、討論なしと認めます。

これより議案第 8 2 号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 8 2 号 津和野地区消防センター建設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で 1 0 時 2 5 分まで休憩いたします。

午前 10 時 15 分休憩

.....

午前 10 時 26 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 10. 議案第 83 号

日程第 11. 議案第 84 号

日程第 12. 議案第 85 号

日程第 13. 議案第 86 号

日程第 14. 議案第 87 号

日程第 15. 議案第 88 号

日程第 16. 議案第 89 号

日程第 17. 議案第 90 号

日程第 18. 議案第 91 号

日程第 19. 議案第 92 号

日程第 20. 議案第 93 号

日程第 21. 議案第 94 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 10、議案第 83 号津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてより、日程第 21、議案第 94 号津和野

町環境保全条例の制定についてまで、以上 1 2 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第 8 3 号津和野町国民健康保険税条例の一部改正についてありますが、老人保健制度や退職者医療制度が廃止をされまして、新たに後期高齢者医療制度が創設をされたこと、あるいはまた、前期高齢者にかかわる財政調整制度が実施をされるということに伴いまして、町の保険税条例も所要の改正を必要といたしますので、今回一部改正についてお願いをするものでございます。

続きまして、議案第 8 4 号津和野町病院等事業の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございますが、さきに制定をさせていただきました本条例は、病院等事業ということで各施設事業を網羅いたしておりましたが、審議の確定における議会の御指摘、あるいはまた、関係機関等の指導等も受けまして、今回これを廃止をさせていただき、それぞれについて新たに条例を制定をさせていただきたいというものであります。よろしくお願いを申し上げます。

議案第 8 5 号津和野町病院等事業利用料及び手数料条例の廃止につ

いてでございますが、本案件も議案第 8 4 号と同様の理由によりまして、本条例は廃止をさせていただき、新たに制定をさせていただきたいというものであります。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 8 6 号、議案第 8 4 号で御説明を申し上げましたとおりの理由によりまして、今回本条例を新たに制定をさせていただきたいというものであります。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 8 7 号津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、本案件も議案第 8 6 号と同様な理由によりまして、今回新たに制定をさせていただきたいというものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第 8 8 号津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、本案件も議案第 8 6 号と同様な理由によりまして、新たに本条例を制定をさせていただきたいというものであります。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第 8 9 号津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の制定についてでございますが、本案件も議案第 8 6 号と同様の理由によりまして、新たに制定をさせていただきたいというものであります。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第 9 0 号津和野町病院事業利用料及び手数料条例の制定についてであります。議案第 8 5 号を廃止をして、本条例を新たに制定をさせていただきたいというものであります。

理由は、議案第 8 4 号等で御説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第 9 1 号津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、住宅のうち、1 棟を訪問看護ステーションとさせていただきたいということで、今回条例の一部を改正をお願いをするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第 9 2 号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてでございますが、病院等地域医療基本構想策定委員会を設置をしたことに伴いまして、当該委員さんに対する報酬及び費用弁償の支給について、条例に加えさせていただきたいというものであります。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第 9 3 号津和野町景観条例の制定についてでございますが、さきの議会全員協議会において御説明を申し上げておりますように、国の景観法施行に伴いまして、本町が景観団体に認定を受け、

景観計画についてその策定作業を進めておりましたが、このほどその計画策定が終わりましたので、この計画に基づき本町の景観を維持、保全するために本条例を制定させていただきたいというものであります。

既に本案件につきましては、全協で概要を御説明させていただいております。また、本案件につきましては、議運の委員長さんの御報告にありましたように、委員会付託の上、御審議をいただくというようでございますので、説明につきましては、簡潔にさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、議案第94号津和野町環境保全条例の制定についてでございますが、議案第93号でお願いいたしております景観条例の制定に伴いまして、それに関連して本条例を全部改正をさせていただきたいというものであります。

本案件につきましても、いずれ委員会に付託をされ、御審議をいただくことになろうかと思えます。よろしくお願いを申し上げます。

それぞれの議案につきましては、担当課長から詳細御説明申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 8 3 号 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 8 4 号 津和野町病院等事業の設置及び管理に関する条例の
廃止について

議案第 8 5 号 津和野町病院等事業利用料及び手数料条例の廃止に
ついて

議案第 8 6 号 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の制
定について

議案第 8 7 号 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の制定
について

議案第 8 8 号 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する
条例の制定について

議案第 8 9 号 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関
する条例の制定について

議案第 9 0 号 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の制定につ
いて

議案第 9 1 号 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一
部改正について

議案第 9 2 号 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

.....

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 9 3 号 津和野町景観条例の制定について

議案第 9 4 号 津和野町環境保全条例の制定について

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、冒頭議会運営委員長より御報告いただきましたとおり、議案第 9 3 号津和野町景観条例の制定について及び議案第 9 4 号津和野町環境保全条例の制定についての 2 案件につきましては、所管の経済常任委員会に付託し、閉会中の審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 異議なしと認めます。よって、議案第 9 3 号及び議案第 9 4 号の 2 案件につきましては、経済常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決しました。

日程第 22. 議案第 95 号

日程第 23. 議案第 96 号

日程第 24. 議案第 97 号

日程第 25. 議案第 98 号

日程第 26. 議案第 99 号

日程第 27. 議案第 100 号

日程第 28. 議案第 101 号

日程第 29. 議案第 102 号

日程第 30. 議案第 103 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 22、議案第 95 号平成 20 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）より、日程第 30、議案第 103 号平成 20 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）まで、以上 9 案件につきましては、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第 95 号平成 20 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）につ

いてであります、歳入歳出それぞれ7,461万5,000円の増額を
させていただき、歳入歳出それぞれ予算総額を68億7,902万4,0
00円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものは、議会費ではああして人件費5%の削減をいた
しました。この額308万8,000円を今回減額計上させていただ
いたところであります。

総務費では、減債基金積立金に2,600万円、財政調整基金積立金
に1,600万円、そしてコミュニティー助成事業交付金を500万円
計上させていただいております。

衛生費では、地域医療コンサルティング委託料を147万7,000
円、そして津和野町病院事業特別会計への繰出金156万5,000円、
医師住宅の下水道敷設工事49万5,000円、さらにせせらぎ空調設
備工事504万円、そして医療機器の購入費167万7,000円等を
今回計上させていただいております。

それから、歳入の主なものといしましては、国庫支出金、あるいは
委託金等を計上させていただいておりますが、コミュニティー助成事
業につきましては、歳出と同様の500万円を計上させていただ
いております。

なお、町債については、診療施設整備事業にかかわります過疎対策事業債を670万円お願いをしたいと思っております。

なお、前年度よりの繰越金5,195万4,000円を計上させていただいているところであります。

続きまして、議案第96号平成20年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ5,646万4,000円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額12億6,304万8,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者支援金、そして老人保健医療費拠出金、財政調整基金への積立金、これは2,999万9,000円でございますが、そして予備費に2,132万4,000円計上させていただきたいと思っております。

歳入の主なものといたしましては、19年度からの繰越金5,646万4,000円でございます。

続きまして、議案第97号平成20年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ115万3,000円を増額をさせていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総

額 1 億 9,372 万 9,000 円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、償還金 115 万 3,000 円、歳入の主なものといたしましては、医療費負担金同額を計上させていただくものであります。

続きまして、議案第 98 号平成 20 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 3,205 万 8,000 円を増額させていただき、歳入歳出それぞれ予算総額 1 億 1,794 万 2,000 円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、介護給付費準備基金積立金 1,599 万 9,000 円、予備費に 1,594 万 2,000 円を計上させていただきたいと思っております。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金、介護給付費負担金、介護給付費交付金、それから県の支出金、介護給付費負担金、そして 19 年度からの繰越金 2,869 万 6,000 円を計上させていただいておるところであります。

続きまして、議案第 99 号平成 20 年度津和野町下水道事業特別会

計補正予算（第１号）についてであります。歳入歳出とも総額に変更
ございませんが、歳入の主なものといたしまして、一般会計から１０３
万８,０００円を繰り入れさせていただくことにいたしておりましたけ
ども、１９年度の繰越金が１０３万８,０００円ございましたので、相
殺をさせていただいて、繰入金を減額し、繰越金を計上させていただく
という内容のものでございます。

続きまして、議案第１００号平成２０年度津和野町農業集落排水事
業特別会計補正予算（第１号）についてであります。この補正予算も、
総額に変更はございませんが、歳入の方といたしまして、一般会計から
の繰入金７万３,０００円を繰越金７万３,０００円が出ましたので、相
殺をさせていただきたいという内容のものでございます。

続きまして、議案第１０１号平成２０年度津和野町奨学基金特別会
計補正予算（第１号）についてであります。歳入歳出それぞれ１４１
万９,０００円を増額をさせていただき、歳入歳出それぞれ予算総額１,
６８１万３,０００円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、育英奨学金貸付金１３２万円、歳
入の主なものといたしましては、育英奨学金の基金の繰入金、同額の１
３２万円を計上させていただいておるところであります。

続きます。議案第102号平成20年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ176万2,000円を増額させていただきまして、歳入歳出それぞれ予算総額1億134万7,000円とさせていただきたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、積立金176万2,000円、歳入の主なものといたしましては、19年度からの繰越金176万2,000円を計上させていただきたいというものであります。

続きます。議案第103号平成20年度津和野町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。病院事業収益的収入につきましては、医療外収益で厚生連負担金、減額の505万9,000円、病院施設利用料1,890万円を計上させていただいております。

病院事業資本的収入につきましては、負担金で一般会計負担金164万3,000円、資本的支出におきまして、企業債償還金328万6,000円を計上させていただいております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足をいたします。164万3,000円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金で補てんをさせていただくことにいたしております。

内容につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 9 5 号 平成 2 0 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 9 6 号 平成 2 0 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 9 7 号 平成 2 0 年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 9 8 号 平成 2 0 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 99 号 平成 20 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算
(第 1 号)

議案第 100 号 平成 20 年度津和野町農業集落排水事業特別会計
補正予算 (第 1
号)

.....

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 101 号 平成 20 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算
(第 1 号)

.....

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 102 号 平成 20 年度津和野町電気通信事業特別会計補正

予算（第 1 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第 1 0 3 号 平成 2 0 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

_____ . _____ . _____

日程第 3 1 . 議案第 1 0 4 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 3 1、議案第 1 0 4 号津和野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

議案第 1 0 4 号津和野町教育委員会委員の任命について、津和野町教育委員会委員に下記の者を任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求め

る。6月20日提出、町長。

御同意をお願いを申し上げたい方は、住所が島根県鹿足郡津和野町後田八38番地、氏名、財間至宏、生年月日、昭和18年4月2日、現在65歳でございます。

現在教育委員をお願いしております伊藤龍一郎委員が、一身上の都合によりまして、6月末日をもって辞任をしたいとの申し出があり、これを受理することといたしましたので、その後任として財間至宏氏を選任させていただきたいというものであります。

財間至宏氏は、町内後田において開業されている財間歯科医院の院長先生であります。ちなみに、医学博士であります。今日まで町の各種協議会や審議会の委員等に御就任をいただき、町政の振興、発展に御協力をいただいております。現在は町の学校医、保健福祉医療審議会の委員、文化財保護審議会の委員、森?外記念館協議会委員等に御就任をいただいているところであります。

各般にわたって公明な御識見と情熱をお持ちのお方であるので、ぜひとも御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、任期は伊藤委員の残任期間となりますので、平成20年7月1日から平成21年12月5日までとなるものであります。よろしく御

審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。——ありませんので、これで質疑を終結します。

お諮りいたします。本案件につきましては、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決しました。

これより議案第 1 0 4 号津和野町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後山 幸次君） ただいまの出席議員は 1 6 名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定によって、立会人に 9 番、中岡誠君、8 番、原秀君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（後山 幸次君） 念のために申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載の上、投票をお願いします。

なお、投票における票決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、反対とみなすことになっております。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（後山 幸次君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

〔議員投票〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 投票漏れなしと認めます。

それでは開票を行います。9番、中岡誠君、8番、原秀君の立会をお

願いいたします。

〔開票〕

○議長（後山 幸次君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 16 票であります。これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

そのうち、「賛成」 16 票、以上のとおり、全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

日程第 32. 諮問第 1 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 32、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中島 巖君） 提案理由の御説明を申し上げます。

諮問第 1 号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、担当課長から詳細御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

〔担当課長説明〕

.....

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

.....

○議長（後山 幸次君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前 11 時 42 分休憩

.....

午前 11 時 45 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、以上をもちまして本日は散会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午前 11 時 47 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 20 年 第 3 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第
2 日）

平成 20 年 6 月

23 日（月曜日）

議事日程（第 2 号）

平成 20 年 6 月 23 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（17 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（1 名）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

松浦 秀信君

副町長 沖田 修君 教育長

齋藤 誠君

参事 長嶺 常盤君 総務財政課長

右田 基司君

税務住民課長 米原 孝男君 情報企画課長

長嶺 清見君

健康保険課長 安見 隆義君 商工観光課長

山岡 浩二君

農林課長 大庭 郁夫君 建設課長

伊藤 博文君

環境生活課長 長嶺 雄二君 教育次長

水津 良則君

会計管理者 村田 祐一君

午前 9 時 00 分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。引き続きお
出かけいただきましてありがとうございます。これから 2 日目の会議
を始めたいと思います。

6 番、河田隆資議員と 9 番、中岡誠議員より遅刻の届出が出ておりま
す。

ただいまの出席議員数は 1 5 名であります。定足数に達しておりま
すので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

・ ・ ・

日程第 1．会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により 13 番、斎藤和巳君、14 番、竹内志津子君を指名いたします。

日程第 2．一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第 2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序 1、14 番、竹内志津子君。——竹内君。

○議員（14 番 竹内志津子君） おはようございます。議席番号 14 番、竹内志津子でございます。通告に従って 5 項目質問いたします。

まず最初は、後期高齢者医療制度についてです。このことについては、昨年 9 月議会とことしの 3 月議会で一般質問いたしました。そのときにも指摘しましたように、多くの問題を含む制度で、高齢者を初めとして多くの国民の批判が政府に寄せられました。そこで、政府は保険料の軽減措置を行ったり、希望する場合には本人ではなく家族が保険料を支払ってもよいことにするなど、制度の見直しをしていますが、小手先の見直しではなく、これでは国民は納得いたしません。根本の大きな問

題はそのままだからです。国の医療費を削減する目的で、75歳以上の高齢者を医療の面で差別するというような内容だからです。国会では参議院で廃止法案が今月6日に可決されました。衆議院では継続審議となりました。これが廃案にならなかったのは国民の怒りの声を与党も無視することができなかったからではないかと思います。

このように、後期高齢者医療制度は大きな問題を含んでおり、廃止するしかないというのが多くの国民の思いです。全国のたくさんの県の医師会がその制度に反対しています。島根県医師会も高齢者を不安を陥れるようなこの制度を認めることはできないとして、廃止撤廃を求めています。高齢者医療制度に対する島根県医師会の見解を発表し、会員に対してポスターを送り、この制度による診療料の算定を行わないように呼びかけたり、これに関する研修会も行わないとしています。このような多くの問題を持ち、たくさんの国民が廃止撤回を求めているこの医療制度について、町長の見解をお伺いいたしたいと思います。

この13日には、2回目の保険料の天引きが行われ、怒りはますます強まっています。しかし、年金が月15万以下の人には天引きはされません。窓口に払い込まなければなりませんけども、こうした収入の少ない人たちの保険料は滞納になる可能性が大きいと思います。1年間滞納

すると資格証が発行され、保険証がもらえません。来年４月以降になりますけども、滞納者には事情をよく聞いて、滞納もやむを得ないというような事情の場合は、短期保険証でも発行されるなどの配慮が必要だと考えますが、そのようにされるお考えなのでしょうか。

以上、後期高齢者医療制度についての質問です。よろしくお願いします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。本日は一般質問をお受けするわけでありますけども、よろしくお願いを申し上げます。

まず、１４番、竹内議員さんの後期高齢者医療制度についてということでお尋ねでございますが、後期高齢者制度が今日これほどまでに物議を醸し出すことになろうとは、政府を初め、これを審議可決された国会の大方の先生方も予想されていなかったのではないかと、このように考えております。この制度は、御承知のとおり小泉内閣の時代、制定を見たものでありますが、この内閣においては、行財政改革の名のもとに旧来の諸制度が次々に大きく変革をされたのであります。

いろいろとある中でも特に衆目を集めましたのが、例の郵政民営化であります。このことが余りにも大きい政治課題となりまして、他の重

要な案件は少し陰に隠れてしまった状況にあったのではないかと、このように考えております。

国会で慎重審議を尽くされた法律（制度）ではありますが、結果として審議不十分であったとのそしりは免れないのではないかと、このようにも受けとめております。これは、今日の状況を見聞する限りにおいては間違いのないことであると、このように考えております。

このような状況にある制度につきまして、町長はどのように考えておるかというお尋ねでございますが、余りにも問題の多い制度でありますので、この際、政府、与党、野党を問わず行きがかりを捨て、メンツを捨て、党別党略に走らず、真に国民の理解が得られる制度はいかにあるべきかについて、真摯に議論されることが肝要ではないかと、このように思っておるところであります。

保険料等にかかわります問題につきましては、担当課長からお答えいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） それではお答えします。

保険料の滞納者に対する資格証や短期証の交付については、「島根県後期高齢者医療保険料滞納者に対する取扱要綱（島根県後期高齢者医

療有効期限短縮被保険者証及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の一時差し止め及び保険料への控除に関する事務の取り扱い)」にて詳細が決められています。基本的には、議員がおっしゃいましたように1年以上納付履歴がない方は資格証が交付され、納付履歴はあるが前年度以前の滞納がある方は3ヶ月の短期証交付となります。資格証交付に関しては第10条第1項にあります各種事情が確認された場合は、短期証交付に変えられるよう定めてあります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） まず、短期保険証交付に関してですけども、国保の関係でも津和野町の担当課のほうでは、いろいろな配慮をされながら、資格証にならないように努力されているというようなことは、私も担当課のほうで聞いておりますし、本当に配慮がなされているなということを感じております。この後期高齢者医療制度が現行のままでいつまで続くのか、そういうことも関係はするのですけども、この資格証が交付されるということが続く限り、血も涙もないようなやり方では、やはり高齢者は本当に安心して生きていくことができないだろうと思いますので、事情を確認されて、本当に心ある対応をしていただきたいというふうに思います。

そして、町長の御答弁に対してでございますけども、町長は県の広域連合の副会長をしておられるということで、そういうお立場にあるということもあって、なかなか賛成か反対かとか、そういうようなことについての御答弁はしにくいのだと思います。それは承知の上でお聞きしたんですけども、本当に全国の中でたくさんの市町村の議会からも中止撤廃の意見書も上げられていたり、先ほども申しましたが、医師会の反対もあったりというようなこともあって、今国中がこの制度に対して中止撤廃をするべきではないかという声が大きくなっている中で、町長の答弁にありましたけども、審議不十分ではなかったかというようなことがありましたけども、これは確かにそのとおりだと思います。

しかし、私の所属する共産党のほうでは、国会でも早くからその問題点について指摘しておりまして、中止撤廃を求めてはいましたけども、これが本当に実際保険料の徴収というようなことが始まってから、国の中で本当高齢者を中心に大きな声になってまいりました。実際に我が身に降りかかってみないとなかなか声が出しにくい、わからないということがあったと思いますが、この制度の欠陥が日を追うごとに明らかになってきているということで、高齢者のとまどい、不安、そ

うものは随分大きなものがあると思います。実際担当課のほうでも事務的にも随分大変なこともお聞きしましたし、町内でもいろいろな不安の声、それから批判が集中していたのではないかなというふうに思いますけども、町内での反応はどのようなものであったかということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 今までの担当のほうからお聞きした中では、始まった当時のいろんな質問というのは、今後年金からどのように差し引くのかとか、そして二重に引かれるんじゃないだろうかとか、そういうような意見が多かったように聞いております。本町においては、いろんな制度の中、特別徴収の件については問題はなかったというふうに聞いております。

それで、前段のところで、今後、議員さんがおっしゃったような滞納者に対するもう少し温かみのあると、こういう御質問もあったかと思いますが、今現在は県の広域連合の中では、滞納額を完納した場合とか、滞納者が一部納付した上 1 年間に解消される分割納付誓約書を提出し、誠実に納付を認められたとき、そして滞納している被保険者、世帯主が罹災したり盗難に遭った場合というのが条件になっておりますので、

その他以外のところになるかと思っておりますので、今後広域連合のほうにそういう機会があれば、そういうことも話していきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 担当の課のほうではいろいろと御苦労もあると思います。町長にお伺いしたいと思いますが、広域連合の副会長として、県の広域連合に対してもいろんな意見が寄せられたのではないかと思いますけども、広域連合のほうで今後これに対してどういう対応をしようとか、しようかとか、それから国へ対して声を上げようとか、そういうようなことは出なかったのでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 御質問にありますように、この制度が全県1区といいますか、広域連合を設けまして、そして運営されることになったと思いますけども、この広域連合の連合長が松江の市長でございますが、副連合長が津和野町長ということになっておりまして、実際の運営に携わっておるわけでありまして、今お尋ねにありましたような問題が直接被保険者の皆さんから広域連合に寄せられているという

ことは現在のところございませんが、いろんな団体の皆さん方からは、この制度のあり方、あるいはまた改めるべき点等についての御意見、御要望等は承っておるわけでありますが、これに対しましてはそれぞれに適切な御回答を申し上げさせていただいておるということでございます。

今後、この制度が実際には動いておるわけありますので、制度に対する直接的な問題といたしますか、いわゆる不服審査の申し立て等が起こってくれば、これまた、県下でたしか5名だったと思うんですけども、審査会が設けてありまして、その審査員の1名にも知事のほうから任命を受けておりますので、場合によっては出かけて行って審査に加わるということも起ころうかとは思いますが、今日現在ではそういう事例は起こっておりません。

この制度に対して、国等に対する要望でございますけれども、広域連合としては、少なくとも法律制度でこのように開始をされたことありますので、これに基づいて適切な執行をしていくということでありまして、内容によってはやはり見直しをひとつ図っていただきたいということも申し上げておるわけですが、一番の私どもが連合等として要望しておりますのは、ああして次々問題が起こってくるもので

すから、私どものほうから言えば、姑息な手直しといえますか、これが行われることについてはどうも賛成をしかねると。といいますのは、例えば政府におかれては、保険料の徴収をじゃあもう3カ月延ばそう、あるいはもう4カ月延ばそうというようなことがやられるわけでありまして、それは被保険者にとっては結構なことではあるんですが、その事務処理が大変なわけでありまして、まずコンピューターから直していかないけませんし、それから、すべてがコンピューターで処理ができるわけではありませんで、手作業的な事務処理、これは広域連合だけでも大変ですけども、市町村におりてきた段階でも非常に複雑な事務処理になるわけでありまして、ですので、なるべくそういうことがないようにということ、それから、仮にそういう部分的な手直しがなされた場合、それに伴ってかかる経費、これまた膨大なものでありますけども、すべて国の責任において措置をされるべきであると、このようなことを申し入れをしているところであります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 3回が終わりましたので、これは要望としてお願いしておきますけども、町長もいろいろおっしゃってくださったんですけども、これから県内のいろんな要望が上がってくる

と思いますけど、しっかり国のほうへ上げていただきたいことと、それから、担当課のほうでは、先ほど町長も言われましたけども、手直しがされれば、また本当に事務的ないろんな煩雑なことが起こってくると思うんですけども、要は本当高齢者が迷うことがないように、本当に大変だとは思いますが、迅速な事務の手続をお願いしたいと思います。

それでは、2つ目に移ります。男女共同参画推進条例についてです。

島根県男女共同参画推進条例のパンフレットの中には、男女共同参画について解説してあります。男女共同参画とは「男女が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が保障され、社会の対等な構成員として、みずからの意思で社会のあらゆる分野の活動に参画し、ともに責任を担うことを言います。」とあります。そして、津和野町における男女共同参画社会を実現するためには、津和野町と町民と事業者が共通理解のもとにそれぞれ主体性を発揮し、相互に連携協力して取り組みを推進するためには、津和野町の男女共同参画推進条例を制定することが今求められていると思います。当初の計画では19年度に制定するとなっております。昨年3月定例会で私が質問したことに対して、「平成19年度の予算案に、審議にかかわ

る経費等の予算計上をしている。予算を認めていただければ、新年度の早い時期に男女共同参画推進条例の制定手順を初めとして、資料収集、審議委員の選任等、具体的事務に着手したい。」との答弁をいただいております。これは、その準備をするということであって、19年度に条例を制定するということではないということで、この段階で制定は20年度以降になるのだなということは理解いたしました。当初の計画とはおこなっているとは思いますが。県の調査によりますと、本町の条例制定は今年度となっておりますので、県に対してそのような回答をされたのだと思います。条例制定に向けての取り組みがどのように進んでいるのでしょうか。

それから、条例制定とともに推進計画を立てて具体的な取り組みをする必要があります。推進計画の策定も急がなければなりません。今年度中に策定できるのでしょうか、今後の計画ができていればお知らせください。

それから、担当課の取り組みはどのようなになっているのでしょうか。チームをつくって組織的な取り組みができるようになっているのでしょうか、お答え願いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 税務住民課長。

○税務住民課長（米原 孝男君） それでは、14番議員さんの御質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

男女共同参画基本法には、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関して、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と明記をされておるところでございます。そして、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」とも明記をされておるところでございます。

県内の自治体から策定あるいは制定された男女共同参画計画や条例を参考資料として収集をしているところでございますが、住民と協働で計画策定をされたほかの自治体の事例を参考に本町の計画を策定したいというふうに考えております。

本町におきましては、まず今年度中の「津和野町男女共同参画計画」の策定を目指し、現在、同計画の策定委員の選任を進めておるところでございます。この委員会は、16名で構成をしたいと考えておりますが、

その中のうち2名、これを公募枠を設けて、広く住民の皆様の意見を計画に反映させていきたいというふうに考えております。

7月下旬ごろには策定委員会を立ち上げ、第1回の会合を持ちたいと考えております。秋には住民意向調査を実施し、その結果に基づいて、本町の特性に応じた計画策定を目指したいというふうに思います。条例制定は、この津和野町男女共同参画計画策定後、その内容に基づいての制定を考えております。

また、役場庁舎内にも男女共同参画行政推進のための推進会議を設置し、職員の意識啓発を図ることはもちろん、各課連携のもとで施策の充実を図っていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、最初に御指摘のありました、平成19年度条例制定の件でございますが、平成19年度におきましては一部予算化はされたものの、条例の制定というところまでの取り組みがなされなかったことは大変申しわけなく思っておりますが、島根県及び財団法人でありますしまね女性センターの御指導をいただきながら、男女共同参画サポーター、島根県から委嘱を受けております方5名、津和野町内にありますが、この方々を中心に講演会の開催、あるいは担当者研修会等、地域啓発事業に取り組んできたところでございます。今後もこの取り

組みにつきましても、引き続き努力をしてまいりたいというふうに思っていますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） この推進条例並びに推進計画について、県内でも市段階ではほとんど制定され、いろいろの活動が既に始まっているんですけども、やはり町村段階では随分おくれております。それでも、東出雲町、飯南町、斐川町、川本町、邑南町あたりでは随分進んでおりまして、本当に男女共同参画についての学習会等も随分行われており、生活の中でどんどん生かされているというような報告も受けております。

津和野町においては、聞くところによりますと、ちょっと昨年度の取り組みが滞ったということについては、担当者がかわるというようなこともあったというようなこともお聞きしておりましたけども、やはりチームのことについて私がお聞きしたのは、担当者がいろんなことで都合がつかなくなった場合に、それで準備等がおくれるのではなく、チーム全体としてみんなで取り組めるということが、この事業を進めていく大事な要素ではないかと思っておりますので、今の答弁にありましたけども、庁舎内でも担当課を中心に組織ができているというよう

なことでしたので、今年度は男女共同参画計画策定、まずそれに着手されるということです。期待を申し上げます。条例の制定に向けて、その計画ができた後になされるということでもありますけども、やはり津和野町の町民の思いを反映したものになるということで、町民の意向調査を実施するというふうに御答弁がありましたけども、これは本当に大事なことだと思います。町民のまだ啓発活動というのも十分に進んでおりませんので、男女共同参画って一体どういうことなのだろうかということ自体が十分に行き渡ってはいないんじゃないかなというように考えますので、その意向調査の結果がどのようなものが出るか、未知数のものはありますけども、やはり行政は行政として進んだ地域の事例等を参考にされながら、よりこの津和野町にふさわしいものをつくっていただきたいというふうに考えております。

県の推進に関する基本的な政策では、6月を男女共同参画推進月間とされているということです。ちょうどこの時期に、この議会、6月議会で私が質問させていただいているわけですが、この質問が津和野町の男女共同参画の推進につながることを期待して、この質問を終わりたいと思います。

3項目目は、公民館体制についてです。

昨年12月議会で、同僚議員の質問に対して、町内の公民館の設置場所や職員配置についての原案が示されました。各公民館での説明会終了後出された意見を踏まえて、教育委員会で再検討を行ったものを最終原案とし、地域審議会に諮るということでした。

最近の公民館運営審議会において、日原地区では、「希望する地区には、常勤の嘱託職員を主事として置く」という方針が示されたと聞きました。当初の案では、日原、青原、須川、左鐙の各公民館に常勤の主事を配置ということになっておりましたけども、希望する地区と方針を変更された経緯を説明していただきたいと思います。

社会教育を考えたとき、公民館活動の重要性は言うまでもないことです。そのための常勤職員の配置だと考えます。財政の苦しいときに、わざわざ常勤の主事を配置して、一体どんな仕事があるのだ、今津和野地区の公民館がやっているようなことは日原地区でもやっているではないか、非常勤でもできる、税金の無駄遣いというような声があることは私も承知しております。私自身の耳にも直接入ってきております。そうすることで、なかなかその常勤の主事の配置ということは、それを強行するということは難しかったのかと思いますけども、そういうふうなその変更に至った経緯をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それではお答えをいたします。

公民館問題については、議員さん御承知のとおり、昨年の12月議会で概略を御説明申し上げたところであります。そのときの内容といたしましては、大まかに申し上げまして、公民館の設置数は、旧町各4館、全町で8館ということで、滝元、枕瀬、池河の各公民館については、日原公民館の分館として、また、商人溪村分館については、自治公民館とするというふうなものであります。職員体制といたしましては、館長はすべて非常勤、主事は津和野公民館及び日原公民館については町の職員、他の6館については常勤の嘱託職員、分館には非常勤の分館長を配置するというふうなものでありました。

津和野地域につきましては前教育長が、日原地域につきましては私が、各公民館単位で、8カ所でありますけども、公民館運営委員の方を中心としてその内容を説明し、御意見を伺ったところであります。そのときの意見といたしましては、商人溪村分館の自治公民館への位置づけに対する反対、あるいは職員配置に対しましては、分館への主事の配置に対する要望、また、日原地域については、現行職員体制の維持等、そういった御意見が主なものでありました。館によって若干の内容に

相違はあったものの、各館とも常勤体制は必要ないことや、常勤体制にした場合には公民館活動に協力はできないというふうな、総じて常勤体制は不要という意見が大勢を占めたところであります。説明会終了後、これらの意見を踏まえ、修正案を作成し、社会教育委員の会や、あるいは公民館運営審議会のそれぞれの委員さんの御意見を伺ったところであります。

こうした経緯の中で方針を修正したところでありますが、議員が言われるとおり、社会教育活動やこれからの地域振興を考えたとき、公民館の果たす役割は非常に重要なものがあると考えておりますが、一方では、公民館は地域との連携も重要でありまして、協力体制が整わなければ公民活動ができかねる状況になるのではと考え、常勤体制を強力に推し進めないほうがよいのではというふうに判断をしたところであります。

ただし、現在でも、社会教育活動や地域振興の核になる施設として、常勤体制での取り組みは必要と考えており、左鐙、須川、青原の各公民館については、常勤体制が必要だという地元の総意が得られた時点で、常勤体制へ移行できるようにと考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（１４番 竹内志津子君） 地域の人々が集う場所であり、学習の場所であり、活動の場としての公民館です。公民館が地域の拠点となって地域の活性化につながるものだということを考えたとき、公民館の置かれた位置というのは非常に大切なものがあると思います。実際今、日原地区の公民館は、日原公民館を除いて平素は閉館になっております。公民館はいつも開いていて、気軽に立ち寄ることができ、人々の要求から活動が生まれる。それは、趣味を生かすことであつたり、豊かに暮らすための学習であつたり、そうしたことが地域の人々のきずなを強めることにもなります。地域を豊かにしていくことにつながると思います。

こうした公民館活動活性化のために、常勤職員を配置する意味を地域に人々に理解していただく取り組みをしていただきたいと思います。が、常勤体制が必要だという地元の総意が得られた時点では、そういう体制へ移行することも考えているという御答弁でしたが、その総意が得られるようにする手立てとして、教育委員会はどのようなことを考えておられるのでしょうか。また、この日原地区の左鐙、須川、青原の公民館に、これがまた今までと同じように主事も館長も非常勤が続くということは、津和野地区とのまた不均衡がさらに続いていくという

ことにもなります。これは、津和野地区の公民館職員の非常勤化にもつながることだと、当初の合併協議の中ではそういうことが言われたんだと思うんですが、それはやっぱり考え直すべきではないかと思います。公民館というのは、常にかいていて、常に地域の人々が寄って行くことができる、そういう所でなければなりませんので、やはり常勤職員というのは必要だと思いますけども、教育委員会がこれから地域の人々のその総意を得ていかれる方策、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 公民館のあり方、あるいは必要性については、議員さん言われるとおりというふうに考えております。今の、当初御答弁を申し上げました体制でいきますと、確かに津和野地域と日原地域の体制が相違が出るということも否めないところであります。教育委員会といたしましては、当初一つの町でありますので、そういうふうなことのないようにということでの体制整備を考え、御説明をして歩いたわけでありますけれども、その説明会の席においての御意見等を踏まえれば、どうしても今回のような修正をある程度加えなければ実施は困難であるというふうに判断をして、そういう方向で今後地域

審議会にお諮りをしたいというふうに考えているところであります。

新しい体制になっていろんなことを進めていく中で、本来の公民館のあり方、あるいは公民館主事のあり方、地域の中での公民館の存在とといったものについては、やはりある程度の時間をかけないと、早急に皆さんの考え方を変えるということは困難というふうに考えております。長年培われてきたそれぞれの地域の価値観でありますので、ある程度の啓発をしながら、最終的には全館が常勤のような形をとる方向で進めたいとは考えております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 私も日原地区の皆さんの思いがそう簡単には変わるとは思いませんので、ある程度の期間を要するとは思いますが、やはり公民館活性化のために教育委員会のほうの精いっぱい御努力をお願いしたいと思います。

これは、最近聞いたことなんですけども、県の公民館連絡協議会が地域の課題解決を探るためとして、モデル公民館を12カ所選んだということですが、その中に左鐙公民館が選ばれたと聞きました。公民館活動の先進的な取り組みが行われるのではないかと思います。他の公民館にとって参考になることだと期待しております。また、津和野の公

民館活動の活動の中身についても再検討をしていただいて、本当に日原地区の人たちが公民館はやはりいつもあいていなければならないのだというような認識が生まれるような方向で活動自体も考えていただきたらと思いますが、左鐙のモデル公民館に選ばれたということなんですが、具体的な左鐙のどういう活動が評価され、選ばれることになったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 左鐙公民館、今年度県が事業としております地域力醸成プログラムというふうなことで、一つの補助事業であります。補助額は40万程度の金額であります、23か24ぐらいの応募があったようであります。その中で、12の公民館が選択を受けたということでありまして、その中の一つに左鐙公民館があるということであります。題名的には、若干ちょっと正確な題名は覚えておりませんが、お父さん、お母さんの年代がつくる地域の活性化というふうな内容のような題名をつけておったというふうに思っております。正確なちょっと題名の名称を忘れておりますが、そういうふうな題名をもって、地域の活性化をするという位置づけの中でいろんな事業を展開するというふうなことを発表して、それが採択されたというふうな内

容のものであります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 左鐙地区におかれては、今年度保育所が閉館になったというようなこともあり、また小学校の子供たちの人数も本当に少なくなったということで、やはり地域の人々に危機感があると思いますので、公民館活動に対する期待が大きいんじゃないかなというふうに思います。この地区のモデル的な活動がどのようになっていくか期待をして、私のこれに関する質問を終わりたいと思います。

次は、4項目めですが、省エネルギービジョンについてです。

19年度地域省エネルギービジョン策定等の事業報告書がことし2月に出されました。民間では細々と省エネに関する事業が行われています。例えば、けさ皆さんお気づきだと思うんですけども、この庁舎の前にゴーヤを植えたプランターが並べられております。シルバー人材センターの方がけさはネットのようなものも設置しておられるのを私も拝見しましたけども、これは太陽の光をさえぎるグリーンカーテンというもので、最近こういう言葉が出てきましたけども、グリーンカーテンについては同じような取り組みが各地で行われて、テレビでも放

映されております。これで温度が室温が2度ぐらい下がるということです。家庭でもアサガオとかヘチマなどを植えてグリーンカーテンにしているところもありますし、よしずとかそれからすだれなどを利用することもあるようです。こうして室温を下げることによって、クーラーに頼らず、また頼ったとしても電気料を節約することができます。しかし、町としての取り組みが見えないとの声も聞いております。その後の津和野町としての取り組みは、例えば庁舎内の取り組み、町が関係している施設や事業所などへの指示、または民間の事業所などへの働きかけはどのようにされているのでしょうか。

また、策定事業の概要版が全戸に配布されました。これだけではこのビジョン推進に向けたキャッチフレーズ「めざせ田舎の省エネトッパンナー」の実現は難しいと思います。地球温暖化による猛烈な台風や竜巻、集中豪雨、熱波、乾燥化等の異常気象によって、世界各地で大きな被害が出ています。また、気候変動による生態系の変化もあらわれています。私たちの食料危機も近い将来に起こる可能性があります。けさの新聞にもトップにカナダの北極圏に住んでいる人たちの生活がこの温暖化によって大きく変わったということが載っておりますけども、本当にこれは大変なことだなという思いで、私も記事を読みました。ま

た、石油などの化石燃料もこれは無尽蔵にあるものではなく有限です。使い放題ではやがてなくなってしまいます。省エネは、この地球の生き物がこれまでどおり生きていくために、今すぐ取り組まなければならない最も大事な事業です。行政としてのリーダーシップが問われると思います。町民一人一人、またそれぞれの事業所が自分のこととしてできることを実践できるようにするために、今後どのような取り組みをするのか、具体的な行動計画のようなものができているのでしょうか、御答弁願います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 御答弁申し上げます。

省エネルギー対策につきましては、本年2月に策定いたしました「津和野町地域省エネルギービジョン」に基づきまして、2016年度までに二酸化炭素排出量を5%削減する目標を掲げまして、家庭を初めとします各部門の取り組みに加え、マイはし、マイバックのお土産化、エコドライブの推進など、観光客も巻き込んだ取り組みを進めることとしておるところでございます。

民間レベルにおきましては、以前より地球温暖化防止活動推進委員会を中心に環境家計簿を通じた省エネの取り組みであります「エコ

ライフチャレンジしまね」や、婦人会、自治会組織が中心となりまして水質浄化やごみ燃料化の取り組みを行っているところでございます。

策定後の町の取り組みといたしましては、当面「出前講座」に省エネ活動の実践講座をメニュー化いたしまして、地域へ積極的にPRすることといたしました。また、バイオマスとの連携を図るべく役場内関係課が合同で循環型地域社会のあり方についての調査研究に着手をしております。

また、ビジョンの推進・実践につきましては、すぐにでも実行できるものとしまして、関係者や関係機関の御協力をいただいて、先ほどの「エコライフチャレンジしまね」への参加世帯を大幅にふやしていきたいというふうに考えておるところでございます。また、CATVにおきましては、環境に関する無料放送番組をストックしておりますので、シリーズとして毎月放送をしていくこととしておるところでございます。

当面は、このビジョンで掲げております3つの施策の推進のため、町民の皆さん、事業所、行政の協同体制づくりに取り組むこととしておりまして、具体的には、町民の皆さんみずからが主体的に取り組むことを目指しまして、推進組織として「津和野町環境パートナーシップ会議」、

仮称でございますが、こういったものを本年度中に設立をしまして、このビジョンの取り組みに対します普及、啓発、そして省エネに積極的に取り組む人や組織との連携強化を行うなど、組織の積極的な活動を通じて、町民意識を盛り上げ、プロジェクトの着実な推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、御質問にありました町役場、いわゆる公共施設等の取り組みの指示についてでございますが、こうして夏がやっております。いわゆる冷暖房の年間を通じた設定、あるいはパソコン等いろんな機器の対比電力、そういったような総合的な庁舎管理におきます指標を具体的に指示をしてまいりたいというふうに考えておりますし、町の道の駅等関連する施設につきましても、そういったような指針を出していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 町民へのPRということも述べられましたし、ビジョンの推進実践について、「エコライフチャレンジしまね」への参加世帯を大幅にふやしていくというお考えのようですが、こういうことに対する具体的な働きかけというようなものはどうされるのかというようなことをお聞きしたいと思います。まず、それお

聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） この世帯の増加の取り組みということでございまして、こういった防止活動推進委員さんを中心にして、実際に取り組んでいただいております。こういったものを特にこの皆さん方に、具体的にどういうふうにやっているのかということとCATVに収録をいたしまして、そういうふうなPRを図るということと、我々のいわゆる出前講座、あるいは広報活動を通じて、これが取り組んでいただけることそのものが各家庭の節約にも直結をしていくということも力点を置いてPRを進めたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 一般への啓発というのは大分行われてきているようで、個々の生活の中での省エネについて考える人がふえてきたとは思っております。これからもこのPRが必要だというふうにと思いますが、自治会への働きかけ、各自治会への行動を起こす働きかけとか、それから、先ほど公民館のことについて質問いたしましたけれども、公民館活動の中で環境について学ぶというようなことが非常に大事ではないかなと、こういう学習の場こそやっぱり公民館活動、公民

館だと思います。そういう意味でも本当公民館の大切さということは
感じるわけですが、この点についてはどうでしょうか、自治会への
働きかけとか公民館活動等については。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） おっしゃるとおりだというふうに考
えております。いわゆるこのプランの中でも自治会単位ということで、
このエコライフチャレンジの推進委員さんを自治会単位で何とか就任
をしていただいて、地域を挙げたその取り組みにしていきたいという
ふうなことも計画では位置づけております。そういった意味でも、特に
公民館、自治会さん、そういうふうな機会を通じて努力をしてまいりた
いというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 地球温暖化防止のためには、今まで
質問いたしましたこと以外にも、やはり農業等も大きな関連があると思
いますが、これについてはまたの機会にしたいと思います。私たち町
民、それから行政、事業所一体となって省エネに取り組んでいかなけれ
ばならないと思います。

それでは、最後の質問に移ります。小中学校の耐震化の問題です。

中国四川省大地震では多くの学校の建物が倒壊し、たくさんの子供たちが犠牲になりました。保護者の中には手抜き工事があったのではないかと、行政に対して詰め寄るような、そういう場面もテレビで放映されておりました。また、国内でもつい最近、岩手・宮城内陸地震で、学校の校舎や体育館などの建物に被害が出ております。幸い土曜日でしたので、子供たちが学校に登校していない日でしたので、犠牲者が出なかったということがありまして、本当にこれは幸いしたなというふうに思います。一部何かの行事で登校した学校もあったようですが、これは緊急通報が有効でして、これを聞いてすぐ生徒たちが行動したというようなことも報道されておりました。

昨年の6月議会で私が質問いたしました、それに対する回答で、町内の小中学校の耐震診断について、改築年度の古い順からランクづけをしたということでした。ランクづけの1位に上がっていたのが日原小学校と青原小学校の管理教室棟、2位が畑迫小学校管理教室棟と青原小学校体育館、3位が津和野中学校教室管理棟と須川小学校教室管理棟、4位が木部小学校教室管理棟と体育館、5位が津和野小学校及び津和野中学校の体育館、津和野中学校の技術管理棟ということでした。これらは、建築基準法で耐震基準が厳しくなった1981年以前に建

てられた建物ということで、全部で11棟です。本格調査には1カ所あたり約500万円程度の費用がかかるので、財政状況を考慮しながら順次対応していきたいという御答弁でしたけども、この1年間で耐震診断が行われた学校はどこでしょうか、また、行われた学校で震度6強以上の地震に耐えられないとの結果が出た建物はどこでしょうか。

次に、児童生徒が安全な環境の中で安心して学習できるように、耐震化が必要な建物については急いで整備しなければなりません。また、学校は災害時の住民の避難場所でもあります。今後の整備計画はどのようになっているかを伺います。政府は、学校の耐震化を急がなければならないということで、公立小中学校の補強工事については、国の補助率を2分の1から3分の2に、改築の場合は3分の1から2分の1にするという法改正を行いました。さらに、地方交付税の配分をふやすということで、自治体の負担は少なくて済むということです。補強工事の場合、実質的な負担は13%ぐらいで済むということ、これは新聞報道にありました。津和野町でも整備計画も立てられていると思いますが、今後の計画をお知らせください。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それではお答えをいたします。

さきの中国四川省や岩手宮城地域における大地震は、建物の倒壊等により多くの犠牲者を出したところでありまして、罹災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

学校施設の耐震化問題につきましては、当町でも大きな課題として位置づけているところであります。既に御承知のとおり、昭和56年の耐震基準の改正によりまして、それ以前に建築されたものについては、基準に満たしているかを調査して、基準を満たしていないものについては耐震化工事を行うというふうなものであります。

当町では、既に耐震化優先度調査を実施しており、随時計画的に耐震化を図る必要があることは十分に承知をしているところであります。耐震化工事は、2次診断と言われます耐震度調査を行い、その後耐震化の必要があれば設計工事というふうな流れとなるものであります。2次診断につきましては、1カ所最低でも五、六百万程度の費用が予想をされております。その後、耐震化の工事が必要というふうなことになるれば、数千万から1億円以上の費用が必要になるというふうなことが想定をされておきまして、現在の町財政を考えるとなかなか進捗していないのが現状であります。

議員さんの言われるとおり、学校は児童生徒の学習の場であり、災害

時の避難場所にも指定をされており、地域の防災の拠点ともなる場所であることは十分に周知をしているところではありますが、平成23年度までは財政的に非常に厳しい状況であるというふうに思っております。また、現在耐震化に係る国の補助制度等の見直しが検討されておまして、その結果によっては、対応可能というふうなこともあろうかというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 昨年度の質問から1年たちまして、耐震診断が行われ、震度強6に耐えられるものかどうか、その点の診断が既に何校かは終わっていると期待していたんですけども、実際に震度強に耐えられるかどうか、その11棟についてはまだはっきりされていないということなんですね。実際その学校に子供を通わせておられる保護者にとっては、これほど不安なことはないのではないかなと思います。町財政が本当に厳しい中ではありますけども、町民の命を守る場として非常に大事な建物でありますので、本当にせめて耐震診断を急いでいただきたいと思います。国の補助制度等の見直しが検討されておりとありますが、実際改築、それから補強工事についての補助はふやされるということがもう決まっているようでして、急いでその

耐震診断を行い、改築が必要なところはする、補強が必要なところはするということを急いで取りかかっていたきたいと思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 議員さん言われるように、耐震診断、耐震度調査自体は行っておりません。保護者の方は大変不安ということであります。まさにそのとおりだというふうに思っております。

また、国の補助制度の見直しであります。先ほど議員さんが言われたような内容につきましては、今年度から実施ということであります。今の交付税バックがあるにして補助率が上がったにしても、運転資金としてはあくまでも起債を発行しなくてはならないということは重々あるわけでありまして、そうしたときに起債制限比率にどう影響するかということであります。先般、ニュースで言われておりましたけれども、そういう運転資金に対する何らかの手当を国としても考えていかないと、全国に似たような町村は多いというふうなニュースを私は耳にしたことがあります。したがって、私の申し上げました補助制度の見直しというのは、そういった観点での新しい見直しがなされるんじゃないかという期待をしているということでありまして、そういうもの

が出ればお金がなくてもできるということでもありますので、早急にそういう情報が入れば対応したいということでもあります。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 実際に運転資金というものが必要だということとして、全国の自治体でやはりこの問題については皆同じような思いを持っておられると思います。子供たちの命、住民の命を守ることは、まず国の責務であり自治体の責務でありますので、こういうことをいつまでも先延ばしにすることは本当にできないのではないかなと思いますので、自治体としてもしっかりやっぱり国のほうへ要求をしていただいて、一日も早くこれを安全・安心の場に学校になるようお願いしたいと思います。これは、いついつまでだったら待ちますよと言えるようなものではないと思います。命がかかっている問題ですので、本当自治体のほうも頑張っていたきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で14番、竹内志津子君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時25分まで休憩いたします。

午前10時10分休憩

.....

午前10時25分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序2、3番、沖田守君。——沖田君。

○議員（3番 沖田 守君） 議席番号3番、沖田守であります。この6月定例会で2点ほど質問をいたします。

まず第1点、町有地の無償貸付ということについてお尋ねをするわけではありますが、町の財政は極めて厳しい、合併以来、今平成20年度が当初予算が組まれて、それぞれの事業がされておる最中ではありますが、合併以来どの年度も大変予算編成には苦しまれて予算編成に当たられたことと、このように承知をしております。

そこで、きょうは今、日原地区の道の駅「シルクウェイ」上側に、旧日原町時代に工業団地として造成をし、土地の取得をして造成をした、この空き地が約3ヘクタール弱残っておる、こういう状況であります。

既に取得をして10年以上になろうとしておりますが、今日の社会経済の状況でありますから、当初思惑のとおりなかなか企業誘致も進まず、残念ながら遊休地の形で現在まで町が所有をしておると。この土地取得、あるいは造成には大きな財政投資をして、それもほとんどが起債である借金であります。そして今日を迎えておる、こういう状況下であります。この土地をお聞きするところによると、国土交通省中国整備局浜田河川国道事務所に無償貸付を実施している、このようにお聞きをいたしました。

私は、この国土交通省に無償貸付をされたということは、これまでいろいろ調査の段階で、この津和野町内の地内、津和野地区の直地地内における国道9号線の改良工事に伴う工事残土を一時的に町有地に置かざるを得ないと、こういうことで国土交通省からの要請によって町がお貸しをしているんだと、このようにお聞きをしております。しかし、中身的には無償で貸し付けられたということ、あるいは貸し付けの期間はどの程度なのかということ、もしこれが有償であるならば、町は使用料収入として幾ら歳入財源となるのかということについて、第1点はお尋ねをするものであります。

2点目は、これまで、今申し上げたシルクウェイ上部の上側の工業団

地予定地を含め、町が所有している、言うなれば行政財産なのか普通財産なのか存じませんが、そのような土地を民間であれ、公共であれ、無償で貸し付けた事例があるのかないのか、それをお尋ねをするものであります。

3点目は、無償貸付ということであるならば、今後もこの考え方を踏襲されるのかということについてお伺いをするものであります。特に、先ほど申し上げたように津和野町内の国道の改良工事であると。したがって、国の事業であろうと町が当然のことながら無償提供して協力するのが正しいという御判断をなされて、そのような決定をされたものだと理解をしておりますが、そこの辺も含めて御答弁を願いたいと存じます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 3番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、まず、町有地を国土交通省に無償貸与していることについてのお尋ねでございますが、このことについての経緯、そして現状、あるいは今後のことにつきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、町有地の無償貸付につきましてお答えを申し上げます。

まず、無償とした理由についてでございますが、議員おっしゃいますとおり、津和野町における国道9号線直地防災事業で大量の土砂が発生するために、その仮置き場としてシルクウェイ周辺の土地の使用について国土交通省より要請をされました。国土交通省の所管するこの事業につきましては、町にとって極めて有益なものでありまして、町としては必要期間敷地を貸し付けることで、町内の主要道路、国道9号線、直地防災事業が進展することに協力することとしたものであります。

貸付期間につきましては、平成19年5月7日から平成21年3月31日までとなっております。

また、土地有償とした場合に、使用料は幾らになるかということでございますが、使用算定基準によりますと507万4,650円となります。

2番目に、そうした事例があるかという御質問でございますが、これまでも島根県との間におきましても、災害時で緊急性の高い事業については無償貸付とした事例がございます。また、町内においても夏祭り等の公共性の高い事業につきましては無償といたしております。

3 番目の、今後もこの方針を踏襲する考えがあるかという点でございますが、原則といたしましては、使用料算定基準によりまして、有償としてまいりたいというふうに思っておりますが、次の内容については、使用料等の一部または全部を減免することができる、そうした基準を設けておりまして、そうすることとしております。

1 番目としまして、他の地方公共団体その他公共団体において公用または公共用に使用するとき、2 番目としまして、公共団体または公益団体がその事務または事業のために使用するとき、3 番目といたしまして、災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設を使用するとき、4 番目としまして、前 3 号に定めるもののほか、町長が必要と認めるときとしております。今後につきましても、このような基準を継続していきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3 番 沖田 守君） 一通り私の質問にお答えをいただいたわけでありますが、私は津和野町というこの自治体が合併をして今日、さきの同僚議員の質問の中にも回答で出てまいりましたが、平成 23 年度はこの町の一番の財政の危機であると、こういう御答弁もちょうだいしておる。そういう中で、たとえ公共用の国道 9 号線の改良工事、

津和野町の地内の改良工事であるので、ここに無償で提供するという町の姿勢、私はこの背景の中に、国土交通省だけではございませんが、国は各省ともに新聞やテレビの連日の報道で、極めて不透明な歳出がされて、国民の大変な批判を浴びておると、こういうときに、この津和野町の脆弱な財政を持つ津和野町に、国土交通省が犠牲を強いるということに、私一人ではないと思いますが、かなり深い憤りを感じるのです。確かに、公共性の高いその改良工事に町を挙げて協力せにやあならん、これは至極当然であります。有償であってもあれだけの広大な敷地に工事の出ました残土の仮置き場として提供することは、多大な協力に私はなると思う。また、国土交通省にこの事業をやるについて、先ほど年間507万幾らかの使用料になるということです。契約期間は2年でありますから、1,000万を我が町としては超える財産収入が、貸付収入がなくなる、これは我が町にとっては極めて太い。しかし、国交省にとってみれば、私に言わせると、たかが1,000万円程度の事業費縮小によって、この改良工事が一日、二日早くなるとか、あるいは1年早くなるとか、こういうものでは決してない。むしろ敷地提供を受けて、有償でその使用料を払っていただいて、そして一日も早く改良工事を進めていただくというのが筋であって、町に負担をかける

ということには、私は残念ながら賛意を申し上げるわけにはいかないと、こう思います。

私も、町民の方がどのようにお考えかということもいささか聞いてみました。大勢の方ではございませんが、10人や15人に私は聞いてみました。ほとんど私と同じ意見、昨今のマスコミ報道等であれだけの不透明極まりない支出をして、国民の批判を浴びておる国土交通省が、脆弱な財政の津和野町にその使用料が払われないということについてはまことに残念なという意見が大半であります。そのようなことを考えるときに、私は今回の措置は、確かに町長は、町内の唯一の国道9号線の工事でありますから、優先をして国土交通省の申し出にこたえられたというふうには思いますが、ある意味では、毅然とした態度で使用料の徴収をお願いをして、徴収をして、そして土地の提供に臨むべきであったと私は思います。

仮に町がそのような土地を持っておらなかったらどうなのかと、あるいはこれが民有地であつたらどうなのか、国土交通省は必ず民有地なら使用料を払わなければならないはずです。津和野町が持っているんだから津和野町に無償提供しろと、交渉段階で私も先般来国土交通省に赴いて、町当局、町長以下執行部の方々は困った議員がおるなとい

うふうにお思いかも知れませんが、私は浜田に参りまして、担当の課長にいささかあなた方のお考えは筋が通らない、脆弱な町の財政に圧迫を与えるような、そのような手法は、津和野町民は、あるいは国民は理解をしがたいと思いますよということを申し上げたんです。担当課長も頭をかきながら、おっしゃることはよくわかります。我々も強制的にこの土地を無償で貸せとこう交渉したわけではありません。津和野町さんが心よく応じていただいたので、無償でお借りすることにいたしました。こういうことであります。

物事というのは、いささかこのようにしとけば、何かまた先で我が町にとって国土交通省が好意にとらえて何かをしていただけるんではないかという、このような私は姿勢というのは極めて私どもにとっては余り好ましいことではない。この町の首長として、主張すべきことは堂々と主張していただき、そして求めるものはきちっと求めていただきたいということが私は申し上げたいのであります。

それから、先ほど答弁の中で、確かに公共的な事業等々について無償で貸し付けすることはできるっていう、これは条例の中で定めておいでになりますので、それにのっとればこのような措置をされることもやぶさかではない場合があります。災害時等云々という御返事もあり

ました。当然のこと、そういうときに使用料を徴収せいと言うんではありません。しかし、私は今回は違うと、このように思います。条例や使用料というふうなものについては、それは基準でありますから、公共的な事業等については使用料を免除することができるということであって、必ずせにゃあならんというもんじゃあ決してない。したがって、町長のお考え一つ、我が町の姿勢一つ、このように思うわけではありますが、ここからの答弁は町長にお願いをしたいと、こう思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 種々御指摘をいただいたわけでありますけども、このような経過に至りました理由は、申し上げておりますように、この直地防災事業の実施につきましては、長年にわたりまして私ども強く国のほうに要望してまいりました。そうした諸般の事情等もございますので、ある面におきましては政治的な判断、これらも加えまして、このような処理をさせていただいたということでございますので、御理解を賜りたいと思っておりますが、浜田のほうにもお出かけをいただいたというお話を今お聞きしましたが、どちらが強く求めこのようになったということでは私はないというふうに思いまして、国交省は国交省でぜひともひとつ無償で貸与してほしいということでございま

した。私どももどうかひとつ無償でお使いくださいということで申し上げたわけでもないわけですが、双方の思いがおのずと一つになって今日を迎えたということでございます。

今後、仮にこのような事例が発生をいたしました場合には、御意見等も十分踏まえまして、適切な対応をしてまいらなきゃならないと、このように考えておるわけでございます。今回のこのことで、何かを期待してやったのではないかとということでございますが、特に具体的なそういうものはございませんけども、まあ、このあたりはあうんの呼吸でお互いが理解をし合っただけということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 一国一城の主である町長が政治的判断をされた、ということでもありますから、これ以上私は申し上げませんが、少なくとも町の財政が極めて厳しい、そして、前段の議員の質問の中にもありましたが、耐震化診断もまたできない、あるいは福祉や教育やあるいは町が所有するいろんな施設等々の管理運営を各自治会や団体にその管理運営を委託しているというのが実情であります、それを当初予算では聖域なく予算編成段階で前年度よりカットしてい

ざるを得ないという、なかなか自治会や団体の理解も得にくいという状況下で予算編成をされておる、そういうことになると、これだけの財源があればもう少し心ある予算配分ができるのではないかなと言わざるを得ないということを申し上げておきたいと、このように思います。

無償貸付については以上で置きます。今後についてはいかがかということは、先ほど御答弁ございました。国交省にもこの契約を直ちに、まあ、契約というか協議書であります、解約をして金を払ってもらわんにゃあ困るなんていうことを私は申し上げに行ったわけではありません。担当の課長も、このたびの協議を白紙に戻してお金を払うというようなわけにはまいりませんが、今後はおっしゃられるようなことも我々も念頭に置きながら町との交渉に当たりたいと、このような御返事でありましたので、これ以上は申し上げません。

続いて、次の質問事項に入ります。この日原小学校体育館の欠陥工事という、こういう質問事項にしております。町当局はそのように受けとめておいでにならないかも知れませんが、私はそのように受けとめて質問をいたします。

御承知のようにこの体育館は、合併直前の平成17年度の旧日原町の事業として着工して、平成17年9月25日に旧日原、旧津和野と合

併をいたしました。合併後の平成18年3月2日に竣工式をしたと、この事業であります。総事業費は約3億円を投じて、旧日原町民待望の施設として完成を見たものでありますが、この工事は入札直前に指名入札参加業者の1社から談合情報が寄せられ、町は入札延期をして公正取引委員会を開催し、いろいろ協議の結果、疑いなしとの判断で7月26日に入札を、翌27日に臨時会を招集して、工事請負契約案件として上程をされたものであります。しかしながら、さまざまな疑惑を絡んでおりましたので、一度は議会では否決を見たものであります。しかしながら、一部議員の説得工作等々は行われ、8月11日に再度臨時会を招集して、難産の末可決を見た工事であります。工事着工後も県警当局の捜査を受けるなど、極めて異例事態、不透明の中で完成を見た経過があります。

また、3月2日に行われた竣工式では、我々議案に反対した議員に対し、請負業者から、一部の議員により大変な汚名と会社の信用を失墜された。合併後初の議員選挙がその年に行われました。この春の選挙では、けじめをつける審判を受け、責任をとるべきである。選挙妨害とも言えるようなあいさつを受けたことはまだ記憶に新しいところであります。

私は、このような経過を考えると、完成した体育館は一片の非の打ち

どころもなく、発注者である町当局に受け渡されなくてはならないものであると、このように考えるのであります。しかしながら、残念、極めて残念でありましたが、完成引き渡し後、数カ月にして体育館内部の体育器具等の保管倉庫に地下水が浸水して水がたまるという状況が判明したのであります。私は、欠陥工事と言わずとして何と云うかというぐらいに思います。したがって、以下のことについて、町当局のお考えをお聞かせいただきたい。

一つは、町はいつの時点で確認したのか、今までなぜ報告しなかったのか、少なくとも議員全員報告があつてしかるべきであります。そうではなくても所管の文教常任委員会等には報告説明があつてしかるべきではなかったか、このように思いますが、また役場の中で、庁舎内で協議をされたらうと思いますが、その結果や対処は一体どうであったのか、これを一つ目にはお伺いするものであります。

2つ目、設計業者並びに施工業者及び発注時の町長以下責任者等からの経過説明等々については、どのような報告を受け協議をなされてきたのか、ここについてお伺いをするものであります。

3点目、工事段階で少なくとも水がわき出てきたと、私は素人でも考えます。私どもは日原小学校の卒業生でありますから、旧講堂と申しま

すか体育館は、確かに舞台の下に地下がありました。そこは長靴をはいて歩かなければならないほど水浸しで、あの地質というのはとんでもない地下水が噴出をするという、そういう認識を持っておりました。したがって、それなりの設計、あるいは施工がなされてしかるべきだというふうに考えております。工事着工をされて、工程会議が開催をされると存じますが、その会議にいつの時点で提案され、必要な措置がなされなかったのか、工程会議は一体何回程度開催されたのか等々についてお伺いをいたします。

4点目、結論的には、工事が終わって完成を見、引き渡しをされた暁でありますから、幾ら過去にさかのぼってももとに戻るわけにはまいりません。したがって、どこに責任があったのか、その責任の所在は一体どこなのか、施工業者とも設計契約、あるいは管理契約、施工業者とも契約を結んで工事が完成したものである。責任の所在を明らかにして、その条項の中には、契約条項の中に瑕疵条項もございますが、この瑕疵条項を厳守させるおつもりなのかどうなのか、そして最後には、今平成18年3月2日に竣工式でありますから既に2カ年を経過しております。いまだにこのような状況が続いておるということを、一体いつ修復工事で完璧なものとして町へ再び渡されるものなのか、このこと

について伺いを立てるわけではありますが。

申し加えておきますが、私がこの事実を知りましたのは、まことに残念ながら、この春3月の月でありました。あ、失礼、5月の月でありました。我が家で夕食時に私の孫が小学校3年と1年ありますが、上の小学校3年の孫が「じいちゃん、学校の先生が体育館からバケツで水をくんでおる」という、こういう話をしまして、驚き初めて承知をしたと。直ちに日原小学校の校長に電話を入れて、このような話を孫を聞いたが、事実かということをお尋ねしたら、そのとおりだと、議員さんは御存じなかったのかという、こういうことでありました。したがって、私は、明日参りますから、現場を案内してくださいと申し上げて、翌日現場を確認いたしました。確かに水がわき出ている。何回か修復工事らしき周辺にコンクリーで目地が張ってありました。そんなことでとまるような状況では決してないと、このように思いますが。以上のようなことを申し上げて、回答を求めるものであります。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それではお答えを申し上げます。

まず、1点目で、町はいつの時点で確認したかということであります。

日原小学校の屋内運動場につきましては、合併前の平成17年8月に

着工、翌年３月末に完成を見たところであります。議員御指摘のステージ下の倉庫への浸水につきましては、平成１８年１２月に学校現場より報告があり、直ちに現場状況の確認を行ったところであります。その時点では、数日後に水が引いたため、当面経過を観察することといたしました。その後、平成１９年７月に再度浸水が発生したため、関係者で浸水防止策を検討した結果、ステージ下倉庫に面した外部の通路に暗渠排水管を埋め込み、湧水を集水ますに流入させ、水中ポンプで場外へ強制排出する工法を検討をいたしました。しかしながら、この工法をとると水中ポンプ等の維持に係る経費がありますので、ほかに有効な工法を含めて慎重な検討を行っているところであります。

所管の委員会等への報告というふうなこと御質問の中にありましたけれども、そういった点については配慮が足らなかったのではないかとというふうに反省をするところであります。

次に、設計者、あるいは施工業者からの経過説明を受けとるかということであります。設計・施工管理業者及び工事施工業者、当時の町関係者に対し、事業計画策定段階から工事期間中の状況等につきまして、随時聞き取り調査を実施したところであります。

次に、工事段階で水がわき出たと考えるということであります。工程

会議は何回開催したかということではありますが、工程管理会議については、町担当者、施工管理者、工事請負業者及び下請業者を含めて行っておりまして、工事期間中に9回開催をしております。

今回の浸水に関する議題といたしましては、平成17年11月の工程会議で、地盤改良や基礎コンクリート打設工程に伴って、地下水の流れが変わったことにより発生したと考えられます湧水の処理対策について協議を行っております。その対策といたしましては、平成18年度繰り越し事業の一部として、本体工事とは別に実施いたしました「日原小学校周辺整備工事」におきまして、屋内運動場南側の校庭に暗渠排水管を敷設し、湧水を場外へ排出する方法をとりました。現在でもかなり多くの水量を排出しておりまして、一定の成果を上げていると考えております。

次に、責任の問題であります。今回の工事に関しましては、工事に対する管理は工事管理者に管理をしていただいておりますし、竣工検査もしておりますが、その間特に設計に対して施工に問題があるというふうなことは聞いておりません。また、工程会議でも協議がなされておりますので、特に問題があったとは考えておりません。また、半地下の場合は特別な設計が必要という基準はないという実施設計業者の説明

でありましたので、建築基準に適応した設計であるというふうに思っております。したがって、契約上の瑕疵条項を適用するのは困難であるというふうに考えております。しかしながら、今回の建設場所は以前から湧水の多い場所ということでありまして、そういった状況を考慮いたしますと、設計上見通しが甘かったと言えるのではないかとこのように考えております。

次に、いつまでに工事を完了かということですが、ステージ下倉庫への浸水につきましては、常時というわけではありませんが、現在も不定期に発生しているところであります。今後も倉庫内の収納物への被害はもとより、屋内運動場本体への影響も懸念されますので、町としてもその対策をとるべく、現在関係者で最善の方法を検討しているところでありますが、早い時期に結論を出して工事を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 回答が極めて私は理解しがたいと、特に責任の所在については、先ほどの回答では、契約における瑕疵条項の適用は難しい、難しいということになりますと、行政当局の責任ということになります。この旧講堂があり、あの地質というのは、行政担当者

やら、当時の、施工業者は、日原小学校の卒業生であれば、先ほど私が申し上げたように、とんでもない地下水がわき出るという危険性を重々承知の上、この工事に何ら工夫がなく設計・施工にかかったとしか、私は理解できません。それで瑕疵条項に責任をとるということとはできないという答弁は極めて私にとっては理解しがたい。

なお、私はこれに事実を知ったのはこうだと申し上げましたが、この半地下倉庫には学校の体育器物等だけではない、日原の町部の連担地区の連合会の皆さんが、併用でその中にいろんなものを保管しておいでになるということで、竣工後間もなく日原連合自治会では、問題として、水がたまっている状況ではこのままでは保管できないからということで、連合自治会が所有しておるその所有物については水浸しになっては困るというんで、ある建設会社にお問い合わせをして、金額も7万円相当の経費をかけて、要するにすのこ板らしきものを作成をして、そして現在保管をしておるという、こういう状況であるとお聞きをしております。その時点で問題とし、解決をするようにという問題提起がそこからも出ておるというふうに聞きました。それが、竣工して丸2年を経過して、なおかつ先ほどの答弁では、今後検討をして対処したい。私は、言葉はいささか過ぎるかもわかりませんが、いささかたがが緩んでお

る、行政当局はまことにたがが緩んでおる。もう少し毅然として対処しないと。これが私的な建物だったら、あなた方はどうされるかということなんです。町長みずからの建物、教育長みずからの建物だったら、こんな期間放置はされないはずですよ。私だって、私の個人の所有物でありましたら、直ちに異論をとらえ、責任をとらして、工事に着工し完成をして戻していただく処置をとったはずですよ。公共物であるから、このような期間、猶予的な期間をもって対処すると、私はたがが緩んでおるとしか申し上げようがない。ここについてきちっとした御答弁をいただきたい。

今答弁の中で、瑕疵条項が適用できないということになればどうするかということを確認にきょうはお答えいただかないと、時間が参っても私は終わるわけにはいきません。答弁願います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 対応につきましては、議員さん言われるとおりでありまして、現在も検討中というふうなことでありまして、そういった意味では対応が遅いというおしかりを受けておりますが、まさにそのとおりだというふうに考えております。

ただ、責任問題につきましては、先ほども申し上げましたように、瑕

疵条項の適用は困難というふうに考えております。ただ、見通しが、設計上見通しが甘かったのではないかというふうな考え方は若干持っております、今後設計業者と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 一般質問も普通の議案についても3回以上質問できないということが非常にネックになっておりますが、明確な答弁でないわけでありますから、もう少し、最後は町長に答弁いただきたいんですが、私はどこに責任があるのかというのは私から申し上げるというようなことができるわけじゃありません。したがって、町当局はここに問題がある、それをきちっと明確にしていきたいということで、いまだそれができないということは、私は町民がそんなことを許すかということをお考えいただきたいと思うのであります。設計に問題があれば設計に、施工に問題があれば施工に、発注者側の町当局なら町当局と、明確にしていかなければ困ります。

そして、申し上げたくないことまできょうはあえて申し上げざるを得ない。まだ明確な責任の所在がわからないままに申し上げるのはどうかと思います。と思いますが、今の回答を見ると、設計にも施工にもな

い、したがって瑕疵条項を適用するわけにはいかない。こういうことになると、行政当局ということになる可能性が非常に強い。したがって、行政当局になるということになると、いずれ何らかの工事をしなくてはならない。これは補正がかかってくるということにつながる。しかるべき合理性があって、補正予算が計上されるものであれば、我々もそれに不同意をとるものではありませんが、少なくとも明確な責任をお決めになったその上でないと、それを認めるわけにはいかないということをお願い、さらには本当に申し上げたくない、仮にこの今までの答弁を聞くと、行政担当者、要するに行政側に落ち度がいささかありますよというふうにしか聞こえない。となれば、当時の町長以下責任者に私は責任の所在をきちっとしていただきたい。

前段でいささか言わなくてもいいことまで申し上げましたが、非常に不透明な中でこの工事完成見たという経過の中で、工事発注者が今、当時のですよ、俗に申し上げますが、当時の町長が今合併前に、この案件とはいささか違いますが、旧日原町でグループホームを建設をする、こういうことが合併直前になって浮上してまいりました。合併協議でも大きく影響を与えたと思いますが、それ以上に介護保険制度、郡内の助け合いによる介護保険制度の制度自体も壊してしまったという経過

があったんです。今日、吉賀は吉賀、津和野町は津和野町で介護保険制度そのものを運営せざるを得なかったという、発端はここにあったというふうに理解しておりますが、そのような問題を起こした当時の責任者は、今グループホームを経営しておるこの施工業者の経営の一翼を担って、そこでどのような立場かは存じませんが、かかわっておるといようなことを考えましたときに、この一連の工事全体というものが、またますます不透明千万と言わざるを得ないということを申し上げて、最後になりましたから町長に、責任の所在はいつまでに、どのように明らかにして、後の対応を、処理をこうするという、この明確な回答をいただかなければ質問を終わるわけにはいかないということを議長に申し上げておきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 日原小学校の体育館の工事の関係についてお尋ねでございまして、教育長のほうから今日までの経過等についてお答えをしておるわけでございますけども、なお責任の所在が明確でないということで、再度町長に対しての見解を求められたわけでありましたが、教育長のほうでお答えいたしておりますように、内部におきましてはいろいろと経過をたどりながら、どのように対応すべきかという

ことを協議を重ねておるところでございます。その経過の中では、先ほどまで申し上げておりますように、今回の事例で瑕疵条項を適用して問題を解決するというのは、少し難しいのではなかろうかという、今日までの協議の中では結論に達しておるわけでありますけども、再度いろいろと御意見をいただきました。重ねて検討をさせていただきたいというふうに思っておりますが、現状は現状でございますので、いずれにいたしましてもこのままで放置をするというわけにはまいりませんので、終局的には町が責任をもって対応をしてまいることになるだろうと、このように判断をいたしておるわけでございますけども、その過程等におきましては、重ねて申し上げるわけでございますけども、さらに当時の関係者の皆さん方の状況、あるいは御意見、これらも徴した上で最終的な判断をさせていただきたいと、このように思っておるわけでありますので、御理解をいただきたいと思いますと思っております。

○議長（後山 幸次君） 沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 十分な私の質問に対する回答というように受けとめるわけにはまいらなかったわけでありますが、最後に町長から必ず引き続きこの問題については鋭意努力をして解決をし、終局的にはあのまま放置するわけにはいきませんので、工事をして、水がわ

かないような、そのような処置をしたいと、こういうことでありました。しかしながら、当初申し上げたように、少なくとも契約条項を読ませていただきましたが、かなり分厚いというか、何十項目にわたってきっちと契約が結んであると、何のための契約かということになるわけでありますから、もう少ししたかを締めて、ひとつ対処してもらいたい。新町になってからはそのようなことがあるっていうふうには存じませんが、先般も初日に契約案件が出てまいりました。全員一致で契約案件に賛同いたしました。これから工事が始まるわけでありますが、再びこのような不祥事が起きないように切に監督していただくように、要望を加えて質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、3番、沖田守君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序3、12番、道信俊昭君。——道信君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 12番、道信俊昭です。今回の一般質問は2点ございます。

まず1点目、タイトルといたしましては、「情報公開と説明責任」という、ちょっと堅苦しいタイトルで始まりましたが、私の活動の中での

具体的な事例を基にしてこの問題を取り上げましたので、ただ、その事例というものは、基本的なところから話をしませんと、単なる事例に終わってしまう可能性がありましたので、少し難しいとは思いますが、でも、憲法というところから入ってまいります。サブタイトルとして「行政の皆さん、町の人たちに正しい情報をいち早く伝えていますか」、これがサブタイトルでございます。

それでは、日本国憲法から入ります。日本国憲法では、御存知のとおり「国民主権」をとなえております。内容的には、国民が政治権力の源であり、政府は国民がつくったものであり、国民が運営する機関である。すべての決議権は国民にある。これを町にかえて申しますと、町民が最高の主権者である。町民が政治権力の源であり、役場は町民がつくったものであり、町民が運営する機関である。すべての決定権は町民が持つ。その最高の権力を持つ町民が、町で起こるさまざまな問題を解決するためには、役場は判断の材料となる情報を町民に与えなくてはならない。つまり、町民は知る権利を持っているということでございます。つまり、行政が、役場が持っております情報を公開してもらう権利、説明を受ける権利を持っているということであります。あらゆる情報はすべて町民のものである。これが大前提でございます。

それで、実にタイミングよくと申しますか、最新の町の広報で「まちづくり出前講座」というものが発表されております。当然御存じだろうとは思いますが、これをちょっと抜粋して持ってまいりましたが、この町広報を讃えるような形で新聞がすぐ取り上げまして、津和野町はこうこうこういう形で町の情報を町民に素早く正確に伝えるということを新聞が取り上げております。この内容は、皆さん御存じだろうと思うんですけども、この趣旨というものをちょっと読みますと、「まちづくり出前講座とは、町の職員が町に出向いて、町が持っている行政情報を町民の皆さんにお伝えし、また情報交換を行っていく上で、真に住民サイドに立った行政運営を図ろうとするものです。」このように冒頭に書かれております。実に積極的な説明責任であり、これを具体的に町広報の中で形としてあらわされたものだろうと私は思っております。

ところが、先ほど冒頭で私が関与した事例っていうものが、申しましたけども、これと全く逆行するような行為が発生しました。まあ、事例ですので簡単に申しますが、津和野町の委託を受けて、津和野幼稚園が津和野町民センターの子育て支援センターの業務を委託されておりました。ところが、2月7日に幼稚園より、これはさまざまな事情があったんで、この事情の内容は別にとやかく言うことはありませんが、

今回は受託を辞退いたしますというようなことでありました。これが2月7日、先ほど言いましたように2月7日です。ところが、この施設を約30名近くのお母さん方が使っておられたんですけども、このお母さん方に対しては、あるいはお母さん方はもとより町民に対しても、あるいは議員に対しても、だれにも告げられないままに約2カ月この状態が続いておりました。事が表面化したのは3月の25日でございます。その時点で私は、まあこれはひょんなことからっていうことですけども、一人の町民の方から、ねえねえという形で相談を受けまして、その場に行ったわけですけども、初めて私もこの日に知りまして、その後すぐほかの議員の大多数の議員も知ることとなったわけです。そして、数日後に支援センターの移設が直地に移されるということが議会で可決されました。このまま何もなかったとしたら、何も知らずにいたとしたら、1週間後には施設は閉鎖されるという段取りとなっていたわけです。この2カ月間の空白、意図的だったのか普通の出来事だったのか、いずれにせよ説明責任は全く果たされていなかった。

それで、きょうまで私は同じような事例の、まあ形は違うんですけど、同じように説明責任を受けていないというような旨の相談を受けました。まだこれは詳しくは調査しておりませんので、ここで具体的には言

えませんが、お孫さんから知って初めてそのことを知ったと。これも今後ろで聞いておりまして、まさに同じようなことだったんじゃないかなというふうに感じておりました。そういうようなことを含めて、私の質問に入りますが、確かにすべての情報を全町民に説明するっていうのは、現実的には不可能ではあります。ただ、どこかで線を引かないといけないっていうことは、これはだれでもわかることなんで、町長はこの情報公開、説明責任ということの線引きっていうか、どういうふうに答えられるかちょっとわからないんですけども、何らかの指針があるんじゃないかなというふうに考えておりますので、もしございましたら、そのあたりの線引きの基準をお尋ねしたいというふうに思います。

次は、職員の皆さんは、私は今冒頭で憲法とかっていうものを出しましたが、当然憲法や法律や条例に基づいて仕事をされているはずですけども、法律のプロでもございます。まあ入ってからすべてを知っているなんていうのは、それはちょっと難しいっていうことはよくわかるんですけども、それでは町はそういう町の職員に対して、この情報公開とか説明責任ということの研修というか、勉強ということをどのよ

うな形でされているかということをお聞かせください。なお、それに対しての職員の取り組む姿勢と意気込みというものもわかれば、感じるところを教えていただきたいというふうに思います。

3 番目が、出前講座の趣旨に情報交換とあります。この出前講座だけをちょっと私は見た感じでは、何か一方的に授業として、下手をすれば教えてやるというような、そういう、間違えればですよ、取り間違えれば教えてやるというような形にもなりかねませんが、この中に質疑応答はオーケーと、かというような解釈を私はしております。ところが、質疑応答すれば当然苦情とか要望とか出てくるわけなんですけども、さらにこの中には最後のほうに申し込みができない場合という中に、苦情や要望は目的としたものは受け付けません、的なことですよ、的なことが書いてあるんですけども、申し込みをされたときに、話が進んでいったときに、そのようなことが出てきた場合どのように対処されるのか、そのあたりをお伺いいたしたいと思います。

最後に、真に住民サイドに立つ、書かれておりますけども、行政の方から見られて、真に住民サイドっていうのが、具体的に何かこう出してもらえれば、ああそれが真に住民サイドなのかということがイメージできますので、このあたりをもしお聞かせ願えれば理解しやすいんじ

やないかなと思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 12番議員さんの御質問にお答えしたいと思いますが、情報公開と説明責任についてお尋ねであります。町民の皆さんに対しまして情報を公開すること、そして、いろんな課題に対しまして可能な限り説明をしてまいることは当然の責務であると、このように考えております。したがって、この線引きの基準といったようなものは特に定めておりません。情報の公開につきましては、制度にのっとり適正に対応してまいることにいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

憲法の精神をひも解かれましての御質問でございましたが、確かに国においては国民が、町においては町民がということでございますが、その町民の皆さん方の最終的なこの御判断、意思決定というのは、町民の皆さん方が付託をされました町議会において最終的な御決定をいただくと、これが憲法にのっとり、あるいは地方自治法にのっとりルールであろうかと、このように考えておりまして、また今日までそのようにしていただけておるわけでございます。

それから、大変お言葉を返すようでございますけども、具体的な事例

にございましたこの子育ての支援センターの問題、議員さん3月25日に初めて知ったということでございますけども、その間の経緯もございまして、私どもは公式には3月の7日に議会へ条例案として御提案を申し上げ、今日までの経過、そして今後の取り組みについて、こういう事情でこういうふうにさせていただくものでございますということを御説明申し上げたつもりではあったわけでございますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思います。

なお、その他につきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、情報公開と説明責任につきましてお答えを申し上げます。

情報公開につきましては、個人情報の公開につきましては、その扱いが厳しくなっていることは御承知のことと思います。しかしながら、情報公開につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり説明していくべきと考えております。そのようなことから、本年職員が町民の中へ直接出向いて行う「まちづくり出前講座」がスタートしたと認識をいたしております。全職員への研修についてでございますが、町村会の

助成も得ておるわけですが、そういう専門的な研修項目も計画しているところでございます。

なお、「出前講座」の中で、苦情、要望が出されたときについてでございますが、これは当然ではございますが、その場でお答えできないことにつきましては、当然持ち帰ってそうしたことを、当然ながら町民へそうしたお答えをお返しをしていくことが大切であるというふうに考えております。そうした繰り返しをしていくことによりまして、住民サイドに立った行政につながるというふうに常に考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 申しわけございませんでした。3月7日の件に関しまして、改めておわび申し上げます。私もいろいろ勉強をこれからも一生懸命したいと思いますので、その点の重ね重ねおわび申し上げたいと思います。

それで、この説明責任ということは、時代の流れっていうのは当然のことなんですけども、情報が隠れるというと御幣があるんですけども、いわゆる裏情報という形がこうなってしまうと、何か旧津和野と旧日原がポスト争いだとか何とかというような、そういう形になると

ということが私にとって非常に心配だったので、最初に町長の言われたようなすべての情報については町民への情報公開をするんだという意気込みがありますんで、それをぜひやっていただきたいというふうに思っております。

それと、真に住民サイドに立つという具体的なことの一つの形なんですけども、実はホームページ見たときに、トップページをぱっと開いたときに、例規集とあるんです。今我々がよく使っているのが、条例条例っていう言葉をよく使うんで、私らも町民の方々に条例をよく見て、この条例に基づいていろいろ判断していきましょうよと言っておるんですけども、例規集と書かれておりますんで、私も最初見たときに、条例ちゅうのはどこにあるんかいの、また重ね重ね勉強不足であったんですけども、例規集っていうところにぱっと結びつかなかったところが、町民の方もそのあたりがやっぱりちょっとわかりにくいところがありますので、この「例規集」っていうところを「町条例」にと、「町条例」というふうに書きかえていただければ、真に住民サイドに立ったというようなことにもつながる一つの例として御提案させていただくということで、この質問に関しては終わりたいと思います。

続きまして、観光なんですけど、私はよく観光問題に関して出させてお

りまして、前回も脱小京都宣言とかいうような、ちょっと過激な言葉を使ったりなんかしておりますが、行政でないとできない観光対策とは何ぞやと、これまでいろいろ質問しております、今回は逆に、さっきの質問とは逆に、行政が非常に私が今回する質問の中で果たした役割を行政の方がされたということを新聞で、これも新聞ですけども、見たときに、ああこれなんだな、これなんだよということが感じましたんで、今度は違った意味で事例、また逆の意味ですけども、逆にこの事例をもとにして行政の果たすべき観光対策というものを一般質問の中に取り上げさせていただいたということでございます。

民間の観光協会の資料によりますと、総会にこの前私も出席させてもらって、その資料に書かれておりました一文を書きますと、「県全体の入り込み数は、石見銀山を中心として増加しているが、出雲部の増加が目立つ中で、県西部では目立っての恩恵に浴していない。」このように書いております。この1年はもうあらゆる報道、島根県の観光に対するあらゆる報道は石見銀山と出雲大社がほとんどを占めております。ほとんどということです。観光は、私は前から言っておるんですけども、観光っていうものは「光を観る」と書いておりまして、時流に乗ること、話題性に乗ることが肝心なことだろうと、肝心なことだというふ

うにいつも言っております。これが私の持論でもあるんですけども、先ほど事前に申しましたように、行政職員の一つの行動が非常にこの新しい光を観るということに寄与してるっていうことを説明しますと、NHK、朝の連続小説「だんだん」をPRするドラマの脚本に、津和野町の職員の作品が採用されました。これまでにない新しい切り口で出雲部へ切り込んだ、話題性とか地域性、ともに申し分ないことだったなあというふうに私は新聞を見て感じました。

そこで、質問としては、出雲、石見銀山、津和野っていうこのルートは、清流日本一と言われる高津川がすっぽり入る。ただ、このコースをきちっとつくり上げるためには、いわゆる旅行者なり民間の旅館とか何とかっていうようなものがつくるのは非常に難しい、民間というのはやはり経済効果が見込めるなとわかって初めて動き出します。ちなみに津和野町が世の中にぱっと出てきたと、ちょっと前なんですけども、私は津和野にいなかったんですが、そのときなんかもやっぱり最初は目に見えない、まあ旅行社におったわけですけども、旅行社は全くそういうものに手を出さなかったんです。それはやっぱりまだ旅館も確立されていない、バス何とか何とかもみんな確立されていない。それで、旅行社っていうのは手を出せないんです、恐くて。ですけども、一たん

それがぽっとできてしまうと、あと民間がどんと入ってくるという形をとりますので、行政の役割っていうのはそのように、この一つのルートをつくるっていう意味で、私は非常に重要なことだろうと、私の体験上のことも含めて思っておりますので、このあたりのことは再三県との協議とか協力とかが必要になってくると、そういう意味での行政の取り組む姿勢っていうのを、私再三言っておるんですけども、今回はこういう事例が出た関係上、非常にタイムリーだなと思いましたんで、再度お聞きしておきます。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは御質問にお答えしたいと思います。

まず、御質問の中で御紹介いただきました、NHKのPRドラマについてですが、これはことしの秋から島根県を舞台としたNHKのドラマ「だんだん」と言いますが、これが放映されることは御承知のとおりだと思います。それを事前にPRする5分間ドラマの脚本をNHKが公募いたしました。その公募に応じまして私どもの商工観光課の藤山課長補佐が脚本を書きまして応募しましたら、それが採用になりました。

た。これはまことに喜ばしいことだと考えております。既に撮影もほぼ済んだようでありまして、こういう面、いろんな面、課としても町としても全面的に支援をしていっているところであります。この5分間ドラマの撮影地のほとんどが町内ですし、町民の方にも役者として参加をしていただいておりますので、議員おっしゃいますように絶好の情報発信ととらえておるところであります。

なお、このこととは直接関係ありませんが、「だんだん」というドラマは松江を主に舞台にしたドラマであります。同じ島根県でありますし、単に遠い松江という感覚ではいけないと思っております。まあ無理は無理かもしれませんが、NHKのほうへこの「だんだん」の撮影等々につきまして、ぜひ津和野のほうへも足を伸ばしていただけないかというお願いは既にしておるところであります。色よい返事をもらっておるわけではありませんが、そういう働きかけもしております。

次に、石見の観光振興について、行政の役割等々踏まえての御質問をいただきました。去年の石見銀山の世界遺産登録は広く石見地方に好影響をもたらしました。本町の観光にとりましても、観光協会の分析もあります。少なからぬプラス効果をもたらしてはいるものと考えております。しかしながら、一方で、石見銀山をめぐるツアーの多くが存

在しますが、それらは多くが関西から松江、出雲を通りまして銀山を見学して広島山陽へ抜けるというコース、またはその逆のコース、これが最も多い状況がありまして、なかなか本当の意味で本町や石西地域にすばらしい効果というわけにはいかない現実もあることも認識をしております。

こうした中、島根県では、これは以前からですが、西部県民センター内に石見観光振興協議会という事務局を設置をしまして、そこを中心に石見銀山の世界登録をきっかけとしてではあるかもしれませんが、石見地方の全体の観光振興を図ろうとさまざまな施策を打ち始めております。私は10年前に観光課にいましたが、その当時ではこういう動きは全くなかったことでありまして、大変喜ばしいことだと、私個人では感じております。この協議会では、銀山が一番遠くの地になる場所はどこであるかということから、九州地区にスポットを定めておりまして、九州地区からの誘客を図れば、アクセス方法が、石見銀山まで行くのにバスであれ自家用車であれ、JRであれ必ず石西地域地方を通過するコースとなりますので、そういう考え方で、そうしますと石西での休憩や食事、宿泊、津和野観光など、いろんなことをセットすることも可能となります。これは石見全体にとりまして最も効果が高いと判

断しております。県も同じ判断をしておりますので、この考えのもとに早速協議会を中心に、県、市町村、各観光団体や経済団体などによって、この秋九州地方への「なつかしの国石見」キャンペーンを計画・実施することにしておりまして、現在準備を具体的に進めております。

県は、石見専門の、別のことですが、石見専門の観光支援プロデューサーをわざわざ招致をしておりまして、石見観光の振興に積極的に取り組んでおります。この九州キャンペーンもこのプロデューサーの発想であります。これ以外にも多くの施策を展開、または企画中ですので、県西部の観光の拠点である津和野町としましても、県または近隣との連携をしっかりと図っていくことが当然のことであると考えておりますし、100万観光地としてそれなりのノウハウも持っておる当町としまして、積極的にこれら協議会等々へも提言も行っていきたいというふうに考えております。何よりも行政の役割も大事なことです。まずは民間との役割分担を明確に定めた上で、その上で明確になった行政の役割を果たしていくことがまずは大事だろうというふうに基本的には考えております。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 石見観光振興協議会、これとか石見

専門の観光支援プロデューサー云々と書いてあるんですけど、このあたりのくくりはわかるんですけども、津和野町としてどういうふうにしたいか、どういうふうに考えているかということを、もう少し詳しくというか、具体的なことがあればお話しいただけたらと思います。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 主には予算資料でありました施政方針のほうにも掲げておりますが、その後数カ月たちまして、私も具体的に観光の仕事をする中でいろいろ思ったり、新しい情報が入ったりとすることがあります。それらを踏まえまして、ひょっとすると町としての見解というわけにはいかない面もあってごかんべんいただくこともあるかもしれません。多少個人的な感想なりも入る部分があるかもしれませんが、御質問ですのでお答えをしてみたいと思います。

先ほど申し上げかけました、行政の役割とそれから行政と民間等々の役割分担の問題ではありますが、基本的に私はこう考えております。防災の考え方の中に自助、共助、公助という考え方があります。字は自分の自、自分で守る、助ける、共助は共に助ける、これは自治会とかの、それから公助が行政となります。観光も全く同じことが言えると私は考えております。自に当たるところが各商店主なのかなと、少し大きく

して商店会さんとかそういうことなのかなと、共の部分で商工会でありますとか観光協会でありますとか、そういう行政ではない団体の部分なのかなと、それから公がありまして、そこは行政の役割になるのかなと、それぞれががっちりかみ合って、初めて経済や観光の動きというのはいろんな施策が打っていけるんだろうなというふうに、私個人は思っております。

さらに、観光という面を見ますと、津和野というその名称でありますとか、高津川ブランドと、そういうふうな大きな冠の下でそれぞれが経済活動や観光活動や商売をされて、その中で地域経済が活性化をしていくという、その中で地域づくりが図られていく、そういう部類であると思いますので、やはりその自、共、公がきちんとなっていくのが理想的な形だろうと思います。その中で、自や共につきましては、きょうはお話しはしませんが、その中で公の部分の行政の役割なんです、私はまず観光の施設整備、これは道とかトイレとかいろんなことを含むと思いますが、そういうことの整備が行政の一番の大きな役割ではないのかなと思っております。その次には、観光施策を進めていく上での、先ほどの共の部分も含みますが、そういう推進する母体や体制をつくったり強化したり、そうしていく部分も行政の大事な役割ではないか

なというふうに考えております。

それから、さらに今度は広域になるんですが、これは国のほうでもこの10月に観光庁を設置するという動きがあります。その基本的な考えはビジットジャパンとも言われますが、外国からの観光客をたくさん受け入れようというのも一つですし、それから国内でも2泊3日、3泊4日の観光域をつくろうというのが国の大きな考え方です。そうしますと、交通が非常に発達している時代ですので、1町村で2泊3日、3泊4日は不可能でもありますし、また旅行の皆さんはいろんな所に行きたいという、もともと欲求もありますので、観光はどうしても広域化していく。広域させることによって地域経済を図っていこうと。その広域のシステムをつくっていくのが、まずは行政の役割であろうというふうに私は思っております。そういうふうな大きな役割があるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、再質問の津和野はどうかということなんですが、私は今まず緊急的な津和野観光の課題としましては、非常に従来から言われておりますが、極端な通過型観光地になっている。しかもその傾向は、これまでも進んできましたし、さらに強まる可能性は非常に高いというふうにまず懸念をしております。簡単な数字で今手元にたまたまある

んですが、申し上げますと、宿泊者数ですが、平成１５年と１９年をたまたま比べた場合に、島根県では宿泊者数……

○議長（後山 幸次君） 発言の途中ではありますが、チャイムが鳴り終わるまで暫時休憩といたします。

午後０時 00 分休憩

.....

午後０時 01 分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 平成１５年と１９年度宿泊者数を比較した場合、島根県全県では２０％の増加をしております。益田市でも３６％の増加をしております。一方、観光地である津和野町は３０％以上の減をしております。これは大変ゆゆしき問題であると私は認識をしております。ですから、まず宿泊対策が以前からずっと言われておりますが、以前にも増して宿泊対策が必要であるというのを緊急的な課題であると考えております。しかし、もう一つここに現実がありまして、私が１０年以上前におりました、観光課におりましたときには、町全体の、この町全体というのは旧津和野町全体ですが、旧津和野町だけの全

体で、宿泊、キャパシティー、収容者数はたしか1,000を超えていたと。1,000ぐらいだったかもしれません。ありましたが、現在は500ありません。日原町を寄せても500あるかないかぐらい、もう収容者自体が減っている現実があって、その中でどうやって宿泊をふやすかと、非常に至難の業だとは思いますが、そのあたりから何とかしなくてはいけないなというふうに、感想として今思っております。

それから、もう少し将来展望的な話なんですが、これも個人的な見解になるかもしれませんが、まずは地域資源を生かした着地型のメニューづくりというのが僕の中でのキーワードになっておりまして、どういふことかと言いますと、やはりここで言う本当の合併効果、津和野と日原が合併したのは、何も行政のコストダウンだけが合併効果では、私はないと思っております。真の意味での旧日原町のいろんな観光資源、食材、自然、高津川、いろんなキーワードありますが、それと旧来の100万観光の津和野というネームバリューも含めての実績、それをあわせて行けることが本当の合併効果であるというふうにも考えておりまして、ここを何とかすれば津和野町の観光は大丈夫だというふうには思っております。じゃあ何とかするかというのは、いろいろまたすぐにはできるとは思いません。時間はかかると思いますが、そこが一つのキー

ワードになるだろうと思っております。その背景には、まず観光客のこれからの動向については、非常にニーズが、今までも言われておりますが、さらに多様化していくと。同じ人が自然の中をウォーキングする、その次の日には図書館に入って本が読みたいと、その次の日にはうまいものが食べたいと、一つの人がい러んなニーズを持って旅行をしていっております。それはさらに傾向が強まります。それをできるだけ、先ほど広域観光のこととも言いましたが、でもできるだけ津和野町内で、できれば津和野地域と日原地域の両方で1泊でも2泊でも、たくさん右往左往してもらえればやっぱり経済効果も大きいわけですから、それにいかに対応できるかというメニューづくりをしていくこと。それがどうやってメニューをつくれるかということが、行政のまずは一つの大きな役割になるのかなというふうに思っております。私見もいろいろ申し上げまして、済みませんでした。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 今のお答えを聞きまして、行政が一生懸命やっていただけるというのをしっかり酌み取りましたんで、民間にぜひ、民間と協力して新しい形というものをつくっていただきた

いと。そのように願ひまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 以上で、12番、道信俊昭君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後1時0分まで休憩いたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序4、17番、藤井貴久男君。——藤井君。

○議員（17番 藤井貴久男君） それでは、通告に従ひまして質問をいたします。

今回は、ふるさと納税制度に絞って、この制度が本町にどのような影響を与えるのか、また本町はどのような対策や方策をとっているのかについて質問をいたします。

御承知のように、ふるさと納税制度については、ふるさとを応援した

い。あるいはふるさとへ貢献したいという気持ちを持つ納税者が、ふるさとと思う地方公共団体に寄附を行った場合、個人住民税の納税義務のある方で、所得税と住民税の、特に住民税の場合は所得割部分の1割を控除できる制度であり、控除対象となる地方公共団体の範囲はすべての都道府県、または市町村であるということであります。これについては、初日に税務住民課長から詳しい説明を受けたところであります。

さて、これの改正がなされまして、控除の対象となる寄附金額というのは5,000円を超える部分の寄附金額であります。以前は10万円でありましたので、寄附金の控除金額が大幅に下げられたことになるというふうに思うところであります。

しかしながら、何となくこの制度わかりづらい制度であります。ふるさと納税と言いますので、本当に納税なのかと申しますと、納税ではなく4月30日に国で議決されました地方税等の一部を改正する法律による個人住民税の寄附金税制改正ということであります。また、ふるさと納税ということでもありますので、小さいとき育った県とか、あるいは小学校に通った市町村とかのふるさとの定義があって、その県、あるいは市町村への寄附に限定されるのかと言えばそうではなく、だれでも住居地以外の市町村、自治体に寄附していいことになっています。県と

市町村に寄附していいことになっております。ある意味では、ふるさと納税とは名ばかりで、寄附金制度とも言えるもので、要するに自分の住んでいる自治体以外に寄附すると、5,000円以上を超える額は所得税と住民税を差し引く制度ということになったところであります。本町におきましても、この制度に対応すべく3月議会で基金条例を議決し、4月1日から施行しているところであります。

さて、新聞報道等で、妖怪ロードのある境港市では、この制度の第1号は水木しげる氏というふうに載っておりました。また、兵庫県の西宮市では、ふるさと西宮甲子園寄附金を創設し、阪神甲子園球場に愛着を持つ元高校球児やタイガースファンの寄附を期待をしている、この寄附金は球場周辺の道路、緑地整備に充てるという報道もありました。

さて、そういうふうなところではありますが、本町に対してこの制度を使っただけの寄附の申し出があったかどうか、あれば、その金額をお聞きをいたします。

次に、同じく新聞報道によりますと、熊本県はこのふるさと納税制度、ふるさとくまもと応援寄附金を推進するプロジェクトチームを発足させ、県庁で初会合を開いたと、そして、その目標額は10億円、しかしながら、現在の寄附というのは7件で64万しかないけれども、寄附を

呼びかける体制や市町村と連携などの取り組みをつくり、7月中旬からこれを大々的に展開をするというふうに報道があったところであります。

6月6日の山陰中央新報によりますと、県内のふるさと納税制度の取り組みがこの中に載っておりました。これによりますと、海士町は6月4日現在であります、8人からの寄附の申し出があり、寄附金額は本年度の目標額100万円を上回り156万円に達するというふうな報道がありました。ちなみに、熊本県の20年度の当初予算は6,175億円、海士町は同じく39億7,941万円、いずれも一般会計であります。この目標額が多いのか高いのかは、それぞれのお考えのところであろうと思います。

そこで、お伺いをいたしますが、本町では本年度このふるさと納税を予定金額は幾らぐらいであるのかということをお聞きを申し上げたいと思います。

次に、この制度は、先ほどおかしな制度になったと申し上げましたが、だれでも住居地以外の自治体に寄附した場合、5,000円を超える部分が控除対象となる寄附金制度であります、この制度ができた経過を見れば、一見大都市の住民から寄附してもらうということが原則の

ように考えられるところではありますが、大都市の住民から寄附してもらった以上の額が他の自治体へ流出する可能性があるということもお考えをいただきたいと思います。そのようなことはまずないだろうと思うわけではありますが、可能性としてはそういうこともあり得るんだということをお考えを願いたいと思います。

また、寄附した人が控除を受けられるので、確定申告をする必要がございます。それで、確定申告があって、初めて町村、あるいは県というのはわかるのだと思いますが、本町の住民がこのふるさと納税制度を使って他の県、あるいは市町村に寄附したかどうかは、寄附先の団体から通知があるというふうなシステムになっているのかどうか、この点についてもお伺いをいたします。

次に、一番大事な点ではありますが、本町のこの制度に対してどのような対策や方策をとっているかということをお聞きしたいと思います。

ここまでこの制度の問題点などを申し上げましたが、御承知のように、私は既に分捕り合戦が始まって、非常に激しくその展開がなされているのだというふうに思っているところでもあります。当初は愛郷心に訴えて寄附をお願いをするというものでありましたが、今や寄附者が本来なら自分で負担しなければならない5,000円部分に寄附してい

ただ、県や市町村がこの部分に特典をつけたり、還元をするという仕組みをつくったりして、これをカバーしようとしている自治体がふえているわけであります。

すなわち、寄附者は寄附することで、何の負担もすることなく、所得税と住民税の控除を受けられる制度に変貌したというふうに思っております。本県でも、先ほど申しました6月5日の山陰中央の新聞報道がありますが、出雲市が5,000円以上の寄附者に5,000円分の地元特産品を送るという作戦を打ち出しております。これによって、これを出す以前には5月末時点で10件であったが、こういうふうなことがマスコミで報道されて以来、急遽ふえて、4日の段階で27件になったというふうな報道があったところであります。

また、インターネットを見ますと、全国の自治体がホームページで寄附者を確保しようとして、いろいろな動きをしていることがよくわかるところであります。この制度に対して本町はどのような対策や方策をとっているのか、また、とろうとしているのかをお聞きをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 17番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、ふるさと納税制度についてのお尋ねでございますが、

おかげさまで第1号が誕生いたしまして喜んでいるところでございます。私もせっかくの制度でありますので、できるだけ多くの方々に御協力をいただきたいと願っておりまして、いろんな機会をとらえてこのPRに努めさせていただいておりますが、つい先日もふるさと会がございまして、そこに出向きまして、特にこの制度についてお願いをしたわけですが、町の方からもパンフレット等、あるいはホームページ等を掲載しておりますので、皆さん御関心を持っていただいておりますということはよくわかりました。

ただ、中にはどの程度の金額を寄附したらいいんだろうかということで、多少悩んでおられるといえますか、余り少のうても、ちょっと恥ずかしいし、余り余計はできんかと、こういうふうな思いを持っておられる方もいらっしゃるようでございました。私は、決しておねだりをするのではないので、その点はひとつ誤解なくということをしたんですが、皆さんはふるさとに対して今直接何をということをも自分たちでなかなか気かけながらもできないので、こういう制度ができたとなれば、ひとつお互いに積極的に考えてみようじゃないかというようなお話をさせていただきまして、大変うれしく思ったわけですが、そういう状況の中ではありますが、他の市町村等で、既に事例のお話ござい

ましたけども、目標額をどうするのか、あるいはまた見返りをどういうふうに考えておるかといったことにつきましては、現時点では全く今考えていないということでございますので、少しこの制度が動き出してから、他の自治体の状況等も見ながら、場合によってはひとつ相談を、あるいは検討をさせていただかなければならないかと、このようにも考えておるわけでございます。

制度の具体的な事柄等につきましてもお尋ねでございましたが、この点につきましては担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、ふるさと納税制度につきましてお答えを申し上げたいと思います。

ふるさと納税につきましては、本日時点で少し異動がありまして、3名の方からお問い合わせがございまして説明をしてきとるわけですが、そのうちお名前をお聞きして、こちらから一連の書類等を送らせていただいた方が2名ございます。そのうちの1名の方が、実はこの答弁書を提出する後ぐらいに参られまして、今1件、第1号が町長申し上げましたように含まれております。

予定金額につきましては町長が申し上げたとおりでございますが、非常に最近、毎日のように問い合わせ等もありまして、全国的にも少しずつ浸透してきとるのではなかろうかということで、これはP Rがまだまだ必要だなということを思っておりますので、今後も続けて努力してまいりたいというふうに思っております。

2 番目のことでございますが、今のところ、今のそのシステム自体はございません。したがいまして、御指摘のとおり、すべてわかるのは次年度の確定申告が終わって、それからになるだろうというふうに思いますが、ただ、これ個人情報でございますので、実際に公表というわけにはいかないんじゃないかなというふうに思っております。

それと、ふるさと納税のP Rについてですが、町のホームページの方には、まずいち早く掲載をしております。その後、チラシを作成をいたしまして、これまでも各県人会、在広島根県人会、東京つわの会、東京日原会、関西つわの会の方でも説明してチラシ等も配付をさせていただいております。

今回第1件が、第1号の方が寄附をしていただいたわけですが、広報等にも公表してもよろしいでしょうかということで御紹介を申し上げて申込書をいただいたわけですが、よろしいということでございまし

て、お名前は、今大阪市の方に在住されております津和野の木部の出身の方なのですが、ミタライヨシオさんでございます。金額につきましては20万円を今回寄附をいただいております。

○議長（後山 幸次君） 藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 第1号の方があったということで、非常にうれしい思いをしております。また、お名前聞きますと、関西つわの会の方ではなかろうかと、以前、去年でしたか、結成された関西つわの会の関係者の方かなというふうな、ちょっとうろ覚えであります。そういう気がいたしております。

さて、先ほどの答弁であります。本町のホームページにも見てみますと、お知らせということで載っております。「ふるさとへの想い」を「ふるさと納税」でかたちにしてみませんか。」とのふるさと津和野基金の条例の紹介がしてあります。役場の構造改革のお知らせのヒット数が697をというのを大きく引き離して、アップしたのは4月18日かなと思いますが、もしそうなら、4月30日の国の法改正を受けてからのアップではなく、少し勇み足のホームページの掲載であろうというふうには思いますが、22日日曜日の9時30分に再度、今回の質問があるので見てみしたら、これのヒット数が839、けさ再度見て

みますと842でありました。そのうち1は私であります、840何
ぼうで、最近の中では、こういうふうなお知らせでは、本町のホームペ
ージの中では非常にヒット数のある数字が出ているなというふうな感
じで見えていました。このことから、関心のある方が大勢おられるという
ふうに思っております。

また、寄附金額についてどうしたらいいのかというふうなことが町
長の方からちょっと出ましたが、他の市町村のホームページを見ます
と、この寄附金額の計算システムが載っているホームページもあるよ
うであります。そうしますと、それは幾らたくさん寄附してもいいわけ
であります、たくさん寄附しても、ある意味では控除の対象にならな
いというふうなこともあります。その辺は自分の持ち出しをしていた
だいて、こちらへ寄附していただくのはいいわけですが、その辺のこ
とも計算できるシステムが載せてあげる方が親切なのかなというふう
に思います。

あわせて本町のホームページの掲載の仕方についてちょっと申し上
げさせていただきますが、先ほど4月18日に多分アップされたんだ
ろうというふうに思いますが、控除のあることは紹介されております。
寄附したい人は総務財政課にお問い合わせしてくださいということし

か、あの掲示内容では読み取れないというふうに私は見ております。非常に控え目で、謙虚であるわけでありますが、本町の財政状況から見ても、果たしてこれでよいのかどうか、再度お考えをいただいて、少しでも寄附、納税があるような、そのような方法をおとりをいただきたいというふうに思います。

さて、この基金条例は、先ほど申しましたが、4月1日に施行されております。今年度の予定金額についてはわからないというふうなことでございますが、本年度の20年度の一般会計の当初予算では、寄附金で収入の方に総務の寄附金ということで1,000円上がっております。19年度も同様に計上されておりますので、この制度を意識しての私は計上ではないというふうに思っておりますが、例年どおり頭出し的にこれを計上されたものだというふうに思いますが、基金条例があり、ホームページ上でも募集をしております。

そういうふうなことで、これは今回の補正（2号）の中でそのようなことが計上されるのかというふうに思っておりましたが、これにも計上もされておられません。果たしてこれでいいのでしょうか、非常に消極的だというふうに思うところではありますが、頭出し程度の、例年どおりの計上だったのかどうかということと、今回計上されなかったという

ことはどういうことなのか、これは寄附があったということでありませんが、それを初めてあって、初めて計上するということなのか、極めて消極的過ぎるというふうに思いますので、この点もお聞かせを願いたいと思います。

また、先ほど町長の御答弁の中でもふるさと会を中心にして呼びかける、また、呼びかけたというふうなお話でもございます。

これは富士宮市でございますが、これも同じく6月13日の毎日新聞でございますが、ふるさと納税が富士宮市はスタートしたのを受けて、来月中にも全職員約1,300人ということではありますが、その方々に市外、県外に住む親戚や知人にダイレクトメールで寄附を呼びかけるというふうなことが出ておりました。

この報道でもわかりますように対象者は町外、あるいは県外に住む親戚や知人であり、本町で取り組むといたしましても、先ほどの御回答のように、そのあたりを核として寄附者を集めていくことが中心になるだろうというふうに思うわけであります。お話のように、本町出身者で結成された町人会、何々つわの会、日原会というのがございます。答弁の中で説明やチラシの配付を行っているということでございます。

私は、残念ながらつわの会というのにまだ出たことがありませんの

で、つわの会のことについてはよくわからないので申し上げられませんが、旧日原町には東京日原会と広島日原会がありました。ありましたといえますのは、東京日原会は今年議会に連絡がないなと思っておりましたが、解散されたというふうなことをお聞きをいたしました。それが本当なのかどうなのか、おわかりになればお知らせを願いたいと思います。

また、解散に至った事情や経緯については、これは会の総意ならばいたし方がないところではありますが、これまで随分にお世話になった会でもあります。その総会に町長は出席をされて、これまでのことに対してお礼を申し上げたのかどうか、あわせてお聞かせを願いたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたが、そういうふうな会に呼びかけるというのが効果があります。その辺を町長お答えになりましたが、その辺も再度お聞きを申し上げたいと思います。

議会も以前、去年は、先ほども申しましたが、関西つわの会の結成には議長も出席をいたしました。町長、議長が出るということは町を挙げて応援をしているということにもなるんだろうと思います。今年は諸々の事情で議会側は要請されても行かれないというふうなことがあ

るんだというふうなことも聞いております。やはり執行部、町長、議長ともに出席して、そこで親睦を深める、あるいは交流を深めるということがこの制度をより有効に作用させることでもあろうというふうに思うわけではありますが、このことについてどのようにお考えなのか、以上の点についてお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、幾つか御質問があったかと思いますが、お答えをしたいと思います。

まず、1つは、町のホームページの掲載の仕方についてございました。少し消極的ではないかというふうな御指摘でございました。ああして寄附金条例ができて、その内容をいち早くお知らせをしたいということで、そうした形で出したわけですが、少しまだ十分でなかったかなというふうな御指摘を受けて感じておるところでございます。

ただ、問い合わせが何件かありました。その中で、先ほど指摘をいただきましたような税の控除の関係、その関係もあれだけ全国的によく御存じだなというふうな気がしたんですが、よく御存じな上に、こちらに御質問をされてきました。

そうしたことをそれぞれお答えをして、電話ではあったわけですが、

そうしたことでお答えをしながらずっとして、第1号にされた方についても、そういう御質問がありまして、こちらも親切にお答えをし、そして、もう一つあるのが、実際寄附をしていただくわけでございますので、こちらからそうした寄附の仕方というか、そうした、例えば、振替の用紙等も含めて、それと寄附金を受けるわけですので、寄附願の用紙等も含めて、そうした形で、本当に丁寧に接しなければいけないというふうなこともございまして、そうしたことを今続けておるわけでございます。

確かにそうした手間はかかるわけですが、そうした方についてはこうして、今回こうした形で第1号が生まれましたのも、そうした形が一つはあるのではないかというふうに思っておりますし、もう一件についても、そうしたことをしておりますので、どういうふうになるかわかりませんが、期待ができるのではないかというふうに思っております。当然そのときには税の控除される、そういうやり方等も、そういった資料もきちんとしたものを添えて送付をいたしております。

それと、今回の予算の関係で、総務寄附金という形で、ふるさと納税だけではないわけですが、そうした形をしとるわけですが、まだそうした実績がなかったものですので、こうした形にしておりますが、これは

ああして実際に寄附をいただいたわけですので、できるだけ早い議会に御提案をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 東京日原会の状況でございますが、ことしの5月24日に東京つわの会の総会がありまして、私が出席させていただきましたが、その席に東京日原会のワタナベ事務局長さんも出ておられまして、ワタナベさんの口から東京日原会は明日総会をやるんだけど、おおむね初期の目的が達成したので、発展的に解散をして、今度は東京つわの会へ一本ということで、できるだけ多くみんなで東京つわの会へ一緒に入って活動するようにしたいというようなことがございましたので、多分5月の25日の総会においては、東京日原会については解散をされたというふうに思いますが、直接まだワタナベさんと、それから、後は連絡をとっておりませんので、100%総会でそういうふうに議決をされたかというのはちょっと確認しておりませんが、24日の段階ではそういうふうに聞きました。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 日原会の関係につきましては、東京日原会はただいま松浦副町長がお答えをしてるような状況でありまして、今年の場合は、特に私どもに対しても総会へ出席の案内というのはございませんでした。副町長が申しておりますように、前日につわの会に出席して、帰って話を聞きましたけども、もうその翌日には恐らく解散総会が持たれたんだろうなというふうに思っておりますので、お話がありましたように出かけてごあいさつをさせていただくという機会が持てなかったことは残念に思っておりますが、つわの会に合流して一緒にやっていこうということですので、関係の皆さん方にお会いする機会は今後もあるだろうというふうに思っております。

それから、関西つわの会でございますけども、一昨昨日、総会開かれたんですが、昨年結成をされて、ちょうど8カ月になるという御報告ありましたが、新規加入者が相当いらっしゃいましたが、御紹介がありましたが、そのほとんどが日原地区出身の方でございました。新規加入者がですね。

そういうことで、皆さん一緒になって関西つわの会を盛り上げていこうという機運が生まれておるということは非常にうれしいことだというふうに思いました。

それから、広島日原会については、当面それぞれが解散しないで、それぞれでやっていこうというどうもお話し合いがなされているようでございますので、またこれについても私ども御案内があれば、でかけていってお礼も申し上げたり、お願いも申し上げたいというふうに思っております。

それから、御意見ございましたように、せっかくの年に一度の総会でございますので、私どもとしても、できれば私ども執行部だけでなくして、議会からも、あるいは商工会、観光協会といったような機関、団体からお出かけをいただいて、交流をしていただくということが望ましいというふうには考えておるわけでございますが、それぞれの民間団体等につきましては予算的な問題もあるんだろうかというふうに思ひまして、最近年では一緒に出席をしたということがございません。議会の方も、私どもとしては御一緒にしていただきたいという思いはありますが、全体的な予算の中でお考えをいただいたのかなと、このように考えておるところでございます。予算がないのでということになりますれば、今後検討してみなければいけないがというふうに思っておりますのでございます。

○議長（後山 幸次君） 藤井貴久男君。

○議員（１７番 藤井貴久男君） 御回答いただいたわけではありますが、ぜひとも議会からも、執行部、議会、両方ともにした方がいいんだろうと、しかもこういう制度であります。この際、そのようなことをぜひともお考えをいただきたいというふうに思います。そのような意味で、御回答いただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、最後になりますが、この制度について町長にそのお考えお聞きを申し上げたいと思います。

御承知のように大都市と地方の自治体間で税収の格差が著しく拡大をいたしております。その格差を解消しようとして発想されたのがこの制度であります。当初のようにふるさとを定義し、そこに限定するということならば、これまで言われたように田舎で親や自治体が一生懸命子育てをしても、就職先の少ない田舎からは人も頭脳も都会へ出ていく、そして、地方は育てるだけで税金は入ってこないという、いわばコストをどう回収しようかというふうな話がよく出てきていたわけですが、限定すればそのような解消策にはなったというふうに私は思っております。

しかし、今回発足した制度は最初に申し上げましたとおり、ふるさとの定義はありません。また、県、市町村へ寄附をするということで、だ

れでも住居地以外の自治体に寄附していいことになっておるということ
とでございます。また、この寄附金のうち5,000円を超える額を住
民税と所得税から引くという制度になってしまっております。そこに
住む住民が、例えば、津和野町へ住む住民が津和野町へ住民税を納税し
たとき、5,000円の特典ありませんし、何の特典もないわけなん
です。

そして、この前、20日であります、前納報奨金もなくしてしま
いました。何の特典もないというふうなことであります。このようなこと
で、これは非常にある意味ではおかしい制度だなというふうに私は考
えるものであります。

また、最初に申し上げましたが、住民税の増減が次年度でないとわか
らないというふうなこともございます。これも、こういうことをとって
も、余りいい制度ではないというふうな気がいたしております。故郷に
にしきを飾るということでもあります。我が町ゆかりの方の成功は本
当にうれしいものでありますし、また、誇りでもあるわけでありましたが、
そして、教育の基本としてふるさとを誇れるふるさと教育ということ
を本町も力を入れておりますし、本町だけでなく、多くの自治体も力
を入れているというのも確かでございます。その意味で、ふるさとを大切

にし、そこに貢献することができる制度や政策というのは、私は必ず必要だというふうに思っております。

しかし、今回この制度は指摘申し上げましたように、改正しなければならないところがあるというふうに思います。この制度を受け入れ、活用をしなければならない町長として、この制度をどのようにお考えになっているのか、あるいは改正をしなければならないというふうなお考えがあるのかどうか、その点をお聞きをいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） この制度につきましてはいろいろと問題点もあるということで、具体的な点にも触れての御指摘をいただいたところでございますが、発足当初でございますので、少し実績等も見ながら、今後この御意見等に対しまして対応してまいらなければならないという点が明らかに出てくれば、本町だけということではありませんで、組織的にもそうした運動を起こすべきかと、このように考えておるところでございます。

それから、ちょっと余談でございますけども、前納報奨金の廃止の話ございましたが、実は関西つわの会の総会で、この話も出まして、皆さん方からなぜ廃止したんかと、ああして出ていらっしゃる方というの

は所得、住民税は別ですけども、固定資産を町に皆残しておられまして、固定資産税を納めると、それを今までは一括して納めさせてもらったんじゃが、それがことしがなくなったのはどうかというかなり多くの御意見をいただきまして、通り一遍の説明をいたして帰ったわけですが、本当に理解が得られたかどうかよくわかりませんが、もうとにかく今年からはありませんので、ひとつ御協力をということで帰ったような次第であります。

○議長（後山 幸次君） 藤井貴久男君。

○議員（１７番 藤井貴久男君） まだ始まったばかりのふるさと納税制度でありますので、いろいろ改正点、その他見てみないとわからない点もあらうと思います。といいましても、他の市町村、あるいは県に負けるわけにはいきませんので、ここはしっかり寄附金をいかに集めるかという努力を私どももしなければなりません、全力を挙げてやっていただきたいと、このようにお願いを申し上げます。

以上で終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、１７番、藤井貴久男君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序5、16番、村上英喜君。村上君。

○議員（16番 村上 英喜君） 本日の質問は3点ほど質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

最初に国民宿舎施設の後利用についてお聞きいたします。

最近では景気不況や災害等、また、悲惨な事故や後期高齢者問題などいろいろ暗い話題ばかりではありますが、先般山口県の夢の湖舎の代表であります藤原理事長より、国民宿舎を利用して、その後に「小京都」巡礼健康リハビリ札所事業と、この事業方針と計画について、我々議会と執行部に対しまして具体的な説明がありました。

この話を聞いた中で、私は大変雄大な事業であるなと感じたわけですが、これが、もし実現すると、津和野町にとって非常に価値ある事業だと感じたわけですが、町長としてこの事業について今どのように考えておられるのか、率直な御意見を聞かせていただきたいと思います。

次に、この事業についてその後何か進展はあったのか、また、国民宿舎施設の利用で津和野町の環境保全条例に建物がひっかかる問題は生じないのか、また、このたびの定例会に議案に上がっている景観条例や環境保全条例の制定により、このたびの事業で建物が問題は生じないのか、重ねてお聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 16番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、国民宿舎施設の利用についてということでございますが、夢の湖舎理事長さんからの御提案は大変結構な事業でありますので、ぜひとも実現をしていただきたいと、このように考えておるところであります。そのために町として対応しなければならない事柄もございますので、この点については役場内部でプロジェクト的検討会を持ちながら、具体的な取り組みもさせていただいているところであります。

そうした具体的な事項等につきましては、担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 事業の進展状況についてでございますが、「夢の湖舎津和野地区構想」につきましては、今後の町としての支援体制や可能性を検討するため、同法人に対しまして事業内容や実施規模、あるいは受け入れ態勢等の具体的な計画を示していただくということにしております。

現在までの町の対応といたしましては、国民宿舎の改築、あるいはリ

ハビリテーションを含む体験施設整備などハード事業に対する支援の可能性につきまして、農林水産省の中国四国農政局に構想内容等を説明し、相談をしているところでございます。

また、津和野町内にはこの法人の窓口となって協力していただける方がおられまして、現在まで同法人との連絡調整や地元の受け皿づくりのために活動をされております。町といたしましても、今後もその方と連絡を密にしながら、実現可能な支援制度を検討するとともに、関係機関への働きかけや地元調整などの必要な支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、同事業の環境保全条例上等についての御質問ですが、津和野町環境保全条例、また、同規則におきましては、この該当する旧国民宿舎施設は、いわゆる「保存地区」に指定されている区域に位置をしております。環境保全条例で言います「保存地区」とは「美しい自然環境と歴史的文化遺産を保存するため指定した一定の地域」という第4条での定義がありまして、さらに、規則の別表第5の方では「規制指導の基準」によりまして細かく基準を定めております。

また、先ほども議員さんからありました本会議にも提案しております「景観条例」におきまして、この施設は「町田・森村景観形成地区」に当たる地域に位置をしております。

いずれにしましても、増改築、色彩の変更、形状変更または周辺山林の伐採などの場合にこれら条例等に当たるかどうかを判断する場合が出てまいります。現在のところでは同社によります国民宿舎跡施設の具体的な利用計画、また、さらに具体的な設計等が出てきておりませんので、今のところは何とも申し上げられないというのが正直なところですが、それらが徐々に明らかになる過程におきましては、町としても景観上の配慮を怠ることがないように注視をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 3番目の質問で、景観保全条例についてですが、設計図面等が出ないと何とも言われないというふうな御回答でありましたが、現在の建物に対しまして、今内部を改造して施設利用をするという場合であった場合にはどうなのか、わかればお答えをお願いします。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） 先ほども申し上げましたとおり、内部だけでしたら今もありますので、変わりはないのかもしれませんが、全く内部だけの改装ということはありませんと思いますので、それに伴う増改築でありますとか、色彩の変更、階数の変更とか、形状の変更、そういうことが必ず伴ってはくると思いますし、先ほど申し上げましたが、周辺の山林や木の伐採等々も起きてくる可能性はあると思いますので、それが具体的に何もせんと、条例に当てはめることができませんので、同じことの繰り返しになりますが、それが出てきた時点ということになります、全く出てきた時点というよりも運用として計画が進む中で、ほかの設計業者さんも同じなんですが、事前に相談をいただいておりますので、特に町の絡む事業になりますので、その辺は事前事前に、早目早目に御相談をいただいたり、こちらからも御相談をかけたりにして、その辺の状況についてはいち早くつかみながら対応することが可能だというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） まだこの事業については、またスタートラインに着いたというような状況ですので、これ以上突っ込んだ質問はしませんが、この事業は全国を巻き込んでの事業であり、町内に

おいても、観光、農業、福祉、教育など非常に貢献する事業だと思えますので、今後も町を挙げて御支援をして、実現できるよう努力していただきたいと考えております。

次の質問にまいります。次は、後期高齢者医療制度についてお聞きいたします。

今、国会ではこの問題が一番議論されておりますが、この制度が４月にスタートしてから、全国でいろいろな問題、批判等がありますが、町内において医療制度のトラブルや問題点はあったのか、まずお聞きいたします。

また、特別徴収対象者、６５歳から７５歳以下の町民に対して対象者になるようですが、私はこの対象者について最近になって知ったわけですが、特別徴収対象者の方からも年金から国保税を差し引くということですが、これらについて十分な説明を住民に対してされたのか、また、この徴収に当たってはトラブルや問題点はなかったか、２点ほどお聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） それでは、お答えをいたします。

全国的に問題となったトラブルにつきましては大きな問題として、

被保険者証の未着問題と誤って年金から保険料が徴収された件が挙げられると思います。

津和野町においても、3月末に被保険者証を配達郵便記録郵便で送付をいたしました。配達記録のため、住所地に不在の場合は被保険者証が郵便局より保管期限切れで返送されますが、これが15通ありました。その後に所在地の調査や問い合わせにより、再送を行い、厚生労働省が行った被保険者証の未着状況の調査にも報告しましたように、4月17日には被保険者証の未着は0件となっています。

保険料の特別徴収については、今年度は導入年度ということもあり、4月の暫定賦課では1月に依頼した年金からの特別徴収データー補足時に、国民健康保険の被扶養者で保険料の2分の1判定の基準を下回らなかった方のみに賦課をかけています。2分の1判定に漏れた方と国保以外の保険に加入されていた方は、本年7月の本算定から納付が開始します。さらに、社会保険の被扶養者であった方は特例措置により10月から納付が開始します。こちらが確認しています限りでは大きなトラブルもなく、適正に暫定賦課はされていると思います。7月には本算定を行い、年間保険料額の通知を行う予定です。

そのほかにも4月の制度導入時には、制度の説明不足や被保険者証

のわかりづらさ等が原因となる問い合わせの電話や被保険者証の再発行が起きました。これらに関しては、その場の対応にて御理解をいただいております。また、これらの事務現場で起きたトラブルや町民の皆様からの意見は広域連合にて集約をして、厚生労働省へ要望書を提出しています。

2点目でございますが、特別徴収につきましては、世帯主の方が国保の被保険者で、世帯内の国保被保険者の方全員が65歳以上75歳未満で、年金額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせた額が2分の1を超えない方が該当となります。4月現在で、本町では399名の方が該当となっています。

周知としましては、2月の広報2月号「国民健康保険だより」に掲載のほか、国民健康保険中央会発行の「平成20年度より医療保険制度が変わります」という新聞折り込み等によって行っています。また、該当される方には4月に「仮徴収額決定通知書」を送付しています。主な問い合わせとしましては、「特別徴収と口座振替と二重納付とはならないのか」等の質問がありましたが、大きなトラブルはありませんでした。

以上です。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（１６番 村上 英喜君） この問題に対しましては、当町では大きなトラブルや問題点はなかったようではありますが、私が聞いたところによりますと、特別徴収対象者の方から聞いたわけなんです、これまでは税金等は納税組合を通して支払いをしていたのが住民のほとんどではなかったかと思いますが、今年度から納税組合が廃止されるということで、町と住民との間で、納税者の間で納税の自動引き落としの承諾書を交わして、町との間で通帳の口座から自動的に納税できる状況を契約を交わしているというのが実情ではなかったかと思いますが、そういった契約を交わした後で、いきなり年金からの引き落としがあったということによる私は大変な驚きがあったのではないかと、戸惑いがあったのだというように聞いております。そういった問題はなかったのか、もう一度お聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） そういう点ではいろいろと町民の皆様はいろんな過去の問題があって、このたび初めてこういうような問題が起きたので、戸惑いはあったと思っております。

ただ、十分な説明というところで、今２つの点ぐらいをしておりますので、１００％らっせにやれたとか、こういうような状況ではなかった

かと思っております。

ただ、担当者も一生懸命にやりまして、何とかこの4月1日にこぎつけられたと、こういうふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） この制度は今国会でもいろいろ議論されておる中で、見直した方がいい、廃止した方がいいというような議論がいろいろなされておりますが、現時点、今後見直していく、そういうような方向になっておりますが、今後こういった見直しがあるとなれば、また制度が変わっていくと思いますので、町民に十分な説明と理解をいただいて、この事業を進めていただきたいというように思います。

最後に、質問ですが、交通体制について伺います。

20年度中に交通体系を見直し、新交通体系への移行するとなっておりますが、この体系がいつごろ移行するのか、お聞きいたします。

また、木部地区の住民から津和野駅から木部経由、木部経由して益田方面への路線バスを大変望んでいる声をよく聞きます。こういった場合、新たな路線を要望した場合に実現的にはどのようなことになるのか、お聞きいたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 交通対策について御回答申し上げます。

生活バス運行を中心とします新たな交通体系の確立につきましては、町全体としての見直し作業を行いまして、交通事業者との事前調整や料金体系の検討を行ってきたところであります。

本年度に入りましてからは既存の路線網や利便性を確保しつつ、また、これまで運行がされていない地域や、週1回、あるいは月2回といった不規則運行がされている地域への対応を初めとしまして、サービス水準の確保と料金体系に関する公平な負担のあり方について、財政負担を含めて検討をしておるところでございます。実施時期につきましては、本年度中の移行を目指しているところであります。

しかしながら、こういった厳しい財政状況の中での新体系への全面移行に当たりましては、新たな財政負担を伴うといった課題もありまして、地区の住民の皆さんの説明会や審議会を通して皆様の御意見を伺いながら、具体的な実施時期を検討していきたいと現時点では考えております。

次に、津和野駅から木部方面経由の益田行きのバス運行の可能性に

ついてであります。こういった路線は自治体を2つ以上経由する、いわゆる広域路線であります。

したがって、石見交通株式会社等の交通事業者による運行路線となります。具体的には、三歩市から白杭トンネルを経て益田市内への経路が考えられますが、現行、交通事業者の運行は行われておりませんところから、新たに運行することは困難であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 益田方面の新たなバス路線については、運行するのは大変困難だということですが、一番大きな問題になるのは困難ということで、一番大きい問題、ネックになるのは何なのか、県の許可がおりないのでできないのか、そこらあたりをもう一度お願いします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 最大の課題と申しますのは、つまり、例えば、町が行っております生活バス、町営バス、そういったような、いわゆる交通空白地域を走るバス路線ではなくて、津和野町―益田市間を広域的に結んでいく路線であります。

したがいまして、まず津和野町の生活バスとしてこういった運行ができるかということになりますと、これは当然生活バスは交通空白地域に限られておりますので、このように自治体をまたいだ運行は法的にも認められないということで、町営の参入は、まず無理でございます。

次に、いわゆる交通事業者として広域路線、つまり4条路線になりますけれども、これが可能性として出てまいります。現在、益田医光寺津和野温泉線、益田市―津和野間ではありますが、こういったような形として交通事業者が直に営業路線として乗り出してくるという方法が残されておりますが、当然ですが、営業収支等、あるいは乗降率、そういったようなすべての面から勘案をしていきますと、広域路線、営業路線ありますから、当然交通事業者とすれば、営業になるというふうに判断しておれば、既に参入をしておるというふうな考え方からすれば、非常に困難ではないかというふうに考えておるところです。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 広域路線については民間業者での収益によって判断されるということでありましたが、今、木部地区、畑迫地区につきましては、この路線を使って益田の方へ行くというのが、生活圈が益田に移行しているのが実情であります。御存じのように、今この

地区では高齢化がますます進んでいる中で、高齢者の方は手足になるのはバス路線だというように思います。地域というのはいろいろ変わっていく、昨年も木部路線ではオール二車線になったということで、大変木部経由で益田に行かれる乗用車等も大変ふえております。今後こういった木部経由で益田に行かれる方の調査等は町としてやられるのか、これは民間会社をお願いして採算が合うのか、合わないのか、調査してもらうのか、もう一度、再度質問いたします。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 制度的には先ほど御説明をしたとおりでございます。今の議員さんのお話のように、当然地理的には益田市がすぐ近くにあるということで、重々承知をしておりますけれども、考えられる方法とすれば、いわゆる過疎地有償運送、これは特定非営利活動法人、N P Oの取り組みになりますけれども、いわゆる過疎地有償運送といったような方法で、益田市の市営生活バスが津和野町の境まで現に走っております。

我々も5月にちょっとそこらあたりのルートを調べた経過もあるんですが、一つ考えられるのはそこへ、いわゆる地元の特定非営利活動法人と通じて、益田の市営バスのバス停までというふうなことは、その一

つの体系として可能ではなかろうかと思っておりますが、ただ、可能性の問題でございまして、それをいきますと津和野町全体、それでは、例えば、中座ですと、阿東町に隣接しておるとか、青原ですと、すぐ横田がと、いろんな地理的な条件も出てまいります。あくまでも方法論としてはそうですが、そういったような御意見もまことにいただいておりますのでございます。いずれ住民説明会等計画をいたしておりますし、地域審議会等でもそういった御意見をいただければ、具体的な作業をしなければいけないというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 村上英喜君。

○議員（16番 村上 英喜君） 今後地域審議会等で協議するということですので、そういったところで大いに協議していただきまして、過疎地の方が生活しやすい地域にしていきたいということを強く要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、16番、村上英喜君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で午後2時25分まで休憩といたします。

午後2時13分休憩

.....

午後2時25分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序6、2番、下森博之君。下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 2番、下森でございます。きょうは5点ほど質問を用意しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それで、最初の2点につきましては、町民の方々から私の方に御意見をいただいて、そうした中で、今回一般質問に取り上げさせていただいたというところでございます。

そのうち1番目でございますが、避難場所及び防災計画の周知についてという項目を上げさせていただきました。このたび我が津和野町も地域防災計画ができ上がりました。私も見させていただきましたが、非常に重厚で、基本的にはすばらしい計画だというふうに考えておるわけでございますが、そういう中、今回町民の方々からいただいた御意見というのが、今回津和野町で防災計画ができたようであるけれども、

そして、避難場所もそれで盛り込まれているということを聞いておるが、なかなか集会所なんかが、恐らく公民館、集会所等がその場所に設定してと思われるけども、なかなか今のところ看板等も設置をされていないということで、そうしたところで、なかなか住民も平素からそういうことがわかりづらいということがあって、何とか改善をしていく必要があるんじゃないだろうかという御意見をいただいたということでございます。

私の方でもう一度防災計画を読み直してみましたら、確かに避難所については、また、避難路についても、案内看板ですか、それと表示看板、これは設置をするというふうにも書いてございますので、今後はそうした設置に向けて動きも出てくるのだろうとは思っておりますが、それから、あわせて防災計画には、その防災計画の周知ということもいろいろなところで出てきておりまして、例えば、災害用伝言ダイヤルの周知徹底ですとか、それから、情報伝達の体制についての周知、いろんなところでこういう計画の中身を住民に平素から周知をしていく必要があるということを防災計画自体にもうたっているわけでございます。そういう状況でございます。今この4月にできたわけでございますから、今後そうした動きも出てくるのだろうとは思いますが、今後どうい

う周知の計画であるのか、その辺をお伺いをしたいというふうに思っております。

あわせて、避難所につきましては、例えば、私の住んでる左鐙でございましたら、左鐙小学校等、それから、公民館もだったですか、その辺が避難所になっておるわけでございますが、なかなか洪水としたときにあの場所が本当に避難所としてふさわしいのかどうかということも多少、私の考えでは疑問に持つところがあります。それだけのキャパシティーを持つ建物がないということも理由の一つかもしれませんが、その辺も含めてもう一度町民を含めて、避難所、本当にそれでいいのかどうかということも議論をして、そういう過程から周知を図っていくことも大事ではないかなというふうに思っております。まずはこれについて見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 2 番議員さんの御質問にお答えいたします。

ああして防災計画を策定させていただきましたが、要は、この計画のもとでいかに住民の皆さん方の安全を確保していくかであります。そのためには一応事あるときにいかに迅速に適切に対応ができるか、このことが何よりも大切なことであります。御指摘のとおり、町民の皆さ

ん方にも十分御理解をいただき、また、御協力をいただくことが肝要であると、このように考えております。

そのための取り組みにつきましては、いろいろと担当課を中心に内部でも協議、検討を重ねてきておるところでございますが、そのことにつきましては担当課長の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、避難場所及び防災計画の周知についてお答えを申し上げます。

先に行われました自治会長、嘱託員合同会議の席で、町防災計画書を配付したところであります。その会議の中でも、住民へ内容の説明をお願いしたい旨の要望が出されました。これにつきましては、「まちづくり出前講座」という制度のことを伝え、その活用をお願いしたところでございます。その後、日原地区の連合自治会長さんが役場の方へおいでになりまして、自治会としても、今後自主防災組織をつくる取り組みを行っていきたいと考えるが、先進的な事例等があれば、お聞きする場をつくりたいとの申し出がございました。そうしたこともございまして、県の方へ出向きまして相談をいたしたところ、県としても、今自主防災

組織化については取り組みを行っているところでありまして、快く研修講師派遣について受けていただいたところでございます。7月に研修会開催となりました。

御指摘をいただいております町民交えての避難所、避難経路の再確認についても、このような自主防災組織が編成される中で行っていけるものと思います。また、町におきましても、本年ハザードマップを作成することといたしておりますので、あわせて見直しができるものと思います。また、案内看板設置については、当然ながら必要と考えておりますが、予算を見ながら計画していきたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） ありがとうございます。防災計画、大変幅広く、多岐にわたっておりますので、細かいところを質問すれば、本当たくさんいろいろ聞いてみたいこともあるわけでございますが、この4月にでき上がって、そして、これから具体的に周知、それから、あるいは小さな計画等はつくっていくということでございますので、そうはいつでも、これから災害シーズンを迎えるということもございます。できるだけ迅速に対応をしていただきたいなと思っておるところ

でございます。

そういう中で、きょうは私の方から2点ほど提言をさせていただいて、御検討もいただければというふうに思っております。

まずは、ハザードマップを作成をされるということでございます。これに関して言いますと、1年前か2年前に松江市が大きな洪水に見舞われまして、それを契機にこのハザードマップも住民と一緒につくることの大切さというのを受けとめられまして、洪水後、松江市も住民を巻き込んで一緒にハザードマップをつくっていったという経過があります。それは非常に意義深いことだなというのを私自身も感じておるところでございまして、我が町も今後ハザードマップどういうふうに、その作成過程、それをどういうふうにしていくかということは慎重に、また御検討いただければありがたい、そのように考えております。

それから、もう一つは、災害ボランティアの活動環境の整備ということが項目でうたっております。特に、大きな災害が起きたときには、今は全国からボランティアが集まっていたけるような時代になってきておりまして、それが非常に災害復旧や被害の拡大をとどめる、そういったことに大きな役割を果たしておるという事実がございします。

ただ、この災害ボランティアというのも、災害を経験するごとに非常

に最近は熟練をしてきているという事実があるんじゃないかなというふうに考えております。例えばの話で言いますと、阪神・淡路大震災、このときには、例えば、個人の者がそこのボランティア活動に入っても、なかなかそこの指示系統がしっかりしてないので、じゃどういことをすればいいのかというのがしっかりできてなかった。それが鳥取の地震もあったり、そういったことを経験に新潟中越地震あたりでは、個人で集まってくるボランティアをコーディネートをして機能的にボランティアをさせると、そういうボランティア団体も入ってきたりしまして、機能的に個人のボランティアが受け入れられるようになってきている。

それから、炊き出しなんかにしましても、阪神・淡路大震災のときには1カ月間、延々と炊き出しがずっと続いておったわけでございますが、それがどうも余り長く炊き出しをやり続けると、被災者の方々の自立の心を奪ってしまうと、そういう指摘がなされるようになってきて、新潟中越地震なんか見てみますと、1週間程度で炊き出しは置いて、それから、最小限のことは続けながらも、それから先はもっと被災者の方に自分でつくったりとか、そういう何というか、自立の力を回復する、そういうボランティア活動をしていかなければならないというような

動きに変わってきているということでございまして、そういった面で、非常にボランティア活動も災害を経験するたびに非常に熟練をしてきて、機能的になってきているということが言えるというふうに思っております。

そうしたことを踏まえまして我が町、こんなことがあってはいけませんけれども、もし災害があって、そうした状況が起きたときに受け入れのボランティアを受け入れる態勢というのは、かなり熟練してきたボランティアを受け入れるということでございますから、我が町としてもふさわしい、しっかり連携ができる人づくりはしておかなければならないのではないかなという気がしております。

そうした面において、これは強制をしてはいけないことでもありますが、仮に全国のどこかで災害が起きて、そして、ボランティア活動があるわけでございますから、できればそうしたボランティア活動にも職員の皆さんの中から、そうした実地体験を積むという意味においても、ボランティア活動に参加をしておくことは非常に大事なことでないかなと、私自身はそう考えております。

そうしたことを奨励をするというようなこともぜひまた考えていただければいいんじゃないかなと、そんなときにどんなボランティアが

入ってきても、それにしっかり連携、対応できる人が我が町にも育っているんじゃないかと、そんなことを考えてるわけでございまして、一つの参考として、また今後御検討をいただければありがたい、そのように考えております。

続きまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は、メールの障害についてということで上げさせていただきます。これも私にはかなり以前からメールの障害があるということで、町民の方々から御意見をいただいていたわけですが、また最近になってそういう御意見を聞くことがちょっと多くなってまいりましたので、今回取り上げさせていただきました。

いろいろなことを、症状を聞くわけでございますが、最もちょっと心配なのはサンネットを利用してる方々のことについてでございますけれども、メールをこちらから送った場合に相手側にどうも届いていないと、そういうケースがある。何か届いてないという自覚が持てるような症状が出ればいいんですが、どうもその症状のないままに届いてない場合があるということで、これについては、特にビジネスなんかの世界においては、非常に企業自体の信頼関係を失いかねない、非常にそれが本当に事実だとしたら大きな問題ではないかなというふうに考えて

おるわけでございまして、この辺の原因と、それから、対応、どのように把握をしているのかということについてお伺いをしたいというふうに思っております。

この問題をわざわざ一般質問で取り上げることかということを自分でも考えましたが、こういう今ユーザーにリスクが生じているということ、ユーザーが把握しとくことも大事だろうということで、あえてこの一般質問で取り上げさせていただいたということでもございますので、御理解をいただいて御回答の方をよろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） メール障害についてでございます。

このサンネットのメール障害につきましては、御指摘のように本年2月に数名のユーザーの方からメールが届いていないといった旨の連絡を受けました。これを受けて、町では、2月下旬にメーカーに対しまして障害の改善と対策を指示をいたしまして、3月早々にメールサーバーのシステム構築を変更して対応いたしました。この結果、こういった障害がその後発生したという連絡は担当課においては確認をいたしていないところであります。

また、この障害の原因ですが、これにつきましては当然ですが、インターネットのユーザーが大変ふえたということによりましてメールサーバに、いわゆる迷惑メール、そういったスパムメールが大量に送信をされることによってメールサーバーがダウンをすると、フリーズをすることといった不具合を起こしたものでございました。御迷惑をおかけしたところでございます。

こういった対策で万全であるというふうに認識はしておりませんが、本年度、ちょうどメールサーバの機器更新の時期でありまして、既に更新のための委託契約の締結を行いました。新機器への移行の際にはメーカー側と十分な協議を行いながら、こういった障害がないような対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、こういった御指摘のようにインターネットを商用に御利用されておられる方も大変多いと考えております。使用環境やサービスの向上を図る上でも、利用者の方々からの御意見を把握していくように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） どうぞよろしくお願いしたいと思います。3月以降はそういうことを聞いておらないということでもござい

まして、私が聞いた中では今月入ってからそういうことだということで聞いておるわけですが、聞いた方のいつそういう症状があったのかというところまでは確認をしておりませんでしたので、3月以前の問題であったのかかもしれませんが、ただ、いずれにしても、今後もサンネットの運営については、常に住民の利用者の方々のコミュニケーションをしっかりとっていただいて、まさに御用聞きではございませんけども、いろんなどういう問題があるのかどうか、そんなものも常にアンテナを張りめぐらせて、また、そういうコミュニケーションをとっていただきながら、サービスをしていただきたいというふうに思っております。

これは前々回の一般質問でも申し上げましたけども、メール、それから、ネット、そうしたプロバイダーのサービスのというのは民間と同列のものでサービスを今展開されておるものでございますから、民間に負けないぐらいの積極的な住民のためのサービス提供を心がけていただきたいというふうに思っております。

もちろん、誤解がないように申し上げておきたいと思いますが、私も1カ月ぐらい前にメールのちょっとふぐあいを起こしましてサンネットに電話をいたしましたら、大変懇切に答えていただきまして、また、

どうしても直らないということで飛んできていただいて、そして、改善をしたというケースもあります。というすばらしい対応もされてるということはつけ加えておきたいというふうに思いますけども、それ以上にいろんなまたサービス展開を図っていただきたいと、こういうこともお願いをしたいというふうに思います。

では、次の質問に入らせていただきたいと思います。

3 番目でございますが、企業誘致についてということを取り上げさせていただきました。ちょうど先月、5月の初めぐらいの日でございましたが、溝口知事が益田市の御出身ということでございまして、益田の講演会が企画をされて、知事の県政報告会というのが益田でされました。私も声がかかったので、関心もあったということもありまして、その話を聞きに行ってみいました。福祉、それから、環境生活、それから、産業、そうしたいろんな分野に取り組んでおられる現状といったものをお聞かせをいただいたわけでございますが、そういう話を聞いておる中で、私自身受けた感想というのは非常に知事御自身が産業振興というものを優先課題としてとらえて、そして、非常に力を入れてやっておられるなということを受けとめて帰ってきたというところでございます。

昨今はテレビなんかを見ておりますと、タレント出身の宮崎県知事なんかが頻繁に出てきて話題性を振りまいて、そして、それが地域の特産の発展につながって、地域経済の活性化にもつながっているということをお聞きしておりまして、こういったやり方もあるんだなというのを感慨深く見ておったわけでございます。我が県知事、そうした派手さというのはないわけでございますが、ただ、冷静になって考えてみますと、大蔵省の本当重責を担われた方でございます、経済界にとってはこれほどのブランド力と信頼感を持った知事は全国にもいない知事だということを改めて認識をしておるわけでございます。そんな知事が今非常に産業振興、その中でも企業誘致は非常に力を入れていらっしゃるしまして、東京でも何度もトップセールスをする場を設けながら頑張っておるということです。

そうしたことを考えますと、これは非常に私たちにとっては、今追い風なのではないかなということを感じておるとともに、島根県にじゃ企業を志したい、誘致をしてみたいと思われても、どこにするのかというのはまさに県内の自治体間の競争になるわけでございますけども、そうした県知事のブランド力、そうした信頼度、そうしたものを利用して、じゃ後いかに津和野町というものが企業誘致をしていくかという

問題になってくるのではないかと考えております。

そんな意味で3番目の質問を取り上げさせていただいたわけでございます。これは12月の一般質問でも同じようなことを取り上げましたので、少々恐縮にも存じますが、その後の質問をした上での経過も、その後のことも含めまして、いま一度我が町が企業誘致に対して今どういう方針で、そして、具体的には県とどういう連携策をとって、どういう取り組みを頑張ろうとされているのか、その方針をお伺いをさせていただきたい、あわせて企業誘致という観点でいけば、道の駅の横、隣接地等が候補として挙げられるかと思いますが、そうした土地の活用策というものについても、どういう見解でいらっしゃるのか、その方針というものをお聞かせをいただきたいと、よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 沖田副町長。

○副町長（沖田 修君） それでは、企業誘致につきまして御回答を申し上げます。

かつて地域経済を支えておりました公共事業の急激な落ち込みによりまして地域経済の低迷、また、直近の国勢調査のデータによります人口減少率が我が町は県内第2位等々ありまして、地域の総合力が低下

をしていると、このように考えております。これらの現状を考えますと、本町産業振興は、本町の大きな課題であり、企業誘致につきましても、その中の中心的な柱であると、このように考えております。

本町といたしましては、昨年10月、島根県地域産業活性化協議会に参加をいたしまして、県とともに、企業立地に向け、活動をしているところでございます。また、隣接する益田市の石見臨空ファクトリーパーク企業誘致促進協議会を島根県、益田市、吉賀町とともに組織をいたしまして、工場誘致をすることで、雇用の確保、また、定住対策も推し進めているところでございます。

しかしながら、先日の先ほど述べました臨空ファクトリーパークにおきましても、去年は新規工場の立地はなかったなど、立ち直りを見せております日本経済においても、好・不況業種間格差が広がっているように、あらゆる条件の整った都市部と違い、地方における経済状況、また、企業誘致は大変厳しい現状にあります。

本町といたしましては、まとまった工場団地の造成は行っていない中、このような現状下での企業誘致は容易ではないと、このように考えておりますが、津和野・日原両道の駅に隣接する未利用町有地等についてパンフレット等を作成いたしまして、幅広くその活用についてあら

ゆる方向性を含め利用促進を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、直接的な企業誘致ということではございませんが、定住施策の一環といたしまして、本年7月1日より津和野町無料職業紹介所、いわゆる町版のハローワークでございますが、大臣の方に設置の今申請をいたしておるところでございます。これは鹿足郡、益田市、阿東町、山口市を営業エリアといたしまして開設をいたしたいというふうに考えております。特に、圏域内の企業とリアルタイムな情報交換を行いながら、積極的に活動を行っていききたいというふうに考えております。

こういった情報活動の中から、先ほどの企業誘致のきっかけもできる可能性もあるというふうに考えております。有益な情報等、またいろいろございましたら、ぜひこちらの方にもお知らせをいただいて、積極的な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） ありがとうございます。我が町、特に農山村を維持していくというためには言わずもがなでございますが、ここに人が住まないといけないし、人が住むためにはなりわい、職がないことには人が住めないということでございますが、私はなかなか今

の情勢、こういう過疎化が進む中で、一つのなりわいだけで所得を確保していくというのは非常に厳しい時代でもございます。

我が町の農山村が維持をしていくためには兼業、兼ねる業、そうした中で、一人一人が生活の糧を得ていくということも一つの選択肢ではないだろうかということを思っております。兼業、例えば、昔であれば農と林という、これも一つの兼業だと思いますが、それから、これからの時代というのはまさに農業、それから、林業、それにあわせてエコツーリズムというようなテーマも出てきているような気がします。エコツーリズムを図りながら農家民宿をして、あるいはガイドをしながら、そうした中で、少しずつお金を得、また、林業もあわせてやる、そうした中で、そこに人が住み、農山村を守っていくという仕組みづくりができていけないだろうか、あるいは一つの職につきながら、職について給料を得、また、林業もやる、これも一つの兼業の姿であろうというふうに思っております。私も今林業再生ということに向けて、自分の立場でできることを今やっていこうということで頑張っておるわけでございます。

また、エコツーリズムにつきましては、昨今より商工観光課の方でもいろんな会を開いていただいております、そこに力を今入れ始めて

いただいているということ、これも非常に敬意を表しておるところでもございます。

そして、企業誘致がもしなれば、それも一つの大きな兼業の重要な要素になるものだというふうに思っております。そうした面からも、この企業誘致には大変難しいということはよく存じておりますけれども、しかし、一方行動を起こしていかないことには成果も上がらないというふうに思っております、今の風を一つチャンスとしながら、前向きにまた頑張りたいと、そのように思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、次の4番目の質問に入らせていただきたいと思います。

本年よりふるさと納税制度が始まってきております。先ほど前段の議員さんも御質問されましたが、私もこの制度自体については余りいい制度じゃないなというふうに思っておるわけでございます。

ただ、始まったものでございますから、各自治体も今一生懸命になって、時には配り物をしながら、争奪戦が激化をする中、我が町も財政難であるわけでございますから、少しでも多くの歳入確保策というのを図っていく必要があるし、これは始まったものであるならば、一つのチャンスとして何とか一生懸命取り組んでいく必要があるだろうと、そ

のように思っております。

今行われている取り組み等につきましては、先ほど前段の議員さんの御質問のお答えもありましたので、省略をさせていただきたいというふうに思いますが、私もちょっと今町の取り組まれているホームページを見させていただいた感想を含め、もう少し述べさせていただきたいというふうに思っております。

今町でふるさと納税をPRされておるわけですが、私が、例えば、今町にいない町外に住んでる者の立場として、まず津和野町のホームページに入りましたらトップページがあって、そこで行政情報、観光情報、定住情報、それから、あと災害緊急情報だったか、それが4つの項目が分かれてて、行政情報に入っていったら、その新着情報の4番目ぐらいのところに今小さい字でふるさと納税制度が始まりましたような言葉が書いてあって、そこで初めてふるさと納税をPRするページに行き着けるということでございます。前段の議員も申し上げておりましたように、私もちょっと今のPRの仕方は非常に弱いなと感じるところでございまして、まずふるさと納税というのは町外の者が見るということになりますと、ホームページもそういう者が見るのは行政情報よりも観光情報だろうと、それから、あるいは定住情報に行く

のかもしれませんが、そうした方の情報にまず目が向く、だけど、今観光情報にはクリックをしても、観光協会へホームページが飛ぶだけだというような状況でございます。

実際、先ほど800件もヒットがあったということで、多少意外に見てるんだなという思いもありましたけども、ただ、私1人だけでも五、六十回ぐらいはクリックしておりますので、我々町内の方も見てるケースもあるんじゃないかなというふうにも思いますけれども、それで、どんどんどんどん、ですから、ふるさと納税のホームページに導入、見てもらうようにしていくためには、私は思い切ってトップページに一つのバナーというか、項目をつくってもいいぐらいじゃないかなと、そこで初めて訪れた方が、ああ、津和野町もやってるんだというのがわかるし、非常にアクセスがまたふえていくのではないかなというふうに思います。

それと、もう一つは、ページの内容になるわけですが、一つ寄附金の使い道の事業が大まかにくくり過ぎてるんじゃないかなと、これは条例をそのまま書かれているんだろと思いますが、「寄附金を財源にして行う事業は次のとおりです。」ということになっておりまして、「産業の振興に関する事業」とか、「自然環境の保全に関する事業」、

あと全部言いませんけども、そうしたことが列記されてて、何か見ても、
いまいち自分のお金がどう使われるのかというのが実感がわいてこないし、
実際、先日も私の中高の同級生が東京に住んでおるのが帰ってきて
まして、あれが始まったらしいって見たけど、いまいちお金の使い道が
わからないよねという話もしたところでございます。

私は、条例とか、そういうものはこういったくくりでいいと思うんですけども、
PRをするに当たってはもう少し心を打つような具体的な
やり方をした方がいいのではないかなと、例えば、例を言いますと、高
津川という川が日本一になって、そして、この高津川を守るために水質
の整備をせにゃいかん、水辺の整備もする必要があるし、森林を整備す
る必要もある、そうしたことを訴えながら寄附金をお願いをするとい
う訴え方をすると、高津川は、特に町出身者の町外在住者にとっても、
高津川というのは非常に愛着を持ってらっしゃる川だと思いますし、
それが日本一になったし、じゃ守らなければならないじゃないかと、そ
ういう心が芽生えていくんじゃないかなという気もしております。

また、津和野の観光地の町並み整備をします、そのために使いたいお
金なんです、そういうより具体的にしていけば、津和野を訪れて、観光
として来られて、本当に津和野よかったなと思われる方が、さらにこの

いい町並みを整えてもらいたい、そういう気持ちにさせることができるかもしれない、そういうやり方で、具体的にもっともっとPRをするならば、やっていく必要があるんじゃないだろうかというふうに思っております。

そういう延長線上の中で、私、ほかの自治体が物を配るということに余り賛成をしておりませんが、例えば、高津川のそういう整備事業等についていただいた方には、5,000円分についてはヘルシー元氣米をプレゼントするとか、そういうやり方になると割合相乗効果出ていくんじゃないかなという、これは私の考えとして持っておるところでございます。

それから、もう一つ、ページの気づいたことに申し上げさせていただきたいと思いますが、今税金の税額控除のところでございますが、これも今のPRの仕方では非常に何か弱いというふうに思っております。

実際5,000円は控除になりませんが、3万円ぐらいは実際自己負担かからずに済んで、そういうことをしっかりPRしていくという必要があるだろうと思います。ほかのホームページなんかを見ても、年収700万の方で子供がいる場合、いない場合で、3万寄附をした場合、5万寄附をした場合、6万寄附をした場合、そういうモ

デルケースを設けて、そして、その場合に自己負担額は幾らですよと、そういうことをPRしてるホームページ、自治体もございます。そこまでやるとわかりやすいですし、非常に出す者にとっても、出しやすい環境というのが生まれてくるのではないだろうか、そのように思っております。

そうしたことも、今後一つのPRの検討にしていいただければありがたいと、そのように思っております。もし、御回答があればでございますが、一度質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） いろいろと参考になる御意見等をいただきまして、まことにありがとうございました。今後こうしたことも参考にしながらPRに努めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 済みません。ありがとうございました。

もう一点だけ、ちょっと緊張しまして、さっき提言をもう一個忘れましたので、もう一つだけ聞いていただきたいと思います。たしか2年前ぐらいの一般質問で、できれば観光客等の方々のメールを集めてメ

ーリングリストをつくるべきじゃないかというお話をさせていただきました。それがあることによって、観光情報もそうした方々に流していけば、観光PRにもなるし、それから、メーリングリストの数がふえれば、そこに広告事業の魅力も出てくるというお話をさせていただきました。それが、もし現在、実現できて、今ここでメーリングリストがあったら、私はふるさと納税、このPRの手段にも十分役立っただろうという思いがございます。やはりひとつ津和野ファンクラブのような感覚で、この納税制度を発展をさせていくべきじゃないだろうかと思っております。そうした意味で、今の時代、メーリングリストというのは非常な武器になるというふうに思っております。また、今後その辺の方面でも御検討いただければありがたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問へ入らせていただきます。最後になります。

御承知のとおり、中山間地域の限界集落化が進む中で、最近では集落、農山村そのものがどうなるかわからないというようなことがクローズアップをされておるわけでございますが、そうした解決策というその一つとして、これは当たり前のことでもございますが、そこに住む人、人というのは単に住むということではなくて、その地域をリーダーシ

ップを持って活性化をさせていくためのそういう資質を持ったリーダーになり得る人を育てていかなければならないということが、今再認識をされております。

そういう中で、国の方におきまして、国交省、あるいは農水省といったところが中山間地域へ人づくりをするための支援事業、あるいはコーディネーターを配置したりとか、そういう補助事業みたいなものを展開をしておるという事実がございます。

また、教育面に目を向けますと、文科省が「学校支援地域本部事業」を展開をしまして、これに合わせる方で、今島根県の教育委員会も公民館の職員をふるさと教育を展開をするためのコーディネーター役という役割を担わそうということで、そうした今事業を展開をしてきてるという背景があります。

そうしたことを考えましたときに、今御承知のとおり、我が町も公民館体制の見直しに入っております、当初の提案であれば各地域公民館に主事を職員として置こうという計画で今進んでおるわけでございまして、そうした今の時代背景を考えたときにしっかりと地域運営をもう一度していくというためには、コーディネーター役の人材も要るという観点から言うと、今置こうとしてる職員というのは、ぜひ専門的

な知識を持った正職員を私は置くべきなんじゃないかなという気持ちになってきておるということでございます。いろんな地域のニーズに答えられて、あるいは農業分野、それから、林業分野、それから、福祉の分野、それから、いろんな生活の出てくる課題があるかと思いますが、そうしたことを地域の課題が、地域が解決するためにそのコーディネーター役をやり、またはパートナーとして一緒になってやっていける、そういう本当に力になる職員の存在というのは、公民館には必要だろうという考えであります。

そして、その職員というのが1人の者を地域公民館に固定をするという考え方ではなくて、役場側もいろんな課に分かれて、そこに人材がいらっしゃるように、きょうは農林課から、あるいはきょうは情報企画課から、そして、きょうは教育委員会から、そんなローテーションを組んで、そして、何人かの人間が公民館に配置されて、それらがまさに左燈であれば左燈チームをつくる、そうした中で、チームとして左燈地域の活性化を一緒に考えていくと、そういうことが非常に必要じゃないだろうかというような思いに至っております。

正職員をもし置くということになれば、コスト面という問題が出てくるかと思いますが、これを毎日置かずして隔日にするとか、そうした

ことをしていけばコスト面の解決もし得るんじゃないかなと、そんなことを考えておるわけでございまして、今後この公民館体制、今どういふふうにしていかれるおつもりなのかということをお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それと、あわせて職員を置くというふうに申しまして、地域のみずからで頑張るためのそれをお手伝いをするコーディネーター役としての職員が私は必要だというふうに思っておりますから、相当な知識とそのためにはスキルが持っておかなければならない、単に職員でも、それでも地域の再生はならないだろうというふうに思っております。

そのためには生意気ではございますが、職員の皆さんにはさらなるスキルアップを図っていかねばならない、住民参画とパートナーシップに基づく協働ということを、「協働」とは「協力」をして「働く」というふうに書きますが、真にパートナーとは何なのかという、そういう立場をしっかりと考えながら住民のニーズに答えていける、そういう職員を育成をしていただく必要がある、そのための研修というのを今後さらに図っていただきたい、そのようなことを考えておるわけでございまして、まずはこれにつきまして見解をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、お答えをいたします。

公民館の職員につきましては、社会教育法第27条に規定されておりまして、公民館が教育機関として学習活動を援助するためには、職員が重要な役割を果たしており、特に、公民館活動を展開するのに必要な専門的知識・技術・経験を有する館長や主事の配置に努めることというふうにされております。と同時に、その職員の配置は当然であります、研修体制の充実も重要な課題であるというふうになっております。

議員の言われるとおり、本年度より取り組みを始めました学校支援地域本部事業の核としての役割や地域における活性化のコーディネーターの役割等、公民館の果たす役割はますます重要となってくると思っております。今後も引き続き常勤、非常勤に限らず地域に信頼される人材の配置が必要と考えております。

体制的には、正職員という位置づけが理想とされる御意見もありますが、合併時の大きな課題として今も検討を重ねている中で、さきに御提案申し上げました体制を一部修正した内容での新しい体制を検討しているところであります。

御提案のありました職員体制、あるいは運営方法等につきましては、

今考えております公民館体制を整備した後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに考えております。本町におきましては、職員体制の統一化が当面の課題というふうに考えているところであります。

また、公民館職員のスキル向上については、今後も研修の機会を持つなど、積極的に資質向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） 公民館体制につきましては、一度提案がされて、住民説明会が開催をされて、その中では旧日原地域を中心に地域公民館、職員は必要ないというような意見も強く出て、それで一度持ち帰られて、今各地域の御判断に任せようというような流れになっているということも聞いております。私も地元の左鐙の説明会に出ましたので、そのときの様子というのはよく承知をしておるわけでございます。

そういう意味から、ちょっと左鐙の地域の実情に限ってということかわかりませんが、それを思いながら申し上げますと、左鐙地域も住民の皆さんが今地域の将来というものに非常に危機感を感じておられま

して、もう一度何とか地域の再生を目指そうという、本当必死になって頑張っておられるところだというふうに思っております。

そうした中で、公民館へ職員を置くと、当時の説明というのが、それだけではありませんでしたけども、旧津和野と日原の体制を整えたいから、それも一つの理由ではあると思いますが、それが何となく左鐙の皆さんも地域を今一生懸命やろうという中にあったので、非常に後ろ向きな何か理由に聞こえたような私自身は受けとめをしておりました。

そんな中で、左鐙も本当は一生懸命、今頑張っておるから、それにこたえてくれる一つのパートナー、それが私は公民館の職員を指すわけですが、そういう本当技術を持った職員であれば、私は本当に必要だということを左鐙の今皆さんも思っているというふうに私は信じております。それはこれまで一緒に活動してきた中で思っていることでもございまして、私自身も今後左鐙の皆さんの活動を発展させていくためにも公民館に職員さんというのは必要だ、ただ、それはもっとスキルを積んだ職員さんが要るわけですが、そうしたことをいま一度説明をしていただいたら、私は左鐙も皆さんもそうした職員が必要だということを感じていらっしゃるというふうにも思っ

ております。

今後、またいろんな審議会での答申を踏まえ、また説明をされるのかどうか分かりませんが、ぜひ今度は私としては公民館へ職員を置くことの意義というものをもう少し自信を持って訴えていただいて、この体制づくりというのを進めていっていただきたいなということをお願いをいたしまして、私からの質問をこれで終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 以上で、2番、下森博之君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序7、4番、青木克弥君。青木君。

○議員（4番 青木 克弥君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

今回は地域医療の体制について、特に、今後地域医療をどう考えるかということについて質問をしたいと思います。この地域医療をめぐる課題、あるいはその問題につきましては、私ちょうど2年前にこのことを質問をいたしました。ちょうど2年が経過をいたしまして、そのときに地域医療を確保する、地域医療を守るのは行政の責務だというぐあ

いに申し上げました。

そういうような中で、この2年間が経過をいたしまして、いろいろな問題やいろいろな社会情勢の変化の中で、現在、そういった行政の責務がまさに果たされようとしているところでございます。

したがいまして、今からこの地域医療をめぐる情勢というのは当然厳しくなるような方向になっておるわけでございますけれども、本町はそういう中で、公設化をいたしました厚生連病院を指定管理制度に基づきまして管理運営しているわけでございますけれども、当然今後のことを十分に逐次検討しながら進めていかなければならないというところでございます。

そうした中で、現在も津和野町病院等事業の設置管理に関する条例を設定いたしまして、その中で、また現在、津和野町病院等地域医療基本構想策定委員会ということを立て上げられまして、その中で、今後のことについても、さまざまな検討が加えられていくと思います。

そうした指定管理制度が現行走っておるわけでございますけれども、当然逐一来年のことはどうするのかと、現状はどうなのかといったようなことをいろいろ検討しながら、そしてまた、現在も専門家を含めて種々の分析がなされております。そして、6月12日には全員協議会の

中で、その若干の報告がございました。いろいろな指摘もございました。

そこで、4つのことについてお伺いをしたいと思いますが、それぞれいろいろ関連をしておりますので、若干重複するかとは思いますが、4つほど質問をしたいというぐあいに思います。

まず、1番目には、今指定管理者が指定をされ走っておりまして、来年の3月31日までということになっておりますが、御案内のように、当然このことについてはいろいろな議論の中で、当面はというような表現の中で、現在の指定管理者に決まっておるわけでございます。

したがいまして、平成21年度移行の指定管理者については当然今から検討されておるというぐあいに思いますし、新たな受け皿というようなことについても、検討が当然なされているというぐあいに思います。その内容についてどういうぐあいに検討されているのか、どういう方向性が出ているのか、どういう問題があるのかといったことについてお伺いをしたいと思います。

2点目には、そういうような状況の中で、町が固定資産を購入をいたしまして、町営の病院を運営していくということにつきまして、そのことに対して特別交付税、あるいは普通交付税が交付されるということになってると思いますけれども、今年度はその中で、特別交付税が交付

されるという予定になってるかと思います。特別交付税については病床の1床当たり6万8,000円だというぐあいに思っておりますけれども、その掛ける病床数について特別交付税が交付されるというぐあいに思っておりますけれども、そのことと、来年度からは、また普通交付税が1床当たり48万9,000円だと思いますけれども、その特別交付税の上に普通交付税が交付されるというぐあいに思っておりますけれども、それらの使途についてどのようにお考えになっているのか、お伺いをしたい。

3番目には、当然今後本町の人口や、あるいはその構成が変化をし、高齢化に伴って当然医療環境というのが変化をしてみります。そのことについて、今現在の医療体制が当然変化を伴うということになるかと思います。特に、現在おられる、あるいは高齢化をしてみりますと、現在、在宅医療、あるいは予防医療等も取り組まれておりますが、ますますこういう方向へのシフトといったものが重要な課題というぐあいに認識をされるところでございます。

したがって、その辺の方向性についてどのような取り組みをされようとしているのか、その体制はどう考えているのかということについてお伺いをいたします。

4 番目には、当然そのような状況を進めていくわけでございますけれども、今までにもいろいろ議論の中で、地域医療を守るためには、ただ単に病院だけの問題じゃなくて、さまざまな問題を含むわけでありますので、町民や議会や、あるいは医療関係者や、それぞれが一体化した中で、この対策や医療確保、あるいは医療の状況管理、そういったものを進めていかなければならないということは、既に皆さん方の感じるところであろうかというぐあいに思います。

そういったことを進める上では、逐一そのような状況がどのように変化し、どのような現状の問題があるのかといったことをそれぞれの関係者がその情報を共有するということが大切になろうかというぐあいに思います。当然情報でございますので、すべてを開示をするということにはならないというぐあいに思いますけれども、その情報の開示はどのような状況に基づいて行うのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

以上、4 点についてお答えください。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 4 番議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思いますが、医療体制についての今後についてという御質問でござ

いますが、御意見のとおり、公設化した病院の経営に対する責任というものは、従来にも増して大きいものがあると、このように自覚をいたしておるところであります。

そのため、現在、地域医療基本構想策定委員会なるものを設置をいたしまして、専門家の御意見等も徴しながら具体的な検討を進めさせていただいておるところであります。

そうした状況につきましては、副町長の方からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 平成21年度以降の指定管理者についての検討状況についてでございますが、現在、津和野共存病院等は、公設民営による施設として、指定管理者制度により運営をされておりますが、制度の運用について試行錯誤が続いている状況にあります。町といたしましても、指定管理者との定期運営協議会を通じ経営上の諸問題を話し合っておりますが、町においては病院経営そのものの経験がこれまでなかったため、コンサルタント等の協力を得ながら、対応を進めている状況にあります。

平成21年度以降につきましては、病院等の運営の効率化と施設介

護を維持するため、医療・介護施設は引き続き公設民営化の方針のもと、指定管理者制度を維持する方向であります。現在策定中の津和野町病院等地域医療基本構想においては、指定管理者制度についても必要な検討を行い、必要な制度の見直しを行った上で、将来的に津和野町とともに、地域医療に取り組み、かつ効率的な医療の提供ができ得るよう指定管理者に求めることを明らかにする必要があると考えております。

したがって、21年度移行の検討は、まだ4月、5月の運営状況をこれから――4月の運営状況は聞きましたけれども、5月の方向が今まだ厚生連の方からなされるということがあります。そうしたものの具体的な数値等を踏まえながら、これから21年度移行の指定管理についてはどうするかということも含めて、策定委員会等で十分検討をしてまいりたいというふうに考えてるところであります。

あと2点、3点等につきましては、担当課長から御答弁申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） それでは、2番目からお答えをいたします。

今年度の特別交付税については、約6,700万円を予定しております。また、来年度の普通交付税については、約4,800万円を予定し

ております。

それぞれの積算根拠については、以下のとおりとなります。

特別交付税、前年度末の病床数×1床当りの単価、平成19年度68万円。普通交付税、前々年度末の病床数×1床当りの単価が平成18年度48万9,000円です。

なお、1床当りの単価については、近年減額傾向にあります。

使途についてであります。主には病院の土地・建物・備品の購入資金として借り受けた企業債の元利償還金と減価償却費に充てる予定としております。

3番目でございますけれども、少し長くなりますが、過去3回開催しています津和野町病院等地域医療基本構想策定委員会の中で検討しています方向を発表し、お答えしたいと思います。

1番目といたしまして、在宅医療及び予防医療への取り組みの基本的考え方として、①人口推計で明らかなように、将来にわたる主要疾患の減少、2番、人口の減少による財政的な施設維持費用の負担の増大、3番、高齢化による医療施設へのアクセスが困難になるという問題、4番、津和野町の無医地区（5カ所）・準無医地区への対応（巡回診療など）を考慮した施設整備・配置とそれを補完するための在宅医療・介護、

予防介護、予防医療への取り組みの強化が求められます。

2 番目といたしまして、在宅医療のための連携体制の強化とネットワークの構築、1 次医療としては、町内の民間診療所と津和野共存病院が日常的に提携した医療提供体制が必要ですが、現在の輪番制に加え、保健・予防医療の面でも連携した取り組みを強化しなければならないと考えられます。

また、医療・保健・福祉を統合したサービスの提供ができるような在宅ケアネットワークの構築も求められます。

在宅医療は、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリを組み合わせる必要があります。在宅医療を円滑に行うためには、医療提供施設だけでなく、在宅介護や施設介護との連携が重要となります。今後は地域連携室を町内の医療・介護・福祉の提供施設を取りまとめる在宅ケアネットワークの拠点として整備していくことが必要と考えております。

3 番、予防システムについて、予防医療については、特定健診制度も始まりましたが、地域の限られた医療資源を有効活用するためにも、まず健康を維持すること、病気にならないための予防が必要です。

このため、行政と津和野病院など、町内のかかりつけ医療機関、介護福祉関係機関が連携し、町全体の予防システムとして活動できるよう

協議を進めてまいります。

ただし、救急、僻地医療、予防医療など施設としての効率性の上がない医療については、公的援助を検討する必要があると考えております。

4番、津和野共存病院の役割、今後は、津和野共存病院を津和野町の特定健診・保健指導・予防医療などの町民の健康管理センターに位置づけ、地域の診療所や保健福祉施設等と連携し、住民健康支援のためのネットワークの構築を目指します。

在宅医療・僻地医療の支援病院として、病診連携及び訪問看護ステーションとの連携を強化し、在宅療養の24時間支援体制の確立と往診体制を確保する。

②番、僻地医療支援病院として、僻地における巡回診療への取り組みを行う。

③番、町民の健康管理センターとして地域連携室を設置し、町民の医療・介護の予防に関する情報の一元管理と福祉施設との連携の拠点とするなどを検討しております。

④、地域医療区分ごとの機能分担として益田赤十字病院と医師会病院は、外科的急性期、2次救急僻地医療。津和野共存病院においては、

内科的急性期、回復期、慢性期、初期救急、在宅医療、予防・検診及び僻地医療。町内医療機関は、初期救急、在宅医療、予防・検診、プライマリーケアの機能分担を考えております。

大きな4番目でございますが、地域医療の確保についてはということでございますが、現在策定中の津和野町病院等地域医療基本構想において、例えば、救急については、「救急患者への対応は、救急隊や町民との協力体制により、行政とも協力しながら町民の救急医療に対する理解を求める努力が一層必要である。」としております。現在、津和野町の地域医療については、現状と将来の課題について基本構想策定委員会で検討中であります。

なお、本委員会には、外部有識者、介護福祉関係団体代表、津和野町医療関係者、議会代表、町職員等に参加をいただいているところであります。また、先般開催の議会全員協議会において中間報告を行ったところであります。

本基本構想の答申が得られた時点で、町民への周知徹底、情報開示を行うことが大事と思われませんが、日常的に地域医療について情報開示を行っていく体制としては、現在の策定委員会のような町内の関係者等が継続的に地域医療について話し合っていく場として、地域医療協

議会のような常設の組織も検討課題であると考えております。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4 番 青木 克弥君） 今それぞれの項目に対して抽象的に答えをいただきました。特に、1 番目に質問をいたしましたことが、その4つ後、3つのことについてすべてかかわろうかというぐあいにありますので、1 番目の問題について、特にまた質問をいたしたいというぐあいにあります。

もう既に来年度のことについては検討に入っておるということでございますけども、お答えの中では非常に抽象的に答えになっておりまして、どのように今検討をされているのか、具体的に何を検討しているかというお答えがございません。

したがって、そのことについてもう少しきちんとした答えがお願いをしたいというぐあいにあります。来年のことでございますし、新たな受け皿を模索する上では、既にこれは皆さん方の検討事項の中に当然入っ取るというぐあいには思いますけども、どうしても医療法人といったもののことについて立ち上げるのか、そのことについてどうするのかということを検討しなければなりません。

したがって、当然そのことについては検討をされておるというぐあ

いに思いますし、今の答弁の中にもちょうど全協の中で報告がありましたということがあり、回答の中にありましたけれども、その中の報告の中にも現在の病院の状況、病院等事業の状況の危機感といったものが当然説明をされました。特に、中間報告の中で公認会計士が報告しました財務状況報告の中の4月分、あるいは今後の成り行きのことの説明がございました中にも指摘をされておりますが、お答えの中では5月の財務状況もというようなお話がございましたけれども、既にその中で指摘をされておりますように、今申し上げました社会情勢が変化することに伴う危機感といったものが少し感じられないというぐあいに思っております、人口だけで見てみましても、その中に指摘がございましたように2015年では7,300人台になろうかというぐあいにも思っておりますし、その中で65歳の占める割合が46%になるということでございます。

したがって、物理的に医療資源が減少していくということは、当然収入も減っていくわけでございますので、そういったシミュレーションを見たといいたしましても、既に減少のこの報告の中では2%なり、3%の減少率で報告をされてございますけれども、もうこの数年後にはもう既に資金ショートを起こすというようなことも指摘をされているわ

けでございます。

したがって、新たな受け皿をどう考えるかといったものは、もう既に具体的な方策の中に検討ではなくて、入らなければならない、そのことについて具体的に進めていかなければならない状況にあらうかというぐあいに思っております。この医療法人につきましては、その中でもいろいろ検討されておるというぐあいに思いますけども、現在、日本の全国の医療法人は4万4,000人ぐらいにあるというぐあいに言われております。

がしかし、今国も現在の医療制度のいろいろな諸問題、いろいろな課題から、今までの医療法人と違った物の考え方といったものを打ち出してまいっております。その中にいろいろな指摘がなされておりますけれども、民法上の医療法人というのは社団化、財団化といったような区分けだけでございましたけども、医療法上、またほかの考え方がございまして、今現在、全国で危機を伴っております自治体病院のこの困窮を助けるために社会医療法人といったものの考え方が出てまいりました。

その辺の検討をなされているのかどうなのかということも含めて伺いをしたいと思いますし、当然その医療法人を立ち上げるためには

知事の認可が要るわけでございますので、これは当然県の医療審議会にかけなければなりません。そうしますと、医療審議会というのは当然毎月あるわけじゃありませんので、5月と10月というぐあいに聞いてございますけども、そういうようなことを考えますと、既にその素案ができていかなければならないというぐあいに私は思っておるわけでございます。それでも既に検討した上で、現行のいわゆる指定管理者を指定するのか、あるいは新しい医療法人を立ち上げるのかといったことをもう既に結論が出た状況の中で進行してなければならぬというぐあいに考えていますが、その点はいかがと。

それと同時に、質問が3回でございますので、ここでもう一つお話をさせていただきたいと思っておりますけども、そういったことを考えますと、既に具体的に進まなくてはいけないということを考えますと、新たな受け皿をつくるためには、現在、医療法が改正をされまして、医療法人の業務の中にもいろいろな改正点がございます。

したがって、みずから指定管理者として公の施設を運営する場合には、みずからが病院を経営をしなければならないと、病院を開設しなければならないというような状況もありますので、そういったことをかんがみますと、3つぐらいの方法が考えられるんじゃないかとい

うぐあいには思っています。

1つは、既存の全国にあります、全国展開しております医療法人にお願いする方法。それから、2番目には、新たな、いわゆる一般の医療法人がその受け皿となる。もう一つは、全国で何件かございます自治体が出資をした病院といったものをどうするかと、大体この3つぐらいに分けられるんじゃないかというぐあいに考えておりますが、それぞれにいろいろなメリット、デメリットがございます。現実にはそういうような方向へ進むために時間的な余裕もない、あるいは今後の資産の受け皿といったようなものを考えますと、おのずとその方向性というのは決まってくるんじゃないかというぐあいに私は考えておるところでございますが、その辺についての御見解を伺いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 御質問にございましたように、今後の受け皿といいますか、指定管理者の相手方になるわけですがけれども、確かに言われましたように、今3点の今後の方法があるというふうに言われましたので、私どももその点についてどのことが具体的にいいのかという検討を今しているところです。

ただ、そうはいいまして、指定管理をするときに現存している厚生

連というものがありますので、一方的に私どもも厚生連とそれじゃ手を切りますということにはならないというふうに思いますが、ただ、今日までもうずっとこれはここ近年なんですけれども、経営の抜本的な改革をしてほしいということで、機構的な改革はほぼ終わりました、もう少し機構的にも整理をしてもらうという部分もありますけれども、病院の機構としては厚生連が立てました抜本的な改革がほぼ終わったということでもあります。

ただ、運営をする収支の内容につきまして、もっと抜本的に経営改革をしておかないことには、現在ある剰余金を食って終わりになるというのではなかろうかということを強く言ってるんですけれども、今のところ、まだその点が遅々と進まずということが一番ネックであります。

ですから、私どももこれから今基本構想の中で、先ほど御指摘ありましたような津和野町の人口の予測とか、受動行動とか、いろんな分析もアンケート調査等もやりまして分析をしています。それに基づきまして、津和野町においてはもう今後10年先を見越したこのぐらいの規模で、このぐらいの内容で、診療科でというようなことまで含めて、この基本構想の中にうたっていきたいというふうに思っています。これの基本構

想をこの9月末までには完成させたいということで、今鋭意努力をして、委員会も開いて、今進めているところでありまして、遅くともそのあたりまでには方向も出していかなければいけない、具体的な方向も出していかなくてはならないというふうに今考えて、今鋭意検討中でございます。

○議長（後山 幸次君） 青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 3回目でございますので、最後には町長の見解をお伺いをしたいというぐあいには思いますが、今申し上げましたように具体的な方向をもう決めなければならない時期に来てるという認識は多分お持ちだろうというぐあいには思います。

今副町長の答弁にもございましたが、今現在、指定を管理している厚生連、これは今までの経緯の中にも種々議論があって、今現在に至っているという認識だろうというぐあいには思います。それで、なおかつ今現行の報告書の中にもございますように、今副町長の答弁にもありましたように、その内容が少し物足りないものであるということは、既に皆さんの認識の中は一致しているというぐあいには思っております。

したがいまして、簡単に指定管理を町から一方的に切られないというような方向もありますけども、基本的には町が責任を持って運営す

る病院でございます。地域医療でございますので、その辺はもう少しきちっとした態度で臨まないといけないというぐあいに思います。先ほど3つの方向性について申し上げましたけども、我々もそのような状況の中で、事例調査もさせていただきましたし、前段、今までも同僚議員もその関係のところの質問をいたしました。その優良事例として京都の大江病院みたいなものがございますけれども、それらの今までの経緯なんかを踏まえてみますと、地域のリーダーシップといったものを町長がいかにか持つかといったものが今後の地域医療を守る上での大きなかぎであろうというぐあいに認識をするところでございます。

また、在宅医療のことでも御回答ございましたけども、当然今の人口の減少や高齢化が進んでまいりますと、現在、病院に自力で通える人といった者がますます少なくなってまいります。

したがって、今現在もいろいろな医療バス等が出てございますけれども、それらだけの対応では、当然地域医療というのは守れませんし、地域医療は当然津和野町独自で成り立つものでもありません。当然県の医療の計画、そのようなことだとか、あるいは県境を接してる山口県との問題だとか、そういったことも含めながら考えなければならないというぐあいに思いますし、先ほども最初の人に申し上げました社

会医療法人的な物の考え方を導入しながら進めていくということも今後必要だというぐあいに思います。それらを含めて最後に町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 共存病院等の運営につきましては副町長の方からお答えをいたしておるところでございますけども、現時点では副町長がお答えをしております限度で御理解をいただきたいというふうに思っておるわけでございますが、問題は申し上げておりますように、まず何といたっても現時点では厚生連に管理委託をしてるという現状がございますので、これを踏まえて一つ一つを処理していかなければいけないということでございます。

この前、全協でも公認会計士からも御説明をいただきましたけども、現状のままで、何ら抜本的な対策を立てないとすれば、早晩やはり資金に枯渇を来すという状況でございます。その辺がどのあたりで、どのような具体的な方策が出されてくるかということが一つのポイントでありますけども、まだ指定管理をいたしまして3カ月余りになるわけがありますけども、それが見えてこないという状況でございます。

そういう状況でありますけれども、早い時点でそういう抜本的な経

営改善策が見えてきて、そして、この先につながるという状況になれば問題ないわけでありますけども、そうでないとすれば、事は急を要するということが発生してくるわけであります。そうした点も踏まえまして、全く検討しないということではありまして、副町長が申しておりますように、あらゆる観点から検討は進めさせていただいておるわけであります。

そういう中で、お話もありましたが、どういう形を新たにとるといたしましても、医療を継続していかなきゃならないわけでありまして、今日のような医師不足、あるいは看護師不足、そういう状況の中で、どういう形であれ医療を継続するということになると、まずはマンパワー的なものは継承していかなきゃいけないことになるわけでありまして、そこに御承知のように全国的に例のない退職給与金の問題が横たわっておるわけでありまして、これらもマンパワーを含めて継承するということになりますと、極めて慎重に対応していかなければならない、こういう問題もあるわけでありまして、そこに少し他の全国的な例と異なった面がありまして、難しいといえれば難しい問題でありまして、それらも十分ひとつ視野に入れて、今検討をさせていただいておるということでございます。

先のことでございますけども、お話がありましたように新たな受け皿ということになりますと、当然のことながら知事の認可を得ないといけないわけでありまして、これを知事が認可するに当たっては、県の医療審議会に知事は諮問をされて、そして、その答申を得て決定がされるわけであります。従来、年に何回もこの審議会が開かれておることではないわけであります。

がありますが、実は私もこの審議会の委員の一員として任命を受けておりますので、既にいろんなことが想定をされますので、こういう事態が、もし発生したとしたら、このような方法でといったようなことも含めて審議会の会長さんとも個人的ではありますけども、意見交換もさせていただくと、こういう状況でもあるわけでありましたが、その辺くどいようでありますけども、現在では厚生連に管理委託をして、そして、ようやく三月が経過しようとするところでございますので、きょう現在での考え方については、この程度でひとつ御理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（後山 幸次君） 4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 最後に、今までのことについて町長の見解をお伺いをいたしました。それぞれお答えをいただきましたしあ

れですが、十分に検討をされていないということでございますので、今の交付税の問題にいたしましても、当然今後医療、医者の確保についても、いろいろな問題が残ってまいりますので、十分なひとつ検討を加えるんじゃないくて、既に歩み出してほしいというぐあいをお願いをして終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、4番、青木克弥君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序8、8番、原秀君。原秀君。

○議員（8番 原 秀君） それでは、6月の一般質問を通告をいたしておりますので、それに基づいて質問をさせていただきます。

まず、「個人情報保護に関する基本方針」改正に伴う取り組みについてをお伺いをいたしたいと思います。

平成16年6月、国民生活審議会が個人情報保護に関する取りまとめで、「個人情報保護法については、現在でも少なからず誤解が見られる状況にあり、これがいわゆる「過剰反応」の大きな原因になっている。」、この答申を受けまして、政府は4月25日、個人情報保護法のもと、行政機関や民間事業者が行うべき施策をまとめ、個人情報の保護に

関する基本の改正案を閣議決定したところでございます。

新たな基本方針には、災害時の緊急連絡簿の作成が困難になるなど、いわゆる過剰反応を防ぐ対策が新たに盛り込まれ、個人情報の有用性に配慮するという法の趣旨が浸透するよう、国と同様に地方自治体にも積極的に広報、啓発活動に取り組むとし、法律や関連条例の適切な解釈と運用を求めている。

そこで、町長にお尋ねでございますけれども、個人情報保護に関する管理体制、また、職員に対する教育、研修など、町長としてどのようなお考えであるかをお伺いをいたしたいと思います。

過剰反応の踏まえた取り組みといたしまして、災害時の緊急連絡簿の作成についてであります。本年3月での私の質問の中で、災害時要援護者の情報の収集、共用の方法としてどのような方法で行うのかをお聞きしたところでございますが、登録台帳作成について、「民生委員による災害時1人も見逃さない運動の一環として台帳作成作業に取り組む予定である」、このように答弁をされております。その後の状況はどのようになっているか、お伺いをいたしたい。

また、要援護者の対象者が個人情報保護を理由に拒むケースが少なく、全国で進んでいないのがこの現状だそうでございます。それに

よってこの法案を閣議決定したとも聞いておりますけれども、当町の
そのときの状況、今予定されている、現在作業をされていることだろう
と思いますけれども、その状況をあわせてお伺いをするとともに、住民
へ周知することが最も重要なことと、このように思われますけども、今
後広報活動の取り組みについても、あわせてお伺いをいたします。

個人情報を取り扱う上で、社会的な必要性があるにもかかわらず、個
人情報の提供を控えたり、また、運用上、作成可能な名簿の作成を取り
やめるようなことが当町でもあるのか、お聞きをいたしたい、このよう
に思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 8 番議員さんの御質問にお答えをいたしたい
と思いますが、個人情報保護に関しての御質問でございましたが、御指
摘のとおり個人情報の保護のためにいろいろと厳しい方針が打ち出
されているところでありますが、せっかくの方針でございますので、こ
れを生かすためには十分な取り組みが必要であると、このように考え
ておるわけであります。特に、行政の情報というのは職員が取り扱うわ
けでございます。そうした面につきましては、職員に対しましても研修
を深めておるところでございますけども、職員も現代社会のこうした状

況を十分承知をいたしておりまして、個人情報の保護については格別に私の受けとめ方では敏感であると、このように考えておるわけであります。

今後におきましても、さらに法律、あるいは方針、そうした精神にのっとって適切な扱いをしてまいらなきゃならないと、このように考えておるわけでありますけども、なお、具体的な点につきましては担当課長等からお答えをいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、「個人情報保護に関する基本方針」の改正に伴う取り組みについてお答えを申し上げます。

個人情報に関しましては、保護の立場から、次第に厳しく法で規制されております。

しかしながら、御質問のあった災害時の緊急連絡につきましては、町個人情報保護条例、「利用及び提供の制限」、第9条でございますが、「実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、または当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし」、ただし書きを設けておりまして、「次のいずれかに該当するときは、この限りでない。」として、1としまし

て、「本人の同意があるとき」、2 としまして、「法令等の規定に基づくとき」、4 番目としまして、「個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」となっております。

以上のことから、緊急時の対応については行っていけると考えております。

それと、もう一つ、実施機関における個人情報の取り扱いの中で、個人情報取扱事務の届け出がなされて、そうした要求をする場合については審査会等にかけて情報を提供すると、そういう場もあるわけでございます。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） それでは、私の方からちょっと補足的なお答えをさせていただきたいと思います。

過去におきまして、一般質問でも要支援者の救済の問題、支援の問題については御議論いただいているところでございます。消防等の関係もあったり、要支援者の登録等につきましては、各部署にわたってのことがありまして、現在、民生委員さんも今回大幅な変更等ありまして、その話はさせていただいておりますけれども、先ほど担当課長さんの方で御説明いただいたように、本人の同意があるとき、こ

この医療確保等の部分で御説明いただいているところですが、こういうふうな同意がある場合につきましては申請という形になろうかと思えますけども、個人情報の部分に抵触しないということがございます。その辺のところも民生委員さんに現在お話をして、ただ、民生委員さんの中で、どういう方が本人の同意が得られるかどうかというふうなことがございますので、その辺につきましてもう少し掘り下げた対応を私どもとしてとっていきたいというふうに考えております。

結論的に申し上げますと、現在、以前お答えいたしましたような出雲市でありますとか、益田市でありますような個人の同意を得て申請の台帳に登載をしていくという作業は、現在のところまだ完成に至っておりません。この作業も早急に対応をしてまいりたいというふうに考えております。若干補足になりますが、現状だけ申し添えておきます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 個人情報保護条例につきましては4月から施行されたわけでございまして、それ等の広報活動については不足している面もあろうかと思えますので、今後十分そうした形に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（８番 原 秀君） それでは、ちょっと確認をしておきますけども、今後の広報の活動の取り組みについても今からやっていくと、こういうふうな理解でよろしいんですか、それと、私が最初に申しました過剰反応という部分で、若干お聞きをしたいと思います。

過剰反応は、町民、また、職員、お互いにあるので、なかなか進まないということで法律の改正になった、このように認識しているわけですが、ございますけれども、まず、過剰反応ということで、一番心配をしているのは、例えば、最近のことですけれども、町の広報文書、配付に関してある地域では急遽囑託さんが変更になりました。ということで、新たに文書を配るのをお願いをする、急遽決まった、次が決まるまでということでお受けをした。

ところが、実際どこに配ったらいいか、どの家に配ったらいいか、全く今までやっておりませんので、地域住民のお名前がどの家にあり、また、それが同じ自治会内以外の区域にも、これは囑託でございますので、行政区範囲であります。混在しているわけで、全くわからない。お尋ねをいたすと、この個人情報法によりまして名簿はお渡しできない。それならどうやって配ればいいんだと、こういうふうなことのやりとりがあったそうでございますけれども、この辺については担当課の方とし

てはどのようにとらえられておるかをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 先般そうした御質問等もございまして、そうした取り扱いをいたしたところでございますが、名簿については出せないということでございましたが、地域の家屋の地図等にそれぞれ落として、該当の方の家をそれぞれ記入して、囑託さんの方へお願いをした、そういう経緯がございます。今のそうした個人情報の関係もありまして、名簿が出せないということで、そうした形で苦勞して、そういった形をつくりながらお願いをした経緯がございます。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） 済みません。理解がちょっと遅くて、大変失礼いたしました。今回の改正によりまして住民に対して過剰反応にならないようにするためには、広報活動は必要でありますので、そうした面につきましては早い機会にそうした形で、住民に周知をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 私が言うのは、住民の周知を同時に、職員にも周知をするのが過剰反応の起こる原因であると、これで法律

を変えたんだという、私はこういう認識に立っておるわけですが、どうもその辺が認識が違うようでございますので、そういうふうな認識のもとに法律が改正になったんだと、こういうことが特に言われて、いろんな改正案が出ているわけでございますので、もう少し個人情報保護法をいわゆる自治体も積極的に取り組むという姿勢を持って、住民にも徹底しながら、なおかつ職員にも徹底をしていくと、これが重要だろうと思いますので、この辺をつけ加えまして、次の質問に移らせていただきます。

学校の耐震化についてをお伺いをいたしたいと思います。

本日、同僚議員がこの件につきましても質問をいたしておりますので、重複するかとは思いますが、質問をさせていただきます。

さきの中国四川大地震では、学校の倒壊で多くの児童生徒が生き埋めになり、死亡した教員、生徒が全犠牲者の1割を超える被害を出しました。こうしたことを教訓に学校の耐震化を加速させるために地震防災対策特別措置法の改正により、地震等の非常時に児童生徒の生命を守る、こういうことでとともに、住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性を確保する、大変に重要なことだと思います。この件につきましても、町長どのように考えておられるかをお伺いを

いたしたいと思います。

現在、改正前の法では、耐震強度事業を行えば、当町の財政事情では耐震化はなかなか進まない。これは全国どこも弱小の自治体はこういうことだろうと思います。本日の教育長の答弁にも無理なんだという、こういうことをはっきり言われておりますけれども、当町の公立学校の耐震改修状況は新聞報道によりますと、全棟数21、1981年以前の建築棟数11、耐震診断実施済み棟数11、既に耐震性があるか、補強改築工事済みの棟数ゼロ、安全性を確認できていない棟数11のよう
に報道されておりますが、そのとおりなのかどうかをお伺いをいたしたいと思います。

この耐震診断実施済み棟数11の中で、補強改築工事を必要とするものがこれに当たるんだろうと思いますけれども、それがどうなのかを答弁をお願いをしたいと思います。

また、安全性を確認できていない棟数11についても、今後財源がないからしょうがないんだというふうに考えておられるかどうか、これについてもあわせてお伺いをしたいと思っております。

さらに、耐震優先度調査結果が発表されておりますけれども、この中で鉄骨づくりと鉄筋コンクリートづくりに分けてあり、優先度ランク

がつけてありますが、これは同僚議員の中ではお聞きしまして、震度関係は入れてないんだと、こういうふうになっておりますけども、コンクリートの強度等に問題があって、この優先ランクをつけられている、これは耐震の診断とは全く別の内容にお伺いをいたしましたけども、本当にそういうことなのかどうか、確認をしたいと思います。

財源についても、同僚議員の回答の中でございましたけれども、要するに、耐震補強事業を行えば、大変な出費になり、また、この改定によってやっても、町の財政の中ではピークを迎える２３年度までは何ともならないんだというふうな説明でございましたけれども、残念ながらこの特例措置法の棚上げ規定が平成２２年度までしかございません。３年間の時限立法であります。しょうがないので、それまで、２３年まで町がパンクなので、これはせっかくの国が決めたチャンスを生かす機会がない、このように同僚議員の答弁の中から聞いておりました。果たしてそういうことでいいのかどうか、特に国による財政支援が行われるこの機会を本当に生かす、このことが安心、安全なまちづくりだと私は思っておりますけども、町長はどのようにとらえておられるか、お聞きをしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、お答えを申し上げます。

本町の耐震化に対する考え方は14番議員さんに御答弁を申し上げたとおりであります。議員さん言われる特措法、地震防災対策特別措置法というふうに解釈いたしますが、おっしゃられるように3カ年の期限つき特措法であります。これの対象になるためには、基本的に5カ年の耐震化計画が必要だと、それと、2次診断の結果でI s 値が0.3未満ということが条件であります。あと補助率がアップされておる、交付税の充当があるというふうなことでありますが、交付税の充当自体は後年度に入ってくるものでありまして、工事をするときには現実に起債を発行しなくてはならないという状況になるということであります。そういうこともありまして、2次診断をまず実施しなければ、これの該当にならないということが第一条件としてあります。

財政的な問題につきましては、14番議員さんにお答えをしておりますので、重複は避けたいというふうに思います。

あと具体的に21棟あってというふうなことでありまして、耐震診断をしたという調査、これは優先度調査を含めての回答ということでもありますので11棟、すべて優先度調査は行っているということでもあります。

ですが、耐震度調査、すなわち2次調査という言い方をしておりますが、これについては、現段階においては実施をしておりませんし、その経費については1棟当たりで五、六百万はかかるということであります。その結果でIs値というものが0.3になったときに初めて今の特措法の該当になるということではありますが、当町は2次診断をしておりませんので、現段階では該当にならないということであります。

この2次診断についての経費の補助というふうなものについては、現在伺っておりませんので、現段階においては町単になるのではないかなというふうに思いますが、そうすると11棟やりますと、四、五千万の経費は、大きさにもよるかと思いますが、必要になってくるというふうなことであります。それが済んで、5カ年計画をやらないと、耐震度の実際の補助の適用にはならないというのがこの特措法のみそでありまして、基本的に私の考えでいきますと、2次診断を実施すれば、危ないという数字が確実に出ますので、そうすると、せざるを得ないということになります。

したがいまして、今優先度をしておりまして、どこから手をつけにやいけんというのもわかっておりますが、財政状況を見ながら、14番議員さんにも申し上げましたが、制度の見直しは政府においても、弱小町

村でも対応できる方策を再度検討するというふうなのを私はニュースで聞いております。

したがいまして、その結果がどう出るかわかりませんが、そういう状況を見ながら、最終的な判断をしていきたいというふうに考えております。

あとは抜けておってもいけませんが、大体そういうふうなことではなかったかというふうに思いますが、安心、安全なまちづくり、あるいは防災のよりどころということでもありますので、避難場所ということでもありますので、そういうふうなものを早急にしなくてはならないという思いは持っておりますことは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 教育長の方からあのようにお答えをいたしておるところでございますが、申し上げておりますように段階を踏まないと、本格的な改修工事に入れないというところが大きなネックがありまして、その段階を踏むまでに相当の経費がかかるということでございます。

実は文部科学省の現在の担当課長さんが私の旧来から親しく御指導

いただいております、そういう方でありまして、少し前に直接お電話いただいて、おまえんところはどうかと、もしやる気があるんなら予算優先的に配分するでというようなお話もあったんです。

ところが、いやいや、まだまだそこまでとてもじゃない行っておりませんと、行っとらないので、段階を踏まにゃならないけれども、その前に今の補助制度、補助率ではとても私たちの町では対応できないと、まずは国の補助制度の見直しを図っていただきたいというお話をしてきたわけですが、その中で、午前中にも御質問の中でありましたように、また、今、原議員さんからもおっしゃったように、新たに国は補助率を引き上げてきたわけです。そのことについても電話がありまして、ここまでやったけえのということですけども、ここまででも、まだ私どもの町ではなかなか対応ができないわけであります。

それで、問題は、実は、一昨昨日、全国町村会の政務調査会というのがあるわけでありますけども、その財政部会というのに私、所属しとるんですけども、来年度に向けて政府に対する要望事項の取りまとめの会議がございまして参加したんですけども、その中でも、このことを打ち出して、議論をさせていただきました。

2つほどありますけども、1つは、さらにかさ上げをひとつ町に対し

てしてほしいということと、それから、時限立法を延長してほしいという
ことを、これは正式な議論でございます。

それから、正式な議論とまではいきませんが、我々ができない
という一つには、たびたびお話を申し上げておりますように、私の町で
言えば、23年度まではとても借金を重ねていくことはできない、それ
をやると、北海道の夕張と同じようなことになる。

が、そうはいっても、人の命にかかわるためにもう置かれんのだとい
うことで、その数値を超えたとき、これについてはやはり考えてもら
うべきではないかというような話もいたしたところでございますが、これ
はなかなか難しいことではありますけれども、そのときの総務省の室長
さんは、このことについて具体的にということではないけれども、それぞ
れ全国個々の市町村にはそれなりの事情があるので、そういう個々の
事例については、個々にひとつ御相談をしてみてくれんかと、こうい
ふ話もありましたが、そう簡単にいくものではないと思いますけ
ども、せっかく補助率も改正されましたが、それだけで、じゃすぐ津和
野町が取り組みをするかということは本当のところ至難でございます
ので、大事なことでありますけれども、さらに国の制度を、もう少しひと
つ手厚い制度をとっていただく、そういう、しかもその期間を少し置い

ていただいてやるというようなことで、要望を強めながら、そのうちの対応をさせていただいたらというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日の会議は、8番、原秀君の質問が終了するまで延刻いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日は8番、原秀君の質問が終了するまで延刻することに決しました。

原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 町の財政状況では、今回の特例措置法になっても、なかなか手が出ない、このような状況でありますけれども、先ほども言いましたように安心、安全なまちづくりには、特に小中学校、子供の集まる場所であります。これについても、後は町長さん、期間の延長、さらなるかさ上げ、この2つを大いに国、県等に要望をする、これしかないというふうに認識しましたので、町長さらなる努力をしながら、我々議会も大いにバックアップをしていきたい、このように思っております。

以上で、6月度の私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で、8番、原秀君の質問を終わります。

_____. _____ . _____

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。どうもお疲れさまでございました。

午後4時30分延会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 20 年 第 3 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第
3 日）

平成 20 年 6 月

24 日（火曜日）

議事日程（第3号）

平成 20 年 6 月 24 日 午

前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 町長提出第 83 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 4 町長提出第 84 号議案 津和野町病院等事業の設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第 5 町長提出第 85 号議案 津和野町病院等事業利用料及び手数料条例の廃止について

日程第 6 町長提出第 86 号議案 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 7 町長提出第 87 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 8 町長提出第 88 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 9 町長提出第 89 号議案 津和野町訪問看護ステーション

の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 10 町長提出第 90 号議案 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の制定について

日程第 11 町長提出第 91 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 92 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 95 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 町長提出第 96 号議案 平成 20 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 町長提出第 97 号議案 平成 20 年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 町長提出第 98 号議案 平成 20 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 町長提出第 99 号議案 平成 20 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 町長提出第 100 号議案 平成 20 年度津和野町農業集

落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 町長提出第 101 号議案 平成 2 0 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 町長提出第 102 号議案 平成 2 0 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 21 町長提出第 103 号議案 平成 2 0 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 22 請願第 2 号 小規模校入学特別認可制度の導入に関する請願について

日程第 23 請願第 3 号 後期高齢者医療制度「中止・撤回」の意見書採択を求める請願について

日程第 24 総務常任委員会の所管事務調査中間報告について

日程第 25 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 町長提出第 83 号議案 津和野町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 4 町長提出第 84 号議案 津和野町病院等事業の設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第 5 町長提出第 85 号議案 津和野町病院等事業利用料及び手数料条例の廃止について

日程第 6 町長提出第 86 号議案 津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 7 町長提出第 87 号議案 津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 8 町長提出第 88 号議案 津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 9 町長提出第 89 号議案 津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第 10 町長提出第 90 号議案 津和野町病院事業利用料及び手数料条例の制定について

日程第 11 町長提出第 91 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 12 町長提出第 92 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬
及び費用弁償支給条例の一部改正について

日程第 13 町長提出第 95 号議案 平成 20 年度津和野町一般会計
補正予算（第 1 号）

日程第 14 町長提出第 96 号議案 平成 20 年度津和野町国民健康
保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 15 町長提出第 97 号議案 平成 20 年度津和野町老人保健
特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 町長提出第 98 号議案 平成 20 年度津和野町介護保険
特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 町長提出第 99 号議案 平成 20 年度津和野町下水道事
業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 18 町長提出第 100 号議案 平成 20 年度津和野町農業集
落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 19 町長提出第 101 号議案 平成 20 年度津和野町奨学基
金特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 20 町長提出第 102 号議案 平成 20 年度津和野町電気通
信事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 21 町長提出第 103 号議案 平成 20 年度津和野町病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 22 請願第 2 号 小規模校入学特別認可制度の導入に関する請願について

日程第 23 請願第 3 号 後期高齢者医療制度「中止・撤回」の意見書採択を求める請願について

日程第 24 総務常任委員会の所管事務調査中間報告について

日程第 25 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（17 名）

1 番 村上 義一君

2 番 下森 博之君

3 番 沖田 守君

4 番 青木 克弥君

6 番 河田 隆資君

7 番 青木登志男君

8 番 原 秀君

9 番 中岡 誠君

10 番 須川 正則君

11 番 滝元 三郎君

12 番 道信 俊昭君

13 番 斎藤 和巳君

14 番 竹内志津子君

15 番 板垣 敬司君

16 番 村上 英喜君

17 番 藤井貴久男君

18 番 後山 幸次君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 齋藤 等君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中島 巖君 副町長

松浦 秀信君

副町長 沖田 修君 教育長

齋藤 誠君

参事 長嶺 常盤君 総務財政課長

右田 基司君

税務住民課長 米原 孝男君 情報企画課長

長嶺 清見君

健康保険課長 …………… 安見 隆義君 商工観光課長 ……………

山岡 浩二君

農林課長 …………… 大庭 郁夫君 建設課長 ……………

伊藤 博文君

環境生活課長 …………… 長嶺 雄二君 教育次長 ……………

水津 良則君

会計管理者 …………… 村田 祐一君

午前 9 時 00 分開議

○議長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。引き続きお出かけいただきましてありがとうございます。これから 3 日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は 17 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（後山 幸次君） 日程第 1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、15 番、板垣敬司君、16 番、村上英喜君を指名いたします。

日程第 2. 一般質問

○議長（後山 幸次君） 日程第 2、一般質問。

昨日に引き続いて順次発言を許します。発言順序 9、15 番、板垣敬司君。板垣敬司君。

○議員（15 番 板垣 敬司君） おはようございます。それでは、6 月議会 2 日目の一般質問、初めに一番バッターとして質問をさせていただきます。今回は 2 点について通告をいたしておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

まず 1 点目は、学校再編基本計画の策定についてということでお伺いをいたしたいと思いますが、少子化が進み、町内の小学校、中学校に在籍する児童生徒数、減少傾向に歯どめがかからない今日の状況の中、さらに今後見込まれます就学児童数の上からも、小学校、中学校の統廃合は、教育効果の面、さらに町財政の視点からも、早急にその方向性を見出すことは、町民等しく思うところではなかろうかと考えておりま

す。

私はこのたび、この再編基本計画検討委員として町から委嘱を受けた者であり、今回の質問、いささかいかがかとも思いますが、平素から一住民とし、一議会議員として思っておりますことの一端を質問に乗せてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

国においては、平成18年10月にすべての子供たちに高い学力と規範意識を身につける機会を保障するということで、公教育の再生に加え、家庭、地域の教育力の向上などを推進する組織として、政府内には教育再生会議とかいうものが設置されたようでございます。そして、60年ぶりに教育基本法が改正されたかに思っておりますが、こうした国や教育界の一連の動きの中で、まず1点目にお伺いしたいと思いますが、本町に対して学校再編に向けた、国や県からの今後におけるその方向性に対する指導や助言等があったのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

次に、平成18年度から始まりました学力テストの結果については、現在まで本町としては公表という機会はありませんので、どのような学力の実態であったのか、また今年度を含めて3カ年実施した中で、課題や問題点が見つかったのかどうかお伺いをいたします。

3点目には、学校施設の維持管理費や運営等財政面における当面の問題点、さらに施設の老朽化等、逐次改築計画等も避けて通れない課題だと考えておりますが、この辺の問題点をどのように認識されておられるか、お伺いするところであります。

以前、私の母校であります名賀小学校が統合する時点においては、小学校自体は国の交付税措置があるので、町の財政に直接は影響が少ない、むしろ学校を存続するほうが財政面からいえば有利だというようなお話も聞かされたところでございますが、その辺の実態をお許しいただければお聞かせいただきたいと思います。

最後に、この計画、既に検討委員会が去る6月18日に開催されました、私もその会に臨んでおりますので、大方の計画策定の手順につきましてはお聞かせいただいたところでございますが、一つの計画策定をどのタイミングで仕上げ、これを実行に移していこうかという、そういうもくろみのようなものがありますれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 改めておはようございます。昨日に引き続きまして、本日も一般質問をお受けするわけではありますが、よろしくお願い

いをいたします。

それでは、15番議員さんの御質問にお答えしたいと思います。少子化が顕著になっている現状の中で、学校の統廃合は避けて通れない課題であろうと、こういう観点から学校再編基本計画の策定についてということのお尋ねでございますが、このことにつきましては、当面所管であります教育長のほうからお答えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、お答えを申し上げます。

第1点目でありましたことではありますが、学校再編基本計画の作成につきましては、行財政改革実施計画の中に位置づけがなされておりますことは、議員さん御承知のとおりであり、当然作成をしなくてはならないというふうに考えております。

また、現実問題といたしましても、過疎化の進行に伴い、児童生徒が大きく減少し、ごく小規模校が多くなっております。小学校においても、学級の中で児童が一人で学習をしなければならないような状況もあります。こうした状況を踏まえ、何らかの対策が早急に必要であると考えております。視点といたしましては、学校が地域の活性化の拠点

であるということを考慮しながらも、児童生徒を健全に育成し、これからの時代を生き抜く力を養成するためのよりよい教育環境の整備と、魅力と活力ある学校づくりと考えております。

また、今回の見直しに当たりまして、県からの指導、助言があったのかというところでありますけれども、特に今回、当町が見直しをするに当たりまして、県からのそういった指導、助言といったものはございません。

それから、2点目でありますけれども、本町の児童生徒の学力は、教科にもよりますが、相対的には基礎学力はついておるということであります。ただ応用力において若干問題があるというふうに分析をされております。応用力につきましては、文章を正しく理解することが、まず第一ということでありまして、そういった点につきましては、各学校では朝読書などに積極的に取り組んでおりまして、各家庭においても幼児期から本に親しむ習慣づけが大切であるというふうに考えております。

3点目ではありますが、学校の統合に伴う財政面への影響であります。が、通常の維持管理費等においては、議員さんが先ほど言われましたように、交付税によって補てんをされておりますので、特に統合をしなく

てはならないというふうな理由にはならないというふうに考えております。ただ、特別大きな修繕工事が発生した場合には、財政面に影響が出るということはあると思います。逆に統合した場合、その施設を解体なり、あるいは集落の拠点として使用する場合には、交付税がなくなりますので、全額町負担ということで、そういう意味では影響が逆にあるのではないかとこのように思っております。

本町の場合は、町内各学校の施設は老朽化が著しく、新たに改築をしなければならない状況というふうなことがありますので、そういったことを考えれば、存続するということは財政面に影響が出るというふうなことも考えられるというところであります。

それから、4点目でありますけれども、学校の再編基本計画の策定につきましては、先般、「津和野町学校再編基本計画検討委員会」を設置をいたしました。第1回目の会合、議員さんも言われましたように、今月の18日に開催したところであります。今後、数回の委員会を開催して、本年の11月ぐらいをめどに策定をしたいというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 生徒児童の学力について、町内の平

均的な御回答でございましたが、あえて小学校、中学校それぞれ複数あるかと思いますが、その教育環境における差異というようなものが顕著であったか、別になかったか、そういったところがテストの結果だけで判断できるものではありませんが、結果としてどのようなものがうかがわれたかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、学校が地域の拠点であるということは、今日言うには及びませんが、地域の活性化のためということで、子供の教育を余り次の視点にするのはいかがと思います。私の小学校の統廃合問題でも、確かに小学校は鎮守の森というような意味合いで、よりどころが失われたという点ではありますが、統合になって大きな学校に通ってる子供の現在の元気な姿を見てみますと、むしろ子供たちの中に、たくさんの友達の中にあるほうが、子供たちのためによかったのではないかなと私は思っております。

そういういろんなことの中で、現在、町内の、どちらかといえば小規模校においては、PTAや地域の住民の方々から学校存続を図る上から、山村留学制度とか特別支援を必要とするような子供たちを小規模校に集めて学習の機会を、より多様な機会を与えようというようなことで、小規模入学特別認可制度といったことをぜひ取り組んでいただ

きたいというような運動も、要望というか、そういうものが上がってきているのではないかと思います。

もろもろ多様化するニーズにこたえるために、これからこの検討委員会でもいろんな角度で検討しなければならないかと思っておりますが、教育行政をつかさどる教育委員会、とりわけ教育長のお考えなり、主体的な指導力が今後問われてくるのではないかと思います。先ほどの学力テストの学校間における偏差というか、そういうものと、さらに先ほどのいろんな制度を取り入れて、小規模校が特色ある学校として存続することがいいのではないかという地域住民の要望等々に対して、現時点、どのように考えておられますか、お伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） お尋ねのありました学力テスト、町内の各学校間の格差ということではありますが、若干の差はありますけれども、特に開きがあってどうこうというふうな結果は出ておりません。

それから、山村留学、あるいは小規模特認校制度というふうなことを考えながら、学校存続も考えてはということではありますが、現在2校からそういったことでの要望はいただいております。ただ私は考えてみまするに、先ほども申し上げましたが、1学級で1人と、子供が1人に

対して1人の先生が教えとる現実があります。それが果たして本当の学校としての教育と言えるであろうかどうかと。見方を変えれば家庭教育、家の中で勉強しとるんと同じじゃないかと。学校には学校としての規律を教えていかななくてはならないし、集団活動としての体験もさせていかななくてはならないというのがありますので、そういったところを考えていきますと、小規模にも限度があるという思いを持っております。

したがいまして、地域の活力の拠点であるということは重々承知をしておりますけども、まずは第一に、子供が社会に出て生きていける力を養う基礎づくり、それができる規模を求めていきたいというふうに現時点では考えております。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） きのうから一般質問の中で同僚議員からも、学校施設の改築なり耐震化問題が取り上げられて、いずれもその実情はよくわかるけども、本町の財政事情からして、今直ちにその対応策を講じるというわけにはいかないという、非常に苦しい立場の御回答でありましたが、医療、福祉、災害対策、さらにきょうのテーマであります教育等々、いずれも何が最重要でどうだこうだというもので

はなく、いずれも重要な課題であると位置づけられますが、教育長におかれましては、合併協議会の事務局長として、また新しい津和野町の行財政対策課長として、今日までもろもろの行政の諸課題に取り組まれたところではありますが、教育長に昨年12月に就任されまして、今年度初めて20年度予算の、教育予算の査定等々で町長との白熱したやりとりがあったのかなかったのか。あるとするならば、どういうところに見解の相違があったのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） 今年度の予算編成につきましては、既に御承知のとおり枠配分方式であります。教育委員会といたしましては、配分をされた枠の中に、何とかおさめるということで調整をして提出をしております。その結果といたしましては、ほぼ要望どおりというふうな形で当初予算は策定をされておりました、今年度においては特に町長とそういった議論をしたということはありません。

ただ今の今回の質問でも耐震化は、かなり話題に上がっておりますし、おかれない問題であるというふうに思っております。ただ現時点では、学校の再編計画もできておりませんので、そういったいろんなものが整いますと、具体的にどこまで都合がつけられるかというところを

考慮しながら話をしていかななくてはならないというふうに考えておりまして、今後、意見の食い違いがないとは言い切れないというふうに思いますが、今の時点ではそういうことは全くございません。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 11月を目途に策定を進めるこの検討会議に出席して、私なりの考え方なりを反映していきたいと思います。

それでは続いて、チャレンジデーの実施についてということで質問をしたいと思います。

チャレンジデーということでございますが、旧津和野町においては、随分前からこの取り組みをしておったと思いますし、私も地域を挙げて体育館で何か大会に出場したことも記憶にあります。合併論議の中で論議の詳細については私も承知しておりませんが、町民運動会とか敬老会とか、とにかくお金のかかることは当面はできないということで、このチャレンジデーも、議論の推移はわかりませんが、あっさりと廃止というような残念な結果になりましたが、今日新しい町が発足して、何か二つの旧町の皆さん方が一堂に会して新しい町、これからの将来をお互いに確認し合いながら、さらに健康増進、地域の活性化のため

に、このチャレンジデーであれば財政的にも開催が可能ではなかろうかと思えますし、さらに何かをこの機会に提案する時期ではないだろうかと考えておりまして、もろもろチャレンジデーそのものがどのようなものかということも含めて、今後広く周知、そして実施に向けて取り組みがいただけないだろうかということで、要望のような形でございますが、質問をさせていただきます。

○議長（後山 幸次君） 教育長。

○教育長（斎藤 誠君） それでは、チャレンジデーについてお答えをいたします。

津和野地域は合併前実施しておりましたので、チャレンジデーという中身、御存じと思いますが、日原地域は御存じないかと思しますので、最初にそういった中身について御説明を申し上げたいと思います。

チャレンジデーとは、毎年5月の最終水曜日に世界じゅうで実施されている住民参加型のスポーツイベント、人口規模がほぼ同じ自治体同士で、午前0時から午後9時までの間に、15分以上継続して運動やスポーツを行った住民の参加率を競うという競技であります。結果として敗れた自治体は、対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインポールに掲揚するというユニークなルールもあります。

このイベントに、旧津和野町では平成10年から合併前まで取り組んでおりました。この間、朝晩のウォーキング等に見られるように、おのおのの体力に応じた運動に取り組む方の増加や自治会活動としての取り組みも始まる等、一定の効果があつたのではないかというふうに考えております。

しかしながら、住民への周知、あるいは結果の集計等に課題があつたことも事実でありまして、合併した新町での対応は、その範囲が一段と広くなっておりまして、課題も大きくなってくるというふうに考えております。議員さんの御意見を踏まえながら、今後町民の方々や関係団体との御意見を伺いながら検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 健康増進というような視点から、津和野町、旧津和野町では国民健康特別会計からも保健事業として、S L マラソン、S L 健康マラソン、さらに声かけ会、健康を守る会というか、そういう一連の健康増進事業に予算措置がなされ、今日まで回数を重ねておりますことは、大変うれしいことだと思いますが、さらにことしから始まりました後期高齢者医療制度の一環かと思いますが、転倒予

防教室とか、従来からありました民生費におけるふれあいの場の事業とか、一連のものがチャレンジデーという一つの目的のもとに集約され、一体的に事業が展開されるならば、さらに新しい町の町民の一体感なり、これからのまちづくりへの活力に必ずやつながるものではないかなと私は信じるところでございますが、その辺の取り組みについて、先ほどの御回答でもありましたが、関係団体や町民の方々と改めて広く御意見を聞きながら検討していきたいということでございますので、ぜひとも、ちょうどチャレンジデーのしおりを見ますと、この時分から取り組みを検討していきますと、来年の5月ごろには開催できる手はずになっておりますので、ぜひとも執行部におかれましては、その意義なり開催の目的なり効果なりを検討していただきたいと思いますが、広範囲にわたりますので、町長のほうから一連の私の質問に対して、どのように今後対応していただけるものかどうかお答えいただければ幸いです。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） お答えいたしますが、チャレンジデーにつきましては、教育長のほうからいろいろと細かいお答えをしておりますが、今後どうするのかということで重ねての問いでございますが、御承

知のとおりに、財政の問題もありますけども、ごく最近の状況を私も承知いたしておりますけども、旧来100万円の助成をいただきまして、その財源をもって実施をしてきたということで、財政的にそう大きな負担が伴ってくるというふうには考えてはいないわけではありますが、ただ町が大きくなりましたので、旧来のような考え方でいけるかどうかというのはわかりません。

ただなぜやめたかということは、そういう財政負担ということでなくして、先ほど後段で教育長がお答えしておりますように、いろいろと準備、当日の世話、そのあたりでなかなか大変だということで、旧町時代も最初の場面では、そろそろやめたらどうだろうかというような意見が、実は職員の中から出てきたわけですね。私はそのときに、何を言うかということで、そこでしかったことがあるわけですが、そういうことで結果的には合併までは継続をすることができました。

合併の協議の中で、それほどこのことをどうするかという議論があったというふうに私は理解をしておりますけれども、簡単に言うなら、これを機会にやめようというような空気が強かったんじゃないかなあと、このように思っておるわけでありますので、確かにおっしゃるように、こういう時代、健康づくりをしなければいけない、あるいはまた

町も新しくなってということでもありますので、御意見を踏まえて、再開できるのかどうなのか、教育委員会中心に検討させていただきたいと思いますが、私は基本的には結構なことじゃないかなというふうには思っておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 板垣敬司君。

○議員（15番 板垣 敬司君） 町長の前向きな御回答、大変うれしくお聞きしました。2月の何日かでありましたが、この近くの山村開発センターであい・こい文化祭というようなことで、旧日原町の文化協会が文化祭をアユと鯉にひっかけて、あい・こいというような形で開催されたのは、まだ記憶に新しいところでございますが、その文化協会が最後に発行しております広報紙というか、あれがありましたが、その中でも文化的な文化祭、そういったものが両町民が一堂に会して開催されることを強く望むというような会長の談話が載っていましたが、文化祭、なかなか普段の練習等々からも、このことは至難なことだとは思いますが、運動の場合でしたら歩くことから始められるわけでございますので、とりあえず体育部門、チャレンジデーから御検討いただきたいと思います。要望を重ねていたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 以上で3番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） 発言順序17番、青木登志男君。青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 改めましておはようございます。通告に従いまして、大きく5項目に分けて質問を行います。よろしくお願いをいたします。

最初に、農林行政につきまして行います。農業担い手支援センターが農家の意向調査を行い、報告といたしまして全戸に配布を行っておるところでございます。現状の課題といたしまして、担い手不足の解消、集落営農の組織の支援、水稻偏重からの脱却、町振興作物の選定と実証、耕作放棄地の解消、鳥獣被害対策の推進などが上がっております。

30年前後前になりますけども、私が就農したころにも、当時普及所を退職されました宅野さんという方や、農協の課長さんでありました石橋課長さんが中心になりまして、旧津和野町の農業振興計画の策定がなされたことがあります。当時は、日本の農業は曲がり角だといいいながらも、盛んに毎年、毎年米価大会が行われているような時期でございました。

課題といたしまして、担い手不足の解消や水稻の偏重からの脱却、町振興作物の選定などが上がっていたように思います。その後、シイタケ、栗、ワサビ、お茶、和牛などが特産品に選定されたと思います。そして、シイタケ、栗、和牛などは、一時的ではありましたが、1億円の販売高に近くなるまでになりました。まだまだその当時は、農村に活気があったように思っております。

当時の課題と特に違うのは、耕作放棄地の解消や鳥獣被害対策などが30年前になかったことだというふうに思っております。課題だと思っております。このことは農業者や農村が高齢化したと言えることではないかと思っております。その間、関係機関が手をこまねいていたということではありませんが、それだけ大きな課題であったというふうに思っております。

今後さらに集落の再編を行わなければ機能が保たれないなど、農村については大きな課題が山積しておるところでございます。このことはただ農林行政の問題で解決できることではありません。行政全般の大きな問題であり、危機的な状況だというふうに思っております。具体的な施策の中で、優先順位をつけるなど、地域の活性化は地域住民のやる気を引き出すことだというふうに考えておるところでございます。

先般の厚生連のコンサルタントの報告の中にもありましたけども、本町の総人口が15年後には34%減の現在の3分の2、5,700人程度になるのではなかろうか。あるいは65歳以上が現在38.6%であるけども、50.3%、半分近くになりますよというふうな報告も受けたところでございます。担い手には認定農業者、生産法人も今後さらに頑張っていたかなくてはなりませんけども、元気な高齢者も立派な担い手であるというふうに考えておるところでございます。

作物を育て、収入につなげ、畑仕事で元気を取り戻す、生涯現役で頑張っていていただく老人パワー、私の持論でもありますけども、農林課、担い手支援センターと保健福祉課の包括支援センターが連携して推進する園芸セラピー、あるいは森林セラピー、農業セラピーという言葉がございすけども、セラピーとは薬や手術に頼らない豊かな心で治療と療養を行う方法の一つだと思っております。

今でも行っておりますけども、今後さらになごみの里、あるいはシルクウェイにちはらの朝市、学校給食、観光業者への業務用の野菜や花などの提供、そうした納入する出荷支援システムをつくることで、元気な老人がたくさんいる、あるいは元気で働く場所ができるというふうに思っております。

生産する福祉が可能な組織づくりで、みんなで気配りをして支え合う土壌づくり、あるいは環境づくりが農業、農村のまちづくりになるというふうに考えておるところでございます。今後は総人口の半分以上が高齢者になるということでございます。現役の立派な担い手であります高齢者を、ぜひとも振興の中に組み入れていただいて、農村づくりを進めることが重要ではないかというふうに思っているところでございます。

質問でございますけども、課題の推進はいつごろまでに、どのような形で進められるのかをお伺いをいたしたいと思います。また、出前講座の中で、「５年後、１０年後の集落の農業を考えてみませんか」というふうにありますけども、今後も本町の人口動態や社会状況をしっかり説明することが重要であるというふうに思いますけども、その内容につきましてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） ７番議員さんの御質問についてお答えしたいと思います。農林行政についてということで、課題推進計画や、あるいはまた出前講座について、いろいろと御意見を踏まえての御質問でございましたが、これらのことにつきましては担当課長のほうからお

答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、7番議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

人口減や少子高齢化等による年齢構成のゆがみ、生活の多様化に伴う地域内のつながりの希薄化等、農村集落を取り巻く環境は、従来とは大きく変わってきており、農林業部門も含めさまざまな課題が山積していると認識しております。

そのような中で、支援センターとしても農業だけに焦点を当てた政策では、農村地域の活性化は図れないものと考えており、行政全体においても横断的な連携を図りながら、それぞれの情報を共有し、その地域に合った対策を講じていかなければならないと考えておるところでございます。

御質問の課題の推進計画についてでありますけども、支援センターの母体であります「津和野町農業担い手育成総合支援協議会」、これはいろんな関係機関でもって組織するものでございますけども、これらの発足当時より担い手の育成確保に向けた3年後の目標と、各年度の活動方針を明確にするためのアクションプログラムを作成していると

ころでありまして、年度ごとにその実情に合った見直しも行ってきているところであります。

したがいまして、先ほど議員さん申されました農家の意向調査等、そういった結果を踏まえまして、その計画、それに沿った計画に変更するなどしながら、また「農業担い手アクションサポート事業」、これは国庫補助でございますけども、そういったものを活用しながら、事業の実施をしまっているところでございます。

また、出前講座についての御質問ですけども、今回の農家の意向調査の結果、このまま推移いたしますと5年後、そして10年後の農業を担う方の人数は半分ぐらいになってしまうというような結果も出ております。そういった当町の農業集落に対する不安が見えてきた現状を、それぞれの地域で正しく理解をし、その解決策を集落で一緒に考えるきっかけづくりになればと考えているところでございます。行政としては、その地域での話し合いのための資料や情報の提供、昨年ああやって地図情報システム等もつくりました。そういったものも御活用いただきながら、地域をそういった図面上で見ていただくというようなこともしながら、話し合いが進めばいいなということで考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 担い手支援センターと包括支援センターとの関連につきまして発言したわけでございますけれども、そのことにつきまして健康保険課長さん、コメントがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 議員さんがおっしゃいました件でございますけれども、農業につきましては、私自身も健康なり、生きていくための基本のものと考えております。そして、今、本町では医療費が県下でも一番高いというふうな状況にもなっておりますので、今後農業セラピー、林業セラピー、自然のセラピーというか、そういうものがいろんなことがまざってくるかと思いますが、地域包括の中でもいろんなことも、地方の関係もやっていますし、そういう健康相談等についてもやっておりますので、今後そういうことも含めて、何ほか検討していきたいと、このように思っております。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） ありがとうございます。続きまして、畜産農家について質問を行います。

配合飼料の価格の高騰によりまして、畜産農家の危機的状況であるというふうに新聞等で報道されておるところでございます。西いわみ農協の販売課長さんにお尋ねいたしましたところ、飼料は全体の1.5倍に上がっておるというふうなことのお話を伺いました。また、津和野町では肥育・繁殖農家が津和野地区で30軒、日原地区で12軒、計42戸あるというふうなことでございます。また、肥育法人が1件、一貫経営を行っている法人が1件というふうなお話も伺いました。4月から子牛の価格が五、六万下落しておるというお話で、生産者は飼料高を価格に転嫁できないだけに大変であるというふうなお話でもありました。

現在、町の子牛最低価格保証基金がありますけれども、この基金は以前のBS問題のときに基金が枯渇したというふうな状況になったことがあるそうでございます。今回もそのようなことにならないければよいがというふうな心配をしておられました。本町の状況はどうであるか、あるいは畜産農家の減少が心配されるけれども、その対策につきまして伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 畜産関係についての御質問でございます

けども、議員さん御指摘のように、昨今の原油価格高騰等の影響による配合飼料価格の高騰、それに伴い子牛市場価格の低迷は畜産農家の経営を圧迫しており、畜産経営の安定化のためには飼料価格低減対策が急務であると考えております。

現在、当町における畜産につきましては、先ほど議員さん申されましたように、40戸、それから2法人で繁殖牛が203頭、それから肥育牛が122頭飼育されておりますが、繁殖牛につきましては、飼養農家の高齢化とともに戸数、頭数ともに減少し、反面、肥育については法人等の規模拡大によりまして増頭の状況にあるところであります。

そのような中で、繁殖農家では子牛に与える濃厚飼料の高騰により、今後徐々に影響が出てくるかと思いますが、現時点ではそれぞれが小規模経営であるというようなことで、まだ大きな問題までには至っていないように思っております。

一方、肥育については、配合飼料が既に1.5倍になり、関係する2法人の経営への影響も出ておりますので、飼料高騰対策補てん金や低利資金の借りかえ等、国の支援策が出ておりますので、これらの活用を図る手続を進めているところでございます。

また、畜産農家の減少への影響についてでありますけども、肥育農家

の子牛の買い控え等によりまして市場価格が徐々に下がってきておりますことは、繁殖農家の減少につながっていくものと思われます。今後の状況にもよりますけども、特にこういったことは、ほかのいろんな作目にも影響していくことですので、関係機関とも連携を図りながら対応したいと考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 肥育農家の現状は、経営者は70前後の高齢の方がほとんどでございます。そうした意味で、この飼料の高騰によりまして、この機会に牛を飼うことをやめようじゃないかというふうなことになるためにも、それなりの施策を打って出る必要があるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。分収造林についてでございます。公社、町行造林のことでございますけども、林業経営が木材の価格の低迷により、引き続き厳しい状況にあります。しかしながら、分収造林の契約時点では、それなりの30年、40年後の期待を持って契約がなされたというふうに思っております。契約期間の変更を行うというふうに聞いておりますけども、どのような内容で変更が行われるのかをお伺いをいたしたいと思います。

また、本町の契約期間ごとの件数、あるいは面積はどのくらいあるんでしょうか、それも伺いたいと思います。そして、事務処理の中で契約延長に伴います登記や相続税との関係につきましてもお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、分収造林についての御質問でございます。

御承知のように、分収林制度は森林の土地所有者と森林造成に必要な植栽・保育及び管理を行う造林者、費用負担者の３者が共同で森林造成を行う契約を結び、伐採時に得られる収益を一定の割合で分け合う制度であります。町行造林におきましては、現在は土地所有者と町の２者で分収としているところでございます。

しかしながら、契約年数満了が近づいている中で、分収造林事業の収支を左右する木材価格が長期低迷しており、収益が見込めないこと、また平成１３年６月に森林法の改正によりまして、水土保持林である造林地は６０年にならないと伐採ができないなど、契約当初の状況から大きく変化しておりまして、このため８０年以上を基本とした変更の契約をお願いするものであります。

公社造林においては、既に平成15年度より事務を進めておりまして、町内の場合、84件中17件で変更契約が完了しておりまして、今2件が手続中ということでございます。そして、残る65件についても、今年度より津和野、日原それぞれに長伐期推進員を置きまして、個別に説明、意向確認が進められているところであります。今後は了承が得られたところから公社において関係書類を作成し、公社、それと公社が委託しております森林組合、そして町の担当者と分担をしながら、各世帯に契約のお願いをお伺いすることとしているところでございます。

一方、町行造林につきましても、今年度より同様の手続を行うこととしておりまして、現在その準備を進めているところでありますが、基本的には島根県林業公社の方法を踏襲する方向で考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

また、御質問いただきました契約の存続期間ごとの件数と面積についてでございますけども、まず公社造林について申し上げますと、これは契約年数がいろんなのに分散しておりまして、42年から45年の間のものが全体で7件で109.51ヘクタールでございます。それから、46年以上50年までの契約が19件で496.49ヘクタール、それから51年から55年の契約のものが39件で570.80という

ことで、合計 1,176ヘクタールでございます。

それから、町行造林につきましては、旧町単位でそれぞれ年数が違っておまして、旧津和野で申し上げますと35年の契約のものが、これは昭和46年から昭和59年に契約したものでございますけども、これが53件で190.56ヘクタール、それから55年契約のもの、昭和60年以降平成17年まで新植をやっておりますけども、これが68件で156.99ヘクタールでございます。計121件の347.55ヘクタールでございます。

それから、旧日原でいいますと、契約年数が45年でございます、昭和48年から49年の契約にかかるものでございまして、13件の36.49ヘクタール、それから昭和50年以降平成10年まで実施をしておりますけども、件数で115件ということで368.76ヘクタールということで、日原地区の合計が128件の405.25ヘクタールでございます。町全体でいきますと249件の752.8ヘクタールというような状況でございます。

次に、登記や相続税についての御質問の件でございますけども、非常に長い契約でありますので、住所の変更とか、あるいはお亡くなりになっている場合等もございますけども、住所変更登記については、公社ま

たは町の負担で登記をするということになっておりますけども、相続については相続人において負担をいただき、登記もしていただくということになります。

なお、相続税については、亡くなられたときの時点で発生するものがありますので、このたび発生するものではございません。

以上であります。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 断片的な質問になって申しわけございませんけども、帳簿上での立木の見積もり、あるいは単価、作業量の施業上でどのぐらいの赤字になるから期間延長をするのかというふうな資料でもありましたら、報告をお願いいたしたいと思います。

また、契約の延期を同意しなかった人は、どのようなことになるのか。あるいは80年というふうな長い年月になるわけでございますけども、それが例えば65年、あるいは70年で伐採したいというふうな希望があった場合にはどうなるのか。あるいは延長した後の固定資産税につきましてはどのようになるのか。期間を延長することによって作業道を入れるであるとか、そういうふうな計画があるのかないのかをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御質問、5点ほどあったかと思えますけども、まず見積もり等の単価でございますけども、これについては数値的なものはお示し、きょうはできないんですけども、先ほど言いましたように、市場価格が低迷しているというようなこと、そういったところからも、ある程度推測はできるわけでございますけども、それぞれの施業団地によって状況が違ってまいります。そういったことで自主的には毎木調査等をやらなければ、なかなか出ない分もあろうかと思えますけども、今公社が進めておりますのは、標準地を平成18年にそれぞれの団地でやっておるようございまして、そういったものから算定して、それぞれに説明の中でそういうようなのを求められた場合には、示しているというふうに聞いているところでございます。

そういったことで、それぞれの作業道が入ってる状況等、そういったいろんな条件がありますので、それぞれの団地によって若干の差は出てこようかと思えますけども、現時点ではそういった赤字が見込まれるということ、それと先ほど申し上げましたような法的な措置がなされて、特に公社につきましては、今の60年にならないと切れないというようなこともあるというふうに聞いているところでございます。

町行につきましては、そのなんというのは水土保持林という形になるようでございますけども、町行の場合は水土保持林だけではございませんけども、そういった分もございますので、そういった法的な制限も受けるところでございます。

それから、同意しない場合ということになりますけども、今申し上げましたような法的な年数的なものもございますので、今、即切るということもできませんし、その辺については3者協議と、公社の場合、3者協議ということで、さらに説明などをしながら理解を得ていくという方向になろうかと思えます。結論的には、どういう形でというのは、まだ結論が出てないというふうに聞いております。

それから、伐採の時期の関係でございますけども、今、法的なもので60年以上というのはかかってきますけども、それ以降の市場の状況によりましては、を見ながらこれは公社なり、町がやった場合には町がその辺の市場との状況を勘案しながら伐採をするということでございますので、80年にならないと切れないということではございません。60年という一つの法的な制限を受ける分はあろうかと思えますけども、それ以降については、その状況を見ながら伐採もあり得るということでございます。

それから、固定資産の関係でございますけども、これについては当然それぞれの個人の財産は財産でございますので、現在もかかっております。所有権移転等も途中でももちろんできますし、それは固定資産の移動が通常のとおりあるというふうに御理解いただければと思います。

それから、今後の管理に当たってというか、これが延びることによってのことでございますけども、作業道等を入れることによって山の価値を高めていくということで、今、昨年ですか、民国連携ということで町行造林地内にも、うちの場合もやりましたけども、そういった国有林の中の道路なり町有林の中の道路なり、それから民地の中にも入れた作業道でございますけども、そういったことをうまく活用を図りながら、山の価値を高めていくということは進めていかなければならないことではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 続いて、断片的なことになりますけども、延長に伴いまして予算的な経費の負担があるというふうに思いますけども、それはだれがするのか。あるいは町行造林につきましては、本町の持ち出しはどのぐらい、そのことによってあるのかをお伺いをいたしたいと思います。

それから、全体の実施計画があるのか。あるいは伐採した後、どういう形で保育といいましょうか、緑の保全をしていくのかというふうな対策があるのか。あるいは契約者が100数十人になるわけですから、こうした契約者の協議会といいましょうか、議論する場所の組織をつくることを考えているかどうかともあわせて質問を行いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） 御質問いただきました件ですが、まず延長に伴う負担の関係でございますけれども、先ほど言いましたような、当然道路を入れたりとか、間伐はそんなにないかもしれませんが、そういったものにかかる負担というのは、今後の中で分収という形になりますので、経費負担は出てくる可能性は、経費負担といいますか、最終的な分収でございますので、出てくるかと思えます。かなり生育した団地については、そんなに手はかけませんので、できるだけかけない方向でいかなければ、当然町も負担が出てくるということになるかと思えます。特に価値を高めるためには、先ほど言った作業道等に投資ということは出てこようかと思えます。

それから、全体の計画というのは、私も理解しかねるところなんですけ

ども、全体的な長伐期に向けて山の価値を高めるということでございますので、昨年、今の借りかえ債等も活用させていただきました。そういった中でも、そういった山の価値を高めていくということで、これは昭和53年から平成8年の間に施行した団地が、特に公立の資金を借り活用しているということでございましたので、そういったことの中に、計画にはそういうようなのを10年間延長するという条件もついておりますし、山を利用間伐等も推進しながらということもありますので、そういった計画というのは随時出てこようかと思えます。

それから、伐採後の保全の関係でございますけども、伐採後につきましては、これは初めの契約の中で、あと植栽をまたするという事になっております。そういう条件にはなっておりますけども、当然今の状況を見ますと、引き続いて造林ということはなかなか難しいということで、その方法等については、列を残しながらと申しますか、伐採の仕方を工夫しながら、ある程度法的にかなうものにするというような方法をとるようなことを公社の場合考えているようでございますので、そういったものを参考にしながら、町行造林についてもやっていきたいというふうに考えております。

それから、契約者の協議会という御提案でございますけども、これは

それぞれの団地で、一つの団地でかなりの方々が関与しているということもございます。当然一つの、契約書1本になっておりますので、それぞれの方々が同意しないと、その契約は成り立たないというようなこともございます。

そういった意味では、そういった方々を集めた説明なりということが必要になってくる場合もあろうかとは思いますが、住所の関係を調べてみにゃわかりませんが、結構町外の方もおられますので、その辺があたりはするかと思います。これは町行まだ始めておりませんが、そういった皆さんの御意見等をお伺いしながら、そういう状況が生まれてきたら、そういったことも考えていかなければならぬかなという気はしております。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） るるお伺いいたしましたけども、契約者にとりましては大変不安な材料でございまして、今後、担当者が契約者のところに伺ってお話をされると思いますけども、十分なコミュニケーションをとって、次の契約に移るような形の方法をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

それでは、次に移りたいと思います。消防行政についてでございます。

6月29日に町の消防競技大会、操法の競技大会があるというふうなことでございますが、そのことにつきまして、消防団員の皆さんは連日練習に励んでおられまして、そのことに対して敬意をあらわすとともに、ぜひ競技大会では頑張っていたきたいというふうに思っているところでございます。

防災計画の策定も終わり、住民に広く周知のすることが重要でございます。防災対策の基本理念として、日常のための防災、安全と安心のため助け合う心と思いやりのあるまちづくりから、意識の高揚を目指しながら、自分の地域は自分が守るという自主防災組織の育成強化と防災ボランティアの体制づくりの推進をするというふうに、防災計画の中に明記してあります。

全国的に消防団員の入団が少なく、高齢者の消防団員、高齢化の消防団員であるというふうに報じられておりますけども、本町も例外ではないというふうに思っておりますけども、状況はどういうふうな形になっておるんでございましょうか。

また、地区によりまして、例えば旧津和野地区でございますけども、野広、あるいは邑輝、高田、豊稼等につきましては、団員がいないというふうなところがございます。災害時の活動にいろいろと支障がある

んではないかというふうに思っておりますけども、そうしたことににつきまして、検討したことがあるのかをお伺いをいたしたいと思います。

それから、出前講座の中で、「わがまちを守る消防団活動、日常のための防災、安全と安心のために」というふうな内容で講座を行われるようでございますけども、その内容はどうか。あるいは津和野分遣所新庁舎の建設の進捗状況はどうか、あわせて建物の周り、駐車場、自治会が今管理しておりますけども、の整備につきましての計画はどうか。

あるいは分遣所の、旧分遣所の活用でございますけども、総務委員会の調査の中でも、緊急時の資材の置き場に活用するというふうなことの話も出ておりましたけども、一方、自治会等でも活用の要望も出ておるようでございますけども、そうしたことについての質問を行いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 総務財政課長。

○総務財政課長（右田 基司君） それでは、消防行政についてお答えを申し上げます。

本町の消防団の団員数は、平成20年4月1日現在で、定数350人に対しまして314人でございます。平均年齢につきましては44歳

でございます。

次の地区によって団員のいないところがあるということですが、このことにつきましては、分団においても団員の入団要請等を行ってきておられるわけですが、地域によっては、御指摘の地区もあると聞いております。そうした中で、現団員で検討の上、災害時、支障のないような体制を整えておられるということでございます。

それと、出前講座の「わがまちを守る消防団活動、日常のための防災、安全と安心のために」、この内容でございますが、消防団の役割と日常活動につきまして紹介、また町の防災計画や各家庭での災害への備えや対策について説明をしたいというふうに考えております。

それと、津和野分遣所新庁舎の建設の進捗状況でございますが、6月13日に入札をいたしまして、仮契約を締結して、本議会へ提案をさせていただいておるところでございます。契約を可決いただきましたので、埋蔵調査の今準備を進めておりますが、早速入りたいというふうに考えておまして、工事、本工事が着工されるのは、埋蔵調査が終わる10月ごろになるんじゃないかというふうに考えております。

それと建物の周辺の駐車場の整備でございますが、今、月決め駐車場をお貸ししておる部分につきまして、この建物の敷地となりますので、

移動をしなければいけないということもございまして、周辺に残地の敷地があるわけですが、そこを舗装いたしまして、そこにそうした駐車場を移していくと、そういう作業を今、この計画の中に入れておる。工事につきましては、本工事が終わった後、仕上げていくという形になります。

それと、津和野分遣所の旧庁舎の活用でございますが、消防資材置き場として活用していきたいというふうに思いますが、森1自治会の集会所として活用したいと、させていただきたいという希望も出されております。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（7番 青木登志男君） 先ほどの消防団員がいない地域でございすけども、自主消防団の組織といいましょうか、そういうものがあると、今後高齢化でそういう地域がふえても対応ができるんじゃないかなあというふうに思っております。例えば女性の消防団であるとか、婦人防火クラブであるとか、自衛消防隊であるとかというふうないろんな名称がありますけども、そうした自主的な消防の組織をつくるのも一つの方法ではないかというふうに思っております。

それから、メンタルな環境づくりでございますけども、旧日原におきましては、消防団の後援会というふうな組織をつくって、地域ぐるみで消防団員の支援をしておるというふうなことを伺っておるわけでございますけども、そうしたいいいことにつきましては広げて、特に今から団員が入りづらい状況の中におきまして、そうした地域で支え合うというふうなことも、大切ではないかというふうに思っておるところでございます。

続きまして、携帯電話の受信困難地域の解消についてというふうなことで御質問を行います。

県下で携帯電話の加入数が前年比４％の増というふうなことで、４９万７,０００件、普及率で６６.１％、あるいは広域消防の指令制御装置のふぐあい、吉賀町から１１９番が不通の問題が新聞等々で報じられておったと思います。１９年度の消防署に携帯電話で受け付けた件数は５５０件あるようでございまして、全体の１５％になるようでございます。

それから、メーカーの解消の計画によりますと、鹿足郡におきましては吉賀町の中国縦貫道路の周辺、あるいは国道の周辺が主体で、本町には２０年度の計画はないように明記してあります。

そうした状況があるわけですが、町民のある方から益田市の真砂地区におきまして、住民の要望書によりまして、アンテナの設置ができたというふうなお話を伺いましたので、真砂公民館のほうに行って、いろいろお話を伺ったわけでございますけども、真砂地区連合自治会長さん、あるいは真砂地区の公民館の連名によりまして、広島支社、あるいは中国支社等に要望を出されておりました、本年度、20年度中にアンテナができるというふうなことを伺いました。

地元といたしましては、アンテナの位置、あるいは建てる場所について提案をいたしまして、経費といたしましては地元の負担はなしに、メーカーといたしまして、業者のほうで全部つくっていただくというふうなことのようでございますけども、そうした住民の力によりまして、受信困難地域の解消ができたというふうな事例もあるわけでございます。

防災緊急時の対応のおくれが地域住民の生命や資産の確保、安全安心を守ることができず、住民の生活に支障を来すことが、受信困難地域においては起こることが予想されます。そうした意味で、早期に問題が解決にはならないかと思っておりますけども、時間をかけて前向きに検討していくことが重要ではないかというふうに思っております。

本町の未受信地区がどのくらいあるのか、戸数にしてどのくらいあるのかをお伺いをいたしたいと思います。また、関係機関に連合自治会との連携等で要望書の提出など働きかける必要があると思いますけども、そのことにつきまして、どのように考えておられるかをお伺いをいたしたいと思います。

また、ケーブルテレビの光ファイバーの活用も検討すべきであるというふうに思いますが、その件につきましてもお伺いをいたしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 情報企画課長。

○情報企画課長（長嶺 清見君） 携帯電話の受信困難地域について、解消についてお答え申し上げます。

前段、緊急通報の御報告がございましたけれども、本町におきましても、ケーブル電話から直接119番通報といったシステムを構築をしてまいりまして、来月からケーブル電話におきましても119番が通報可能ということになりましたこと、まず御報告を申し上げたいと思います。

携帯電話におけます、いわゆる不感地域の状況につきましては、平成17年度に調査を行っておりまして、本町では7地区、約500人が受

信できないという結果が出ております。

ただし、不感地域と申しますのは、携帯電話サービスの会社が1社も提供されていない大字単位を基本とする地域でありまして、同じ大字の地域の中でも受信可能な地区とそうでない地区があるため、その後、各社によるエリア拡張がなされてはおりますが、現実的には先ほど申し上げましたような事情によりまして、携帯電話が受信できない影響を受ける人数は、この数字より相当多いというふうに考えておるところでございます。

また、携帯電話は固定電話と同様に、日常生活に深く浸透しておりまして、御指摘のように災害時や緊急時の通信手段として非常に重要な役割を果たしております。民間の携帯電話事業者では、このような重要性を認識しまして、地域での避難所などに位置づけられる公民館、そういったような周辺エリアについては、この整備の必要性を認識しているというふうに我々も聞いておりますが、現実的には採算面からなかなか実現に至っていないというところでございます。

この携帯電話の不感地域対策につきましては、いかにして事業者のランニングコストを軽減して経営判断を導き出せるかという課題が中心でありまして、そういう面では本町では御指摘のように、光ファイバ

一施設をＣＡＴＶで整備をしている点におきまして有利性があるというふうに考えております。

また、中山間地域におけます定住・交流の促進という観点からも、大きな課題と位置づけておるところでございます。該当地域の皆さんの意向確認や自治会組織とも連携しながら、具体的に要望活動ができる体制づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 青木登志男君。

○議員（７番 青木登志男君） 伺った先の真砂地区の公民館長さんのお話にもありましたけども、今年からは防災の面についての理解が非常に深まってきておると。今までは採算面のみのことを言っておられましたけども、メーカーも考え方が変わっておるんだというふうなお話も伺ったところでございます。そうした意味でも、ぜひとも働きかけることによって、不可能が現実になるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。どうか目的が達成されますように、頑張っていたきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で７番、青木登志男君の質問を終わります。

.....

○議長（後山 幸次君） それでは、後ろの時計で10時40分まで休憩いたします。

午前10時27分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順序11、6番、河田隆資君。河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 本定例会の一番最後の質問者ということで、今回はトップバッターでありました。前回と同様張り切っておりますので、歯切れのいい答弁をよろしくお願いをいたします。

このたびの質問は、通告どおり経済の活性化と病院問題、そして子育て支援センターのその後について、この3点についてお伺いをいたします。

まず、経済の活性化についてでございますが、農業経済の活性化、これは農業担い手支援センターの役割が非常に重要な役割を占めているというふうに、私は過去の一般質問においてもやっております。そのと

きの御答弁の中に、19年度においては、組織づくりに専念をしたいという御答弁でありました。

先日の我々に配布されました支援センターからの現況の農業についてのアンケート調査の報告書を見させていただきました。その中を分析しますと、津和野、日原の農業形態が如実にあらわれておりました。日原におきましては、水稻、田んぼ面積が非常に狭いというのがうかがわれますし、そのことにおいて水稻以外の作物に力を注いできたというのが読み取れてまいりました。津和野は依然として田んぼ面積が多くありますので、水稻中心であったように記憶をしております。

そこで、農業経済の活性化についてお伺いをいたしますけども、組織づくり、これを見ますと、津和野町内の法人、全部で21、たしかあると思います。津和野地区が14、そして日原地区が8という内訳であろうかと思いますが、見ますと昭和60年を皮切りに、平成18年度まで随時つくられた組織であります。中の形態を見ますと、既に先進的な活動をしている作業受託及び生産に取り組んでいる組織もありますし、また初歩的な農機具等の共同利用という組織もあります。

そういった組織を把握するというのが、昨年度の課長の答弁であったと思いますが、この表を見ますと21の法人、津和野地区におきまし

ても、日原地区におきまして、まだ集約されていないところも少しあるように思われますけども、こういうふうに立ち上げられた法人に対して、何らかの夢と申しますか、農業で生きていけるんだという、そういったモデルケースをつくっていく時期ではないかと思っております。

国のそういった補助金等をうまく利用しながら、どこでもいいですから、本当にやる気のある法人を説得をして、一つのモデルパターンをほかの法人の人たちにもお見せをする、そして農業でもって成り立つということが、皆さんに周知されるならば、皆さんも組織づくりが加速するでしょうし、また新たに担い手としてUターンをして、農業に手を染めてみようという気持ちにもなると思っております。

幸いにも今、地球全体の温暖化、地球環境の変化によって、また中国、インドの人口の増加によりまして、食糧危機が叫ばれております。政府におきまして、自給率を高めるという観点が非常に強まってきてると。水稻中心だけじゃなくて、自給率を上げるというのは、当然他の食糧も上げていかなければならないというふうな考えであろうと思います。

よって、今、先ほどから申しますようないいチャンスでありますので、そういった企画を既にこちらが作成をし、実行に移す時期だと考えて

おりますが、当執行部のお考えをお伺いをいたしたいと思います。

次に、商業経済の活性化でございます。今、何らかの手を打たないと衰退加速がより進むと思われます。町内のいろんな業者さん、町長も常に口にされております、基幹産業は観光であるというふうに申されておりますけども、その観光客の増加がなかなか打つ手がないと申しましょうか、進んでまいらない。ただ10万人ふえた等々で一喜一憂をしている段階であります。

そして、消費者のニーズも随分変わってまいりました。自分の趣味が非常に多様化しておりまして、いろんな趣味をお持ちの消費者がたくさんいる。そして、それにこたえるためにはというふうに、いろいろ手を打っていくのも、行政側としては大変ではなかろうかと想像もしますけども、何らかの手を打っていかないと、ただ津和野という名前だけでお客さんを呼ぶというのは、非常に難しい時代に入ってまいりました。

そこで、提案も含めてお伺いをいたしますが、私個人的には津和野の機関区の再現、そして町がSLを取得をし、そのSLを利用した参加型の観光というものを目指されてはどうかという提案であります。

と申しますのも、我々がいつも旧津和野町で目にしているのが、汽笛

が鳴ると同時に、S Lに乗った経験のある方も、また小さいお子さんを連れている方々も、音の鳴る方向、踏切及び線路へ向けて駆け出すという光景がよく見られます。これは年齢を問わず非常な興味を持ってもらえる証拠であります。

また、近年の最近のニュースでは、大宮機関車博物館が当初の入り込みより、3カ月で1年分の入り込み客があったというふうに報じられております。かなりな興味を示される。また、鳥取の若桜鉄道においては、マスコミにおいても手動式のターンテーブルがあるということで、テレビにも放映されて、いろんな資源活用に乗り出したいというふうなテレビでの報道がありました。

そこで、私は津和野の機関区を見てみますと、転車台もあり、ここにS Lが乗りつけているわけですから、最小限のそういった設備は、いまだに残されております。それと、これを機関区を再現するとなりますと、当然J R西日本との協議等も入ってくるわけですが、これとの協議については、J R西日本の場合にはS Lを利用し、また津和野へ向けて旅客として利用されればいいという方向で、恐らくこちらのほうへ目を向けていただけるのではないかと考えております。

そのためには県を動かし、いろいろ国も動かしながらやっていかな

いといけないと思っておりますが、県の場合、幸いにも溝口知事が我々との懇談の席で、島根県は観光を基幹産業として当面いきたいというふうに発言をされました。島根県、長い県であります。見てみますと松江地域におきましては、足立美術館等松江の遊覧という、堀川遊覧という、そういった商品があります。そして、出雲地域におきましては、出雲大社等のそういう地域があり、そして新たに大田地域におきましては、世界遺産になった石見銀山というのがある。そして、浜田地域はアクアスという水族館を控えております。残念ながら益田、津和野においては、これといった呼ぶものが見当たらないのが現状であります。

過去にもこの質問の中で言ったと思いますけども、三、四年前に島根県が東京において知名度という調査をしたと。そして、島根県を知っているかどうかという点で見ますと、6%の人しか島根県という場所を知らなかったというのが現実であります。だとするならば津和野を知っているというのは、かなり低いのだというふうなことを、我々ももう一度再確認をしないといけないと思っております。

そして、そういう観点から島根県も本腰を入れて島根を売り出すという方向に向いておりますし、先般、金城におきまして保守系の議員さん、青木先生と竹下先生の講演を聞いたときに、私個人的に確認をいた

しました。山陰道路の完成はいつですかということを確認をしたときに、10年後には必ずできますという強いお言葉をいただいております。計画の中では、10年後というのは頭の中にあるとするならば、当然観光客の流れが変わる。今までは津和野、萩というふうに萩に寄生をしながら生き延びてきた。当然津和野、萩というふうになたっておりまして、エージェント等々は、残念ながら津和野のほうが下ではないかというような感覚。ですから、どうしても通過型のような感覚で売り込んでしまうという現状があります。

こういう私が提案をするものができたならば、津和野は主導権を持った観光というものが見込まれると思っております。こういった観点から、この機関区の再現等々を提案をしたいと思いますが、執行部の御所見をお伺いをしたいと思っております。

○議長（後山 幸次君） 町長。

○町長（中島 巖君） 6番議員さんの御質問にお答えいたしたいと思いますが、町の経済活性化については、主幹産業の一つである農業の振興、発展が大きく影響をするという観点から、農業担い手センターの役割、これが極めて重要であると思うけれども、その施策をいかに考えているかということと、そしてまた一方の基幹産業であります観光の振

興も、観光客の低迷によりまして、なかなかままならない状況にあるという観点から、特にＳＬ活用を少し前向きに考えてみたらどうかという御意見でございました。

具体的な農業政策その他につきましては、それぞれ担当課長からお答えをさせていただきますが、ＳＬにつきましては、全国的にも他に類例のないと言ってもいいというふうに思っておりますけども、非常に本町の観光にとってはありがたい状況にあるわけであります。従来からもこのＳＬについては、そういう思いで関係の皆さんとともに、大切に取り組みをさせていただいたというふうに考えておりますけども、さらに踏み込んだ形で機関区を取り込んだ活用というものを考えてみてはどうかということでございますが、御提言として受けとめさせていただきまして、どのような方法があるのか、検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

それから、萩と津和野との関連についてもお話がございました。一般的には萩、津和野というキャッチフレーズで全国的にもＰＲしていただいておりますけども、現実には今お言葉にありましたように、津和野、萩という形が多いかなというふうに、旧来から思っておるわけですが、私はとにかく萩、津和野と、その言葉どおりの形でお客さんが

動いていただきたいなという思いを強く持つておるわけであります。

そのためには、一つには宿泊施設の問題等もあるわけでありますけれども、ちょっと津和野に立ち寄って、萩のほうへ回っていただいて、そしてどこかへという形は、何としても変えたいなと。名前のとおりに萩、津和野、こういう観光の動態になってほしいという思いでおるわけですが、そうしたことも踏まえて、今後の観光施策には取り組んでまいりたいと思っておるわけであります。

その他につきましては、それぞれ担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） それでは、私のほうから経済の活性化についてということで、その中の農業経済の活性化ということの御質問でございますので、回答申し上げたいと思います。

議員さん御指摘のように、農業担い手支援センターに対する期待なり役割というものは、非常に大きなものがあるというふうにも、私たちも認識しているところでございますけれども、また議員さんが言われました法人といいますか、22と言いましたが、これは多分集落営農組織、法人も含むものでございますけれども、こういった組織が町内にはある

わけでございます。

しかしながら、この法人も水稲中心の法人なり集落営農組織でございまして、年数的にも20年以上のところからできたてというか、組織的に余り行動してないような組織もあるような状況でございまして、なかなかモデル的な事業をお示しするようなところまで育っていないところもあろうかと思います。

いろいろとそういったものを何とか脱却しようということで、私たちも考えているところでございまして、昨年もああやってアンケート調査をした中で、それぞれの課題等も出てまいりましたので、今年度はそういったものを進める中で、こういった強い集落営農なり法人等を育ててまいりたいというふうに考えているところでございます。

そういったことで、その3点の中のまず1点目については、担い手不足の解消を図るための方策ということで、今申し上げました集落営農、まだまだ組織化するべきところはあるような気がしておりまして、そういったところも絞りながら、集落営農を学ぶ講座というものを計画しているところでございます。

これは全額国庫補助事業であります担い手アクションサポート事業というのを活用したいというようなことで、集落営農というのを大き

なタイトルにはしておりますけども、内容的には幅広く食糧自給とか地球温暖化、それから消費者ニーズ、それから視察研修等も織りまぜた6講座ぐらいで、全体15時間程度の事業をやっていきたいということで、今、計画中でございまして、国のほうにも協議の準備を進めているところでございます。

また、これは先ほどの水稻とも関係しますけども、水稻偏重からの脱却というようなことで、耕作放棄地の解消を図るための方策として、実証圃を使ったカワラケツメイ、豆茶の関係でございまして。それと里芋、笹山地区を中心とした里芋の市場なり流通の調査等、それから県が進めておりますあすっこ、それから菜の花ということで、菜の花プロジェクト等、従来から取り組んでおりますけども、そういったものを栽培検証しながら事業を行っていきたいというふうに考えているところでございまして、既に植えつけ等なり、刈り取り等も終わった作業もあるところでございます。

また、3点目の鳥獣被害対策ということもございまして、これにつきましては既に新しく国の法律もできましたので、町内において協議会等の設置をいたしました。そういった中で200万円のソフト事業等についても内定をいただきましたので、現在補助金の交付申請手続を

進めているところでございます。

その他、既存の組織なり認定農業者のフォローアップとか新規就農者の確保等にも努めてまいらねばならないわけでございますけども、できるだけ地域に出かけながらいろいろと活動をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） それでは、商業経済の活性化についてお答えをしたいと思います。

議員御指摘のとおり、商業活性化に今何らかの手を打たないと減退加速が進み、大変なことになると御指摘ありました。全く同感しております。特にこの最近、ことしなんかは昨年に比べて観光客数、通りのお客さんの数は減っていないけれども、売り上げは極端に落ちているという声を商店主の方からたくさん聞いております。そういう構造もあって、より深刻になっているというふうに考えておりますので、本当に大変だなと実感をしております。

それから、これも御提言ですが、従来の津和野観光の中心でありました史跡や施設を見学する形の観光から、何らかの体験や学習ができる参加型観光へという御提言もありました。これもまさにそのとおりだ

と思ひまして、観光を中心とします地域経済の活性化を目指しております本町にとりましては、生き残ることにとって本当に最重要課題であるということも、御指摘のとおりだというふうに考えております。

現在、日本の観光客全体の75%が個人または小グループであるというふうに言われております。この旅行の個人化傾向は、今後確実に強まるとも言われておりまして、これからの観光ニーズは「十人十色」という言葉がありますが、「十人十色」ならぬ「一人十色」と言われるほど、一人のお客さんがさまざまな志向を持って旅行先や体験レジャーを選択するようになってきている、さらに進んでいくというふうに言われております。

また、一口に「体験型」とか「参加型」とか申しまして、内容的には自然、教養・学習、ウォーキング、グルメ、エコツーリズム、グリーンツーリズムなど、その切り口やキーワードは実に多種多様なものがありまして、先ほどの「一人十色」の傾向の中で、そのどれか一つや二つに対応すればよいというのではないという状況がありまして、どれだけ多様なメニューを津和野として提供できるかということが、大きなかぎになるというふうにも考えております。

それは実は議員もおっしゃいましたとおり、大変なことだと認識を

しております。ですから、もちろん行政だけ、民間だけということではなくて、官民の役割分担の明確化と、その協働による地道な取り組み以外にはないというふうにも考えておりますし、幸いきのうも話させていただきましたが、合併をメリットとしてとらえることができた新しい津和野町としての新しい観光資源や素材の開発や組み合わせもいろいろと芽が出てきておりますので、それに早急に取り組む必要があるというふうに考えております。

また、大変ユニークで貴重な御提言をいただきましたＳＬを利用した駅周辺のテーマパーク化、参加型のテーマパーク化の御意見だと思います。ＳＬは大変根強いファンやマニア、またカメラマンをファンやお客さんとして持っている貴重な観光資源であります。本当に津和野町にとって現在重要な観光アイテムになっておりますし、まさにドル箱であるというふうに考えておりますので、まずはＪＲによります運行の支援を町として強化することはもちろんでございますが、御提言のテーマパーク化につきましても、町長が申しましたとおり、貴重な御意見として参考にさせていただきたいと思っております。

それから、津和野の知名度のお話もございました。私も仕事をしながら１０年前にも観光におりまして、そのときと比べると御指摘のよう

に津和野の知名度は低くなっているというのは、残念ながら認めざるを得ないというふうに正直思っております。これにつきましては、初心に返ってさらにPRを強化したいというふうに考えております。

それから、萩との連携につきましても、町長のほうもお答えしておりますが、そのとおりでありまして、そうはいいましても萩と一緒にすることによって、御指摘のように埋没することはなく、さらに津和野の独自性を高めながら、さらに萩とは連携も強化をしていきたいと。と申しますのは、津和野単独、萩単独よりも、萩、津和野、または津和野、萩と連携していくことが、実感しておりますが、1足す1が2ではない、さらに3にも4にもなる、大きなメリットを萩、津和野と連携することによって持つことは確実でありますので、そのメリットは生かさない手はないというふうに考えておりますので、そのように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 町長から前向きな検討課題としたいというお答えでした。私も安心をいたしました。その町長の御答弁の中に、宿泊の問題が大きいというふうに示されましたけども、過去の津和野の観光ブームを振り返ってみますと、宿泊が足りないような状況にま

でなったことがあります。そのために駅に普通の民家の方々が自分の空き部屋を貸すというふうに、にわか宿泊が発生した経緯があります。こう見ますと、人がわんさか来れば、そういうものは自然的に発生をする。そして、宿泊場所もどんどん改良をされていくんではないかと思っております。町の役割とすれば、当然そういった仕掛けというものをしていくのが町の役割であろうと考えております。

提言の中にも、なぜ私がS Lと言ったのかといいますと、S L体験というのは、例えば毎週S Lが手に入ったならば、毎週土曜日と日曜日にはS L運行ツアーをしますと。そして、前日の土曜日にはS Lのメカ、最低限のS Lはこういう形で動くんですよという講習を2時間ばかりする。そして、明くる日には皆さん、例えば1車両につき30人なら30人でもいいですから募集をして、まず火をつけるところから、新聞紙に火をつけるところから始めて、みんなでS Lが稼働するまでは火をつけてから約5時間ぐらいかかるというふうに聞いております。みな5時間を取っかえ引っかえ皆さんが石炭を入れ、そして自分たちが汗水流して動く、動かす、S Lというのは非常に魅力的ではないかと思っております。そういう観点からすればいいというふうに提言を申し上げたわけであります。

そこで、金がないといつもいうふうに町のほうは申されますけども、例えば昨日の同僚議員さんからの質問の中にもありましたように、ふるさと納税をそういう使用目的を明確にして、外に向けて発信をすれば、当然津和野町出身者もおもしろいし、またSLファンが寄附をするという可能性も生まれてまいります。そういったことも踏まえて企画をしていただきたいと思っております。

そして、課長の答弁の中に、今、当然萩との連携というのは、現実を見ますと、当然これは切っても切れない仲であります。いろんなこういう一般質問の中でも、西のほうへ、東のほうへ向いての施策をすべきであらうという提言は、いろいろ私も聞きましたけども、現実には当然山口、北九州、広島のお客様が非常に多いわけですから、どうしても向こうへ向けた宣伝活動及び萩、津和野との連携は、これはすぐ切るというわけにはまいらないと思っております。

よって、近い将来、東との連携が非常に見込まれるということから、今のうちからそういった施策を練っていかないと、残念ながら二番せんじ、三番せんじになりますと、マスコミの興味もうせてしまいます。これを大々的に進めていくことによって、当然マスコミも飛びついてまいります。飛びつくということは、それだけの宣伝費がかからないと

いうことでありますので、大きなおもしろいテーマではないかと思っております。御提言を踏まえてとりあえずお願いをいたしておきます。

それでは、次の病院問題について質問をいたします。

昨年度、条例がつくられました。その条例をずっと読んでみますと、どうも誤解をするような条例文であります。私もずっと読んでいくと、これは町立病院かなというふうに思っておりますが、現時点では町が一応経営には口は出すけども、あくまでも指定管理者という病院であると認識をしております。そこのところには間違いはないと思っておりますが、この条例の中に随分営業内に踏み込んだ条文もあります。診療科目とか、病院等の病床数等も明記されております。当然そういうふうにしてほしいという願望のもとの条例だろうと思いますけども、それをやることによって、当然厚生連側も赤字が、それをクリアするための人員確保等々の赤字部分も発生する可能性もあるのかなというふうに思っておりますが、一番最初に公設民営化を打ち出したときに、町は住民の安心を守るために、この施設を手に入れるという、大きな課題で取り組まれた。そして、一応経営自体はどうかはわかりませんけども、守られたと思っております。

ただ住民の安心と安全というのは、どこにあるのかを考えてみます

と、救急医療に対する応急的な処置を当面はしていただきたい。今、在宅医療というものがどんどん進んでおります。そして、病院から出された方々が在宅で医療を受けながら、何に対して不安をお持ちかといいますと、何らか私に生じた場合に、どういうふうに対応していただけるのかというのが、非常な大きな不安材料であると思います。病院の先生が駆けつけて診ていただけるのか。それとも救急車においてかかりつけである共存病院の先生が診ていただけるのか。また、そこで対応できなければ、益田への搬送を確実にやっていただけるのかという不安は大きなものがあると思っております。

そこで、町は病院を存続させるという強い意志で残したわけですが、相手が、指定管理者がどういった形ででも残すというお考えなのかどうなのか。と申しますのも、昨日の同僚議員さんの質疑の中に、病床数によって国からの補助金が6,800万ですか、そして本年度は4,800万等が見込まれるというような御答弁でしたけども、その金を何に使われるんですかということに対して、返済に充てますという非常に消極的な御答弁であったと私は感じております。

と申しますのも、来た補助金は町民のためにまず最優先で使うべきであろうと。ということは当然採算のとれる診療科目があり、また採算

のとれない診療科目があるということ。住民が救急医療に対しまして、採算がとれるはずがありません。そういうところへの補てんとして使うというふうなお気持ちがあるのか。

また、医師不足が叫ばれております。だったら、その中の半分ぐらいを医師を派遣していただくために、いろいろ旅費を使い、いろんな手だてを使って努力をしてくるためのお金として使用するのか、その辺が全然見えてこない。

例えば昨日の御答弁の中に、3通りの病院としての生き延び方があると。一つは、町経営でやるという病院の残り方、そして新たな全国的な組織の病院を勧誘してくる。そして次は、現在の厚生連にお任せするという、三つしかないんだという御答弁でしたけども、例えば先日の全員協議会の中で、コンサルタントが言ってたのが、そういった新たな病院が本当に来てもらえるのかどうかという問題に対して、それは金を出せば来ていただけるでしょうという回答でした。ということは当然不採算、採算が合わない診療科目をこちらが望んだ場合に、何らかのそういった覚悟をしなければならないということでありましょう。となれば町としては、どの程度の持ち出しを覚悟をしているのか、それとも前回の歳入の帳消しによって、全然病院にはそういった持ち出しは考

えていないのか、そこの点をまずお伺いをいたしておきます。

次に、来年度より指定管理者との契約をどのような条件で指定しようとしているのかという問題であります。同僚議員も申しましたように、今の段階である程度の調査をし、方向性を決めていかないと、結論がどんどん先延ばしになっていくと。今の時点、本年度はよしとしても、次年度も一応1年契約したとしても、当然9月ぐらいまで、次年度の9月までには何らかの方向性を定めないと、ずるずるいく可能性があります。4月の、3月定例を終わった時点で関係者等々も、のど元過ぎればという感覚になっているように感じております。

また、厚生連の役員さん等々も、今から厳しいイバラの道が始まるのに、なかなか非常に人件費の捻出がうんと楽になったような感覚で言っておられます。そういった観点から、厚生連との問題をどのように処理をしていこうとしているのかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 御質問いただきました住民の安全を支えるのということでありますけれども、これにつきましては町は、これまで厚生連に対しまして、両病院及び介護老人保健施設せせらぎの建設に係る長期借入金についての損失補償契約の締結やその間の利子の助

成、経営支援のための貸し付け、助成などの支援を行ってまいりました。

しかし、御承知のように、診療報酬の引き上げを初めとする医療改革の影響により、厳しい経営環境の中、また厚生連による経営が行き詰まり、町としては地域医療を確保するために、公設民営化が唯一の選択肢であるとの結論に達し、昨年、ああして公設病院を開設する運びとなりました。

これに伴いましての先ほど御指摘いただきました条例についてでありますけれども、これは厚生連が現在、抜本的な経営改革を示しまして、それによって診療科目、病床数、そうしたものを今回の場合は条例化をしておりますので、町が経営をしているのではないかというような御指摘ですが、当然町が開設してますので、条例の中でそれぞれの使用料なり手数料なりというものを定めて、これは診療報酬にのっとった定めにしてますけれども、そうしたものは町の条例で定めておりますので、当然だというふうに考えております。

したがいまして、今後、町は病院開設者として地域医療を守る義務があります。交付税措置が言われますように、される中で医療に対して一定の負担はしていかなければならないと考えておりますが、これは町民の皆様方からの要望にこたえるものでありまして、救急、僻地、在宅、

予防医療など施設として効率性の上がない医療分野の収支を補うためのものについて、公的援助を検討する必要があると考えておりますが、経営者の責任に属する赤字を補てんするものであってはならないと考えております。

そして、来年度からの指定管理の問題でありますけれども、昨日4番議員さんにもお答えいたしましたように、現在策定中の津和野町病院等地域医療基本構想において、指定管理者制度については必要な検討を行い、必要な制度の見直しを行った上で、将来的に津和野町とともに地域医療に取り組み、かつ効率的な医療の提供を行うことを指定管理者に求めることとしております。

来年度以降につきましても、指定管理者制度を維持いたしますが、基本構想の理念を理解し、津和野町の地域医療に取り組む事業者を選定したいと考えております。この基本構想につきましては、昨日申しましたように、9月末には基本構想を策定したいというふうに考えているところであります。

以上。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 今の御答弁の中に、町民からの要望に

こたえるものの中の緊急及び僻地医療、予防医療など施設として効率性が上がらない医療についてでも、公的な援助を検討する必要があるというふうに述べられました。その中で検討の度合いというものがどの程度の、当然町としても湯水のようにお金があるわけじゃありませんから、どっかで線を引き、どっかで我慢をしていただかなければならない部分も発生すると思います。町としては公的援助をどの程度のような金額、金額、明確にとまでは言いませんけども、どの程度の気持ちで考えておられるのか。

なぜこういうことを言うかといいますと、現在、経営をしている厚生連というのがあるわけですね。その中の職員さんたちの動揺というのも、いろいろ伝わってまいります。当然各家を守っておられる方々でありますので、自分たちの生活基盤がどうなるかという不安が非常に高まっております。そして、職場においても何らかの安定した、そういった経営等が職員の中に伝わっていない。それがためにどうしてもモチベーションといいますか、勤労意欲等にも響いている可能性があります。

そういった段階で、今早くそういう方向性を厚生連とともにきちっとしたものを出し、職員のそういった不安を払拭するという意味から

も、計画等も踏まえた指定管理者のあり方というものを、きちっと話を詰めるべきだと思っておりますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 昨日も御答弁、4番議員さんの質問に御答弁申し上げましたけれども、こうした厚生連の運営をしてきた今日までの反省を踏まえて、厚生連みずからが病院をこのように改革して、立て直したいという抜本的な経営改革を示したものであります。

それによりますと収支も一応何とか赤字なしに単独で、単年度黒字では何とかやっていけるという経営改革を示されたわけなんで、それについて内部的にも実行してもらいたいということは、これはもう17年度での財政支援をする段階において、口を酸っぱくして、経営改革をしてくださいということで、注文つけてやってきたんですが、これがなかなか進まず、やっと昨年度、機構的には、昨日も言いましたように、機構的にはほぼ当初の計画どおりになりましたけれども、まだまだ内部的ないろいろな組織的なことが、まだ多くの課題を抱えております。

はっきり言いまして、給与体系、退職金規定、これらも含めた経営改革はどうなるかというのが一番問題だというふうに考えておりますの

で、私どもはあくまでも先ほど言いましたように、厚生連が経営するための赤字補てんについては、今後私たち町としては負担をする気はないということで、それはみずからやってもらいたいということでありますので、この3月31日から発生しますいろんな問題については、指定管理の中で、協定書の中、また仕様書の中で細かく定めて、それをチェックできるような体制で今やってるわけでして、これが全体の計画がどの程度進んでいるかということが、今4月段階は正式にもらってありますが、5月段階、6月段階出てきます。その中でどのようになっているか、また組合交渉はどの程度進んでいるのか、こうしたことを経営者の連絡会議を毎月定期を持っていますので、詰めておりますけれども、なかなか進んでいないというのが実態であります。

したがって、基本構想を考えて、基本構想どおりにやれるかどうか、このあたりが一つの判断する時期になるんじゃないかというふうに考えているところであります。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 今の御答弁では、厚生連が示した抜本的改革案をもとに、どういうふうに進められているかというものを見定めているということでありましたけれども、我々全協に対するアドバ

イザーの計画では、抜本的改革自体が余りにもずさん過ぎるというお答えでありました。

では、その抜本的な改革案をそのままのみにしてやっているのかというふうな疑問も起こってまいりますけども、それがそもそも違うんだという観点から、厚生連に向けて言わないと、本当の抜本的な改革にはならないと思っておりますが、その点について一つだけ御確認をしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 当然のこととございまして、厚生連が3月段階で正式に決めました抜本的経営改革については、既に破綻してまゐります。したがって、既に日原診療所等におきましても、本年度の経営の改善の計画を改めて作り直して、また提出しておりますので、コンサル等、私どもが委託してますコンサル等、また公認会計士等チェックをかけて、それを点検しているところであります。

津和野共存病院におきましても、スタッフの問題から100床全部が100%の稼働ということには現実的になっていませんので、その実態に合うことでやれば、どういうふうな形になってくるのかということもチェックをかけて今やってるところでありまして、確かに私が言

いました厚生連が当初示しました経営改革については、今進んでおりません。新たな経営計画というものをつくって、今それに取り組んでおられます。これについてはチェックをして今いくとこであります。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） しっかりとしたアドバイスをしながら、町民の安心を守っていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問であります。さきの定例会におきまして、私も子育て支援センターの移設に対する条例に賛成をいたしました立場上、これをほっておけませんので、随時直地の保育園に出向き、1週間に1度ぐらいはのぞきながら、どういう状況かということを見てまいりました。そして、昔あったコミュニティーセンターの中の利用等々も遠巻きながら見ておりましたけども、直地の児童館、保育園での活動に対しては、CATV等々でもいろいろ流されております。いろんな活動、保育時の講師を呼んでの、母親たちへいろんな周知徹底とか、いろんな講習会等を幅広くやっておられる現状を見て安心をいたしております。

そして、現状を見ますと、かなりな方々が少しずつではあるが、ふえてきているというのが現状であったと思っておりますが、直地児童館からの、当然これは条例の中にも日報及び、中での活動内容を報告する

というふうに出たてありますので、どのような活動報告がなされているのか。また、旧子育て支援センターに通所されていた方々の処遇をどのようにされたのかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） 4月から直地児童館へサポートセンターを移行したわけですが、移行に際しましていろいろ議員さん、御心配をおかけして申しわけなかったと思っております。

御質問につきましては、まずこれまで利用のお母さん方とのことでございますけども、旧津和野町におけるサポートセンターの状況でございますけども、これまでお母さん方といろいろ話し合いを行っております。町としての子育てサポートセンターは、当然ながら直地児童館のサポートセンターでありますので、先ほど活動の一端を議員さんが見ていただいておりますように、徐々にふえてきておりますけども、しかし、従来の町民センターを利用し、サークル活動として自主活動をしたいという強い要望もいただいておりますので、旧サポートセンターにおいては活動の内容を検討しながら、可能な範囲で支援を行っていきたいというふうに考えております。

現在施設、町民センターの管理上などの事務的な問題もありますの

で、双方で話し合いを行っているところでございますけども、あくまでもサークル活動として、前段で申し上げましたような、可能な範囲の中で支援をしていくという方向で、お母さん方と協議を行っているところでございます。

もう一点、現在の直地児童館のサポートセンターの内容でございますけども、サポートセンターでは来所者も増加をいたしまして、活動も御指摘のとおり、いろいろな遊ぼうの会でありますとか講演会等、一応年4回程度予定をしておりますけども、そういった活動も徐々に活発化いたしております、より多くの皆さんの御利用がいただけるよう、これからも御意見をお伺いしながら進めていきたいというふうに考えております。

直地児童館の報告等のことでございますけども、4月から開所したわけでございますけども、最初のころは実数の面でいけば若干少のうございましたけども、定期的に行事、あるいはテロップ放送、チラシ等の配布等によりまして、現在5月末になりますけども、実人数13人、延べでいきますと50数人の利用がなされているところでございます。

先ほど申し上げましたが、今後ともまだ始まったばかりでございます

すので、内容等まだ充実いたしていない場合もありますので、その辺の御意見を賜りながら、指導員とともに充実したものに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） サークル活動として自主活動を望む声があったので支援をするというふうなお答えでありましたけども、我々議員団約10数名が悲痛な叫びを聞いていただきたいということで、旧市民センターに出向いた経緯があります。その中において向こうへ行くのに行かれない、かわる乗り物がないんだという訴えもありました。私が、その訴えがあるにもかかわらず見ておりますと、コミセンの駐車スペースの半分を使いながら、ほとんどの方が車で来られてる。それが実態としてあるのに、なぜ直地に行かれないのかなという疑問が一つあります。

そして、サークル活動として認めたというならば、コミセンを利用する場合に、当然町民は利用料というものを払っております。それをこういう、この方たちだからお安くするんですよというものが発生すると、ほかの利用される方々は何なんだというふうな疑問も持たれると思います。正当の理由をきちっと示した上で、それを支援をしていかないと

大変なことになると思っております。それで認めていただける、町から補助金が出るとなれば、津和野町のあちこちでそういうサークルが発生した場合に、すべてに補助金を出さなければいけないということまで想定されてくると思います。支援体制と申しましたけども、どのような支援をお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） 御指摘のとおり、当初のお話し合いの中では、確かに若干5キロぐらい離れている場所でございますので、車を持ち合わせないお母さん方にとっては、非常に便が悪くなるというふうな御指摘等をお聞きしたところでございます。私どももその当時、車の利用ということを特別チェックしたわけではございませんので、中には車で来られてるお母さん方もおられるというふうなことを後ほど聞いたわけでございます。

直地の御指摘いただきましたサークル活動について、どのような支援をしていくかということでございますけども、まずは予算が非常にふんだんにあるわけではございませんので、流動的に使用できる範囲内の中で支援をしていくということは当然のことでございますけども、一つはお金の支援ということだけではなく、サークル活動として町民

センターの一部を使ってお母さん方、あるいは子供さん方の活動をなさる、当然活動の内容、日誌であるとか退所であるとか、入ってくる場合の時間の管理、かぎの管理、施設の使用の管理であるとかということは当然やっていただきますけども、使用等の部分も、そうしたことで若干細かく決めていかなければなりません。

それと、指導員が今、直地児童館のほうへおりますので、まだ回数であるとか、活動内容についてのきめ細かいことは決めておりませんが、サークル活動の中で週1回なり、そうした相談が必要ということになれば、直地の児童館のほうからサークルに向けて指導等、相談等に行く用意があるというふうな形でのお話し合いをしております。

それから、御指摘のとおり、いろんな箇所でサークル活動ができる、母子の活動については、できて結構なわけでございますし、そうした子育ての悩みとかについては、いろんな形で解消できるように、私どもも各地域での支援に当たってまいりたいと思います。具体的に今畑迫、あるいは旧日原地域で上がっているわけではございませんけども、今後そういう活動については、町全体のサークル活動等については支援をしていきたいというふうに考えております。

先ほども申し上げましたように、予算的に十分な措置がなされてい

るわけではございませんので、多くできればその分は分け合ってやっていくような形にはなるかと思えますけども、物心といいますか、財政的にも厳しいものですから、お金のほうについてはなかなかふんだんにはというわけにはいきませんが、指導者の状況等を見合わせて、そうした悩み等に解消ができる支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（後山 幸次君） 先ほど河田議員の発言の中で、足がないというような、適当でない発言がありましたんで、訂正をしておいていただきたいと思えます。河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 今の御答弁ですと、支援をしているというふうに聞いたわけですけども、例えば体育協会を例にとりますと、体育協会全体に対して約100万なら100万、そしてその協会の中でいろいろな話し合いをしながら分配をしているというのが現状であります。今のようなサークル活動が町内にどんどんできれば、そういうふうに全部そういう支援をしていかれるおつもりですか。それをまずお伺いしたいということと、私は冒頭にも申しましたように、今の直地の児童館は本当にいろんな活動を通して、どんどんやっておられます。それに向けて皆さんがいけば、そんなにあれではない。

ただ今のサークル活動というのは、子育て支援から離れた、そういつ

た仲よしグループといいますか、そういったグループ活動、それを阻害するつもりはありません。当然親しい者同士でいろいろな話し合いをすればいいわけですから、それをとめるという気持ちはさらさらありませんけども、町は説得をして、向こうのほうへぜひ行っていただきたいということを、飽きずに説得をするという姿勢が一番望ましいんじゃないかと思っております。支援の部分と子育ての支援センターの部分とは全然違う話でありまして、この子育て支援センターでの活動に対して協力的な支援をするというのが、本来の私は執行部としての支援体制だろうと考えておりますが、もう一度そのところを御答弁をお願いします。

○議長（後山 幸次君） 河田君、先ほどの私が言いました、訂正をしておいていただきたいと思います。足がないという発言がありましたので。

○議員（6番 河田 隆資君） 暫時休憩でいいですか。

○議長（後山 幸次君） 暫時休憩はできません。発言中でありますので。

○議員（6番 河田 隆資君） 私が新たな町になったときの一番最初の一般質問のときに、そういう言葉を使いました。そして、議会事務局

に対してクレームのはがきが来たのもわかっております。そして、そのとき非常に反省をしたわけですが、その晩に私はNHKのテレビを見たときに、NHKの中で使っておりました。ということは、これは認知をされた、言葉足らずであったのかはわかりませんが、足となるそういう、かわる乗り物がないというふうにつけ加えるべきであったかとは思っておりますが、そういった点については、私も認識をいたしておりませんが。

○議長（後山 幸次君） NHKのお話をされましたが、ここは私は津和野町議会の中で規律を守るために、そういった私としましては差別用語として私はとっておりますので、それで訂正をしておいていただきたいというふうに申し上げたわけであります。訂正されませんか。

○議員（6番 河田 隆資君） それでは、私ももう一度勉強をするという観点から、今回は訂正をいたしておきます。

○議長（後山 幸次君） 参事。

○参事（長嶺 常盤君） 支援の状況でございますけれども、現実に関心支援をしているということではないわけではありますけれども、将来的に自主的なサークル活動の中で、先ほど申しましたような母子にかかわる問題、悩み等があり、しかも直地児童館に非常に行きにくいというよ

うな状況から、サークル活動をされるという、これまでの状況等も勘案しまして、私どもとしては各地に点在する、点在でできるとは考えておりませんけども、あるいは畑迫保育園なり木部保育園なりの活動の一環の中で、まだ登園されてないお子さんとお母さんのそういった悩みの解消であるとか、そういうことに今後また皆さんの要望等をお伺いしながら、そういった解消に向けての指導をしていきたいということがございます。

それがたくさんできて、全部支援をしていくのかということになりますと、予算等も限りもございますので、あくまでもそうしたことについては全部が対応できるわけではございません。状況を見ながら進めていきたいということでございます。

それから、当然先ほど申し上げましたように、基本的なサポートセンターは直地児童館に設置したわけでございますので、当然皆さんに理解を求めながら利用していただくというPRも、当然ながらいたしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（後山 幸次君） 河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） サポートセンターのほうの直地児童館のほうがますます栄えて、本来はサポートセンターというのがないの

が一番理想的ではありますが、悩める方々の受け皿となりますように
支援を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で6番、河田隆資君の質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

それでは、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開い
たします。

_____ . _____ . _____

日程第3．議案第83号

○議長（後山 幸次君） 日程第3、議案第83号津和野町国民健康保
険税条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 3 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 8 3 号津和野町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 4 . 議案第 8 4 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 4、議案第 8 4 号津和野町病院等事業の設置及び管理に関する条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第84号津和野町病院等事業の設置及び管理に関する条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第85号

○議長（後山 幸次君） 日程第5、議案第85号津和野町病院等事業利用料及び手数料条例の廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 5 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 8 5 号津和野町病院等事業利用料及び手数料条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 6 . 議案第 8 6 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 6、議案第 8 6 号津和野町病院事業の

設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ
りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 6 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決
することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 8 6 号
津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の制定については、原
案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 7. 議案第 87 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 7、議案第 87 号津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 87 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 87 号津和野町診療所の設置及び管理に関する条例の制定については、原案

のとおり可決されました。

日程第 8 . 議案第 8 8 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 8、議案第 8 8 号津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。3 番、沖田守君。

○議員（3 番 沖田 守君） 1 点ほどお尋ねいたします。

名称及び位置、第 2 条のところではありますが、要するに介護老人保健施設せせらぎというのは、従来からあったせせらぎであり、そして今回というか、前回取得をしたときに日原診療所の要するに 2 階、3 階部分を老健施設にいたしました。ここも含めてということで解釈をいたすわけでありますか、そうではないのですか。もし従来のせせらぎプラス 2 階、3 階はせせらぎだという表現だということになれば、番地はこれで正しいのかどうかと、このことについてお伺いをいたします。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） お答えをいたします。

従来の老健施設ということだけでございます。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） この介護老人保健施設につきましては、旧日原共存病院の２階、３階を含めて１１９床ということで、既存の老健施設のせせらぎを含めて１１９床ということでやっておりますが、代表地番ということでせせらぎを入れさせてもらっております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第８８号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第８８号

津和野町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第 9 . 議案第 8 9 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 9、議案第 8 9 号津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 9 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第89号津和野町訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第90号

○議長（後山 幸次君） 日程第10、議案第90号津和野町病院事業利用料及び手数料条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 9 0 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 9 0 号津和野町病院事業利用料及び手数料条例の制定については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 1. 議案第 9 1 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 1、議案第 9 1 号津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 9 1 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 9 1 号津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2. 議案第 9 2 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 2、議案第 9 2 号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第92号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第13. 議案第95号

○議長（後山 幸次君） 日程第13、議案第95号平成20年度津和野町一般会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。

11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。3点ほど質問をさせていただきます。

まず、15ページでございますが、15ページ、医療対策費の委託料

でございますが147万円、地域医療コンサルティング委託料ということで補正がなされておりますが、コンサル関係の委託料というのは、たしか私の記憶ですと、当初に当初予算で600万だとか800万だとか、計上されてあったというふうに思うんですが、今回、新たに147万円の追加補正がされるということについては、当初の予算では不足をするから、されるのかどうか。どういう理由で不足をするのか、その点についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

同じページで、同じ目でございますが、説明によりますと、過疎債を起債をして、せせらぎの空調の整備であるとか、あるいは医療機器を購入をするという御説明でございました。

で、私どもが特別委員会で当初予算の審査の中でいただいた資料の中に、病院の機器購入等の今後の予定ということで資料をいただいておりますが、この中に、空調システム、20年度に過疎債、病院債を利用して6,800万ばかり、それぞれそういう起債を利用して、空調システムの改修を行うというふうな予定であるという資料をいただいておりますが、今回の補正が、それにしては金額が、えらい違うわけでございますが、この予定しておった空調システムの改修がなくなかって、せせらぎの空調の整備、整備って言われましたが、整備程度で済

むのか、そういうことになったのか、あるいは、その6,800万幾らの空調システムの改修とは別の工事なのか、そこら辺、どういうことになっておるのかちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

別にまた、新たに一度になったのか、まあ、次から次へと、えらいお金がかかるもんだなという感覚がしておりますんで、そこら辺の説明をひとついただきたいというふうに思っております。

それから、もう一点でございますが、21ページの教育費の中の郷土館費、あるいは民族資料館費、賃金から委託料という形で予算の組み替えがされております。で、多分、直営から委託になったということなんでしょうけども、できれば、どういう目的で委託にされたのか、あるいは委託先はどこなのか。

こうしても、ただ、金額が同じで、そのまんまになっとなるだけのようでございますが、どのような目的なり意図があったのか、その点についてもお聞かせをいただけたらと思います。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 委託料の件ですが、これについては、冒頭、ちょっと謝罪をせんにやいけないことになっておりまして、平成

19年度で実は地域医療コンサルティングの委託料というのを8月の1日から3月31日まで、医療コンサルを入れたわけですが、最終的にちょっと確認をしなかったために、3月30——5月の末をもって払うことができなかったと。

それで、向こうの会社の方からも請求も来なかったということで、大変申しわけなかったんですが、それで、年度当初にどうしてもこれを払わなくちゃならないってことで、これを上げさせていただきました。

そして、工事請負費のことですけれども、議員さんがおっしゃったような5,000万とか、そういう大きなものではございませんが、これにつきましては、老健せせらぎのところの空調設備が、今の診療所の方から持ってきておるところが、どうしても不具合が起きて、今回、変えなくちゃならないということで、ほんの一部ということになるかと思いますが、ここを改修させていただきたいと、こういうことでございます。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） ページ21ページの郷土館費、民族資料館費の賃金を委託料への組み替えでございますが、これは窓口業務でお願いしておる方の賃金をシルバー人材センターの方をお願いすると

いうことで組み替えるものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかに。（「ちょっと待って、答弁漏れ」と呼ぶ者あり）松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 済みません。先ほどの医療対策費の問題で答弁をもう少し補足させていただきますが、この147万7,000円につきましては、大変申しわけなく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

で、工事請負の553万5,000円でございますが、これは確かに、当初段階では、日原共存病院せせらぎの空調施設について全面的にやりかえればということで、若干、計画をしていたんですけれども、これにつきまして、再度、業者に精査をしていただきました。

で、そうしますと、何とかオーバーホールをすることにおいて、一時はこれを延ばされるということがございますので、いずれは、今の状態で全体の冷暖房をやるというのは非常に不効率ということもございまして、将来的にあそこを使うときには、パッケージ式といいますか、個別対応にできるようなシステムに変えた方が、これからは能率も上がるということなん、ございますので、そのあたりの結論は、まだちょっと出しておりませんので、今回につきましてはオーバーホールで対

応させて、それで用がなされるという判断をしましたので、今回、55万5,000円ということでございます。

○議長（後山 幸次君） 11番。まだ答弁があるか。

○議員（11番 滝元 三郎君） 答弁漏れ、ちょっと答弁漏れ。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 先ほど申しました郷土館費、民族資料館につきましては、3人でローテーションを組んでおるわけですが、そのうちの1人の方をシルバー人材センターの方をお願いしたということであります。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 大体納得をいたしました。が、まず、コンサルティングの委託料の件ですがね、19年度分の計上ということでございますが、きのう、どなたかおっしゃっていましたが、非常に失礼であります。が、緩んどるといいますか、何ちゅうことかいなというふうな気がしております。

まあ、予算計上してある以上は、やっぱりチェックをして、ちゃんと抜かりがないか、ちゃんと予算どおりの執行がされておるかどうか、そこら辺の再発防止策について、こういうことちゅうのは、今回だけじゃな

いと思うんですよ。請求書が何か来とったけど、どっかいつとったとか、そう何回か聞くわけですね。

いい加減に、絶対におこらないようなシステムといいますか、再発防止策というのやはり考えていかにやいけない、していただかなくちゃいけないというふうに思っておりますが、その点について、何らか、何か考えておられるか。

それから、あと今の空調システムの問題ですが、先ほどの説明で大体わかったんですが、よう確認をさせていただきますと、この資料で、とりあえずオーバーホールをすれば、20年度過疎債で6,800万、病院債で6,800万の一応、予定をしておった工事が、まだ結論が出ていないにしても、しばらく先に延ばされる、この工事によってで、という意味ですか。そのように解釈をして、とりあえず、この1億3,000万幾らは先延ばしにできるということなんですかね、その辺、ちょっと確認をさせてください。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 過年度分というようなことで、大変本当申しわけなく思っていますが、十分これについては指導をしてまいりたいと思いますし、チェック体制を確立させていただきたいというふ

うに思います。

それから、空調施設 1 億 3,000 万すべてが 553 万 5,000 円で終わるというんでなしに、それは多分、病院基金も入っていると思いますが、空調施設については、この 553 万 5,000 円の今回お願いしている工事請負費で対応できるというものでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。2 番、下森博之君。

○議員（2 番 下森 博之君） 2 点ほどお伺いをさせていただきます。

まず、9 ページでござまして歳入の方、学校支援地域本部事業委託金、出ておりまして、国から委託金としていただくというものでございます。これは主にどうしたものを対象にいただくお金なのかということ。

あわせて、これに見合う項目が、ちょっと私が見る限りは、歳出の方に見当たらないわけでございますが、あわせて、この辺の御説明もいただければというふうに思っております。

それと、もう一点でございますが、先ほども出ました 15 ページで、今度、医療機器の購入ということで 167 万 7,000 円が出されております。で、医療機器等については、今回、初めての購入ということになるかと思ひますし、と、どういうものなのか具体的にはわかりませんが、この医療業界の取引慣習ですか、私なんか見ておりますと、非常に

特殊な何か状況があるようなことを感じまして、例えばの話ですが、何かの機械を見積もりを業者さんに出すと、見積書には定価1,000万、値引き500万、で、見積もり価格500万、そういう、まあすべてがそうだとは言いませんけども、非常に私なんか見て、じゃあ何が定価で、何が実施価格なのかっていうのが、非常にあいまいな分野でもあるんじゃないかなと思っておりまして、実際、今後も、こういう医療機器の購入というのは出てくるんじゃないかと思いますが、きっちりと、実勢の本当に適正な価格というものをやはり見抜いていく目ですとか、そういう体制みたいなものをとっていく必要があるんじゃないかと思っておりまして、今回、どういう、そういう過程をとられて、これが本当に可能、妥当な価格なんだというところの説明もいただければというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） ただいまのお尋ねは、学校支援地域本部事業とはどういうものかということであります。これにつきましては、津和野町では、平成17年からふるさと教育推進事業を行ってまいりました。で、このたびから、20年度から、そのふるさと教育推進事業をさらに、まあ、それも含めてであります。さらに充実した形で地域

本部事業を行うということで、今まで、学校・家庭・地域で行ってまいりました連携体制を一層深めて、それを学校の教育力の向上と学校教育の充実を目指すということで、例えば、地域でいろいろな交付税等ゆか、学習パートナーになっていただけるようなボランティアの方を学校の要請に基づきまして、専任のコーディネーターがそれをお世話をすることでありまして、そのことによりまして教育活動の充実ということと、もう一つは、教職員の負担の軽減が図られて、子供たちと先生が向き合う時間がふやされるというようなことがねらいで行われる事業であります。

それで、その歳入に見合う歳出はどこにあるかという御質問であります。これは社会教育総務費の中で報償費でありますとか、需用費、役務費などにそういう予算が今回、組まれておりまして、従来のふるさと教育の組み替えもあわせてありますので、わかりづらいかとは思いますが、一応、社会教育総務費の中に、今回のそのことの補正をお願いしております。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 失礼しました。

議員さんがおっしゃる医療機器の購入の件でございますが、これに

つきましては、生化学分析装置ということで、血液検査をする機械が103万5,000円ぐらいが1つありまして、もう一つ、ハンディー型の血液分析器ということで64万、合わせまして167万7,000円ということでございます。

この選定につきましては、工事請負のところでも、せせらぎの空調関係もございましたが、まあ、それぞれ厚生連の方から出ましたが、医療コンサルの方の子会社に確認をしまして、もう一度、そういうのが的確かどうかということで、もう大分ちょっと下がったところで、このように提案をさせていただきました。

○議長（後山 幸次君） 2番、下森博之君。

○議員（2番 下森 博之君） さきに後段の方の医療機器の方でございますが、やはりこういう厳しい財政状況ですから、少しでも、今後もやはり安く買っていくという、そういうことを進めていかなければならないと思っておりますので、その辺のことをしっかり進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、学校地域支援本部事業の方でございますが、もう少しだけ詳しく聞かせていただきたいわけですが、私は、何となく今回、公民館の職員さんをふるさと教育のコーディネーターにするという方向性も

出ておりますので、実際、今、旧日原地域には職員さんがおりませんけれども、旧津和野の方にはおられるわけですから、そこに、もう早速、コーディネーター役というのを任せて、それに人件費を充てるお金なのかなというのも想像しておったわけでございますが、そうではなくって、新しくそういう地域から、そういうコーディネーター役を今後選んでいくためのそのためのお金だということで理解をしとっていいかどうか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 今のところ考えでは、学校と家庭・地域を結びつける専任のコーディネーターは、それぞれ地域の方をお願いしたいと考えておりますが、今後、公民館の体制整備の中では、それを公民館の方をお願いするという方向も考えられると思いますので、その状況を見ながら、また検討してまいりたいと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 15ページ、少し理解しがたいからお尋ねするんですが、まあ、工事請負費であろうと、医療機器購入であろうと、その下の負担金補助金等で税相当額助成金というふうな歳出が補正をされておりますが、要は、病院事業特別会計という会計を片方で

は、津和野病院の場合は持つと、こういうことになっておりますが、すなわち、それぞれについては町の施設でありますから、この一般会計の中で歳出をする。

ところが、この表現を見ると、例えば税相当額助成金と、こういう形で表現されますと、相手方があるというふうに受けとめざるを得ない。その相手方というのは、これは病院特別会計というものを指しておるのか。

しかし、病院特別会計というのは、こういうことまでを歳入歳出の中で経理をしておるとは私は思いませんが、表現に間違いがあるのか、あるいは、そうじゃありませんよと、特会にも影響してまいりますんですよというようなことなのか、そこら辺を説明をいただきたい。

上の工事請負費や医療機器購入等については、これは当然、一般会計で歳出をしていくべきもんだと、こういうふうに思いますから、説明要らんと思いますがね、税相当額助成金というのは、今、申し上げたようなことで説明いただけますか。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） この税相当額につきましては、特別会計に該当するというものではございません。

内容につきましては、固定資産税が1月1日にかかるわけでございます。そして、その固定資産税ということになれば、厚生連が1月1日では保有しておったわけですから、厚生連にその固定資産税はかかってくる。

もう、いろいろとコンサルなり、今の公認会計士さんにお聞きしますと、普通は売買をするときに、この税金についても、本来は、そこを乗せて解決をしとかなきゃいけないんじゃないかということが指摘もございました。

まあ、それだから、既にもう済んでしまって、そうすると、厚生連は3カ月間ほど保有をしているというようなことで12分の3、そして、12分の9を町が、一応は厚生連が全部お支払いをしてもらわんにゃいけんということになりますので、1月1日になっておりますから、まあ個人の方が、もしも1月1日に持っとして10月に売買されても、そのときに、そのような話をした場合には、そのようなことになるということで、12分の3と12分の9に分けて、12分の9分を一般会計の方から補助として出したいと、こういうことでございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 3番。ということは、この相手先は厚

生連ということで理解してよろしいわけですね。はい、わかりました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 歳入では教育委託金になっていますが、歳出で教育振興費って、19ページですけども教育振興費、説明では、豊かな体験活動推進事業委託金が、ここに教育振興費に使われているという説明でしたが、具体的にどのような活動に使われているのか御説明ください。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 豊かな体験活動についてのお尋ねですが、これは昨年もあったわけですが、山村の学校が海の生活ちゅか、漁村の生活を体験するという具体的にはそういう内容でありまして、該当校は、木部の小学校が、隠岐の島に行って漁村のそういう生活を体験したり勉強したりするという内容であります。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

○議員（14番 竹内志津子君） 関連して今のです。14番。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） この今年度のこの豊かな活動支援というのが、今年度は木部の小学校に予定しているということなんです

ね。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） この事業は、全国で6校ということで、今回、たまたま木部の小学校が該当になったということでありまして、来年以降は必ずしもあるとは限りません。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。4番、青木克弥君。

○議員（4番 青木 克弥君） 16ページ、農業振興費の貸付金でございますが、もうちょっと説明していただきたいと思いますが、津和野町農業担い手育成総合支援協議会へ貸付金というぐあいになっておりますが、その内容について御説明願います。

○議長（後山 幸次君） 農林課長。

○農林課長（大庭 郁夫君） これにつきましては、今、担い手支援センターの母体となる協議会でございますけれども、この事業を行うに当たりまして、ほとんどがこの国の担い手アクションサポート事業というのを持ってくるわけでございますけれども、この事業をやるに当たりまして、まあ、いろんな項目を行うわけでございますけれども、いろんな研修に当たっては、講師の謝金等とか研修費等にかかるものが主でございますけれども、そういった事前に払わなければならないということ

で、運営的な資金が、この協議会そのものにはございませんので、国から直に入る補助金でございますもんで、その運転資金ということで、一時借りをするものでございます。

なかなか、去年はたまたま国の大きな地図情報システム等もございまして、何とか、その分のでき方によって国に請求した関係で、何とか工面ができたわけでございますけども、ことしは、なかなかそういった工面ができない関係で、国に請求できるのは四半期ごととなっておりますので、そういった経費が、運転資金が必要だということで、今回、こういった手段をとったところでございます。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 16ページ、商工費の中の萩・津和野イメージアップ事業負担金、これは、このたび起こそうとしている事業の負担金だろうと思いますが、その内容を少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山岡 浩二君） これは、当初予算には計上しておりませんでしたが、萩市と共同で補助金を実は申請をしております、その補助金が採択になりましたことから、その分につきまして上乗せと

いいですか、事業を膨らます形で補正をお願いしたものであります。

その補助金の歳入部分につきましては、10ページ、歳入の形として雑入になっておりますが、商工観光課72万の中に入っております、これ、雑入に入っているといいますのは、自治体への直接の補助金ではなくて、萩市と津和野町で共同で協議会をつくっていて、そこで補助金の申請を国にしております、そこで通りましたもので、そこで協議会で別会計を持っておりまして、そこに萩・津和野が共同でお金を出し合って事業を展開することにしております。そこに補助金がつきましたので、それを萩と津和野で、事業量に基づきまして案分をしたものであります。

今回の補助金総額は、採択いただけましたのが110万円でありまして、そのうちの萩分が42万5,000円、津和野分が67万5,000円であります。72万のうちの67万5,000円が補助金に当たります。それ以外は、別の機器が壊れた保険金でありますので、これは関係ありません。その67万5,000円につきまして、先ほど御指摘がありました16ページの萩・津和野イメージアップ事業負担金として50万と、その上の普通旅費7万2,000円、さらにその上の10万3,000円、これを加えまして67万5,000円になりますが、従来、

もともこの補助金がつかなくても、やろうとしておりましたことを
上乗せをしたということになります。

その内容ですが、済みません、言おうとしましたが、その補助金の名
前は、活力ある地域づくり支援事業助成事業というそういう補助をい
ただいております。補助先は、財団法人地域活性化センター、全国組織
ですが、そこの補助金になります。

内容につきましては、萩と津和野で共同で行います、これ、補助申請
時と今、名前だけ変えております。内容は変えておりませんが、申請時
には、着物ウィークイン萩・津和野という事業に主に使うことにしてお
りまして、萩は3年目ですが、津和野は、一緒になってことし初めて取
り扱うというもので、着物を着て歩いていただいた観光客の皆様に、い
ろんな特典を与えたり、楽しみをしていただくというような事業であ
りまして、萩と津和野で共同で行いまして、使途は主にパスポートの作
成とか、ノベルティーの作成、それから宣伝費等々に充てることにして
おります。

それと、それだけでは、ほかには事業もいろいろあるんですが、主に、
その事業でありまして、そのほかといいますのは、コナンミステリーツ
アーなんかの一部も、これに充てることにしております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 19ページの教育振興費の豊かな体験事業ということに関して、ちょっと細かいことを聞くようですが、お聞きしたいと思います。

木部小学校の方が隠岐の島へ、漁村の体験で実習するということで、最初の説明では、101万2,000円がその体験事業にというように説明をされたような受けております。

そうしますと、ここの中に載っている費用が、全部そこに充てられる事業なのか、101万ちょうど2,000円が。そうすると、体験に来るに、消耗品が18万要るちゅうは何なのかというような疑問も感じるわけでございます。

また、借り上げ料にいたしましては、もちろん、車のレンタカーとか、そこらのを借りるけ、要るだろうと思うんですけども、使用料というと30万ということになる。漁村に民家の家に体験するから、その民家の使用に借り上げ料を払うものが、各施設を使う、その施設の使用料の借り上げ料なのか。

また、費用弁償にしても6万というのは、保護者の方の負担なのか、担当者が行くというと、それはまた旅費・交通費に反映するのがわかる

んですけども、ちょっとその、もし101万2,000円が、そのまんまこの事業に当たられるんでしたら、ちょっとこの細かい内容、教えてください。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） この事業の中身ですが、目的、中身は先ほど申したとおりで、基本的には、4泊5日の行程で行くことになっております。で、そのうち1泊以上は民泊を前提とするということであります。で、この経費は、食費を除くすべての経費が該当するということになっております。

それで、この中で報償費はどういうものかという、これは謝礼ですね、謝礼を予定しております。それから旅費につきましては、事前調査の旅費が4万7,000円とか、フェリー代22名分で2,800円で6万1,000円というようなこと。それから、消耗品としては、図書、この事業の関係の図書の購入費とか、もろもろの消耗品。それから、あと印刷費、それから会議費等であります。需用費につきましてはそういうものであります。

それから、役務費につきましては通信費であります。それから、使用料につきましては、施設の利用料ということで3,800円の22人の

2泊分ということ。それから、民泊での使用料が6,000円の22人分ということであります。

それから、借り上げ料につきましては、本部から市中までのバスの借り上げが16万8,000円。それから、隠岐でのバスの借り上げ、それから漁船の借り上げというような中身になっております。

○議長（後山 幸次君） 13番、斎藤和巳君。

○議員（13番 斎藤 和巳君） 図書の18万っちゃ、そんな高い印刷物があるんですか、この3泊4日の旅行するのに。ちょっとその点が非常にわからないんですけども、使用料と書いてあるけ、私もわからなかったんですけども、宿泊代ちゅて、初めからそのように書いてもらうとれば、何人分ちゅすぐわかるんですけども、使用料と宿泊代ちゅことは、私に最初、全然感覚的に違うんですいね、もう。そういうように、最初っからわかりやすいような備考欄があるんだから、ちょっと書いとかなないと、その中で、もし、こういう書くんなら、そのときにちゃんと説明してもらわないと、また、こういうばかなことを言うちゅことになってくるわけですので、そうして、18万1,000円の図書印刷費に関しまして、消耗品、もうちょっと詳しく言うてください。

○議長（後山 幸次君） 水津教育次長。

○教育次長（水津 良則君） 説明の今の使用料の欄につきまして、ちょっと今後はできるだけわかりやすく説明の方、したいと思いますので。

それで、今の消耗品 11万7,000円、それから図書購入費の6万3,000円、それから印刷費の印刷製本費2万5,000円がありますが、これは、具体的に今、手元にそれが、もっとさらに詳しくちゅうていうのが、ちょっと手元に資料がないんですが、一応、担当の方と学校の方とで協議してまいっておりますので、詳細は積み上げておるんですが、今、ちょっと手元にその資料を持ち合わせておりませんのであれですが、もし、あれでしたら調べます。

○議員（13番 斎藤 和巳君） いいです。わかりました。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 9 5 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 9 5 号平成 2 0 年度津和野町一般会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 1 4 . 議案第 9 6 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 4、議案第 9 6 号平成 2 0 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。1 1 番、滝元三郎君。

○議員（1 1 番 滝元 三郎君） 1 1 番。1 点ほどお聞かせをいただきたいと思いますが、繰越金が歳入の方で 5,6 0 0 万という非常に多額の 1 9 年度の繰越金という形で計上されております。

要するに、何でこんなに繰り越しがあったのか、1 9 年度に多分、基

金の繰り入れというのがあったと思うんですが、これほどの繰り越しが出るのなら、その基金の繰入というのを必要なかったんじゃないかとさえ思われるんですよね。

まあ、国保の会計、非常に見通しが難しい、何が起きるかわからんちゅう状態で、そういう見通しというのは非常に困難であるというのはよく理解をしておると思いますが、それでもなおかつ、5,600万も繰越金が出るというのは、ちょっといかなものかなというふうな気がするんですが、どのような見通しのもとに、その基金の繰り入れをして予算編成をして、その結果、この多額の繰越金が出たのか、何か特別な事情でもあったんだろうというふうに思うんですが、その辺の説明をしてください。

○議長（後山 幸次君） 健康保険課長。

○健康保険課長（安見 隆義君） 国保会計につきましては、いろいろと議員さんがおっしゃるように、この多く繰り越しが出たということですが、どうしても、医療費の見込みとかそういうのがございまして、そういう中で、基金の取り崩しもいたしましたが、最終的に医療費が伸びなかったと、こういうふうに思っております。

そのよいよ詳しいというところは、ちょっと、何がどういうふうにな

つとるかということになれば、もうちょっと資料を持ってきます。きょう、持ってきておりませんので御説明ができませんが、それ以外にはちょっと考えないというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 後期高齢者医療制度についていろいろ問題点も、これまでも一般質問等を出してきておりますけども、この後期高齢者医療制度ができたばかりに、わざわざ国保の方から、後期高齢者支援金というようなものを出さなければならないというようなことは、やっぱり不合理だなと思います。

後期高齢者の医療制度は要らなくて、国保一本でやるべきだと思いますので、こういう支援金を出さなければならない、こういう会計には賛成することができません。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 9 6 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 9 6 号平成 2 0 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 1 5．議案第 9 7 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 1 5、議案第 9 7 号平成 2 0 年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 97 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 97 号平成 20 年度津和野町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第 16. 議案第 98 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 16、議案第 98 号平成 20 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。あ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 98 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 98 号平成 20 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 99 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 17、議案第 99 号平成 20 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 99 号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 99 号平成 20 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

日程第 18．議案第 100 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 18、議案第 100 号平成 20 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、これよ

り質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第１００号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第１００号平成２０年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

○議長（後山 幸次君） 日程第１９、議案第１０１号平成２０年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第１号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第１０１号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第１０１号平成２０年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 102 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 20、議案第 102 号平成 20 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 1 号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第 102 号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第 102

号平成20年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第21. 議案第103号

○議長(後山 幸次君) 日程第21、議案第103号平成20年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)について、これより質疑に入ります。3番、沖田守君。

○議員(3番 沖田 守君) この特別会計の補正で、我々が当初、病院特別会計の説明を受けたときに、要するに、今回、厚生連負担金の505万9,000円というものが補正をされておりますが、企業債の償還については、行政当局、町が2分の1、指定管理者として受ける厚生連が2分の1、それぞれ負担をするんだと、こういう説明を受けたわけであります。上、今回、補正になった、この説明を願いたい、このように思います。

○議長(後山 幸次君) 健康保険課長。

○健康保険課長(安見 隆義君) 505万9,000円が2分の1、町、厚生連が2分の1と、こういうふうに当初での説明ではそうだったということで、今回、減額の500万9,000円としたところは、利用

料を徴収をこちらの方で入ってくるということで、そのことについては、505万9,000円を厚生連の側の方を減額したということでございます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 利用料は年間1,890万、これは当初からそのような説明を受けております。私がいつかも申し上げた、これは全協のときに申し上げたんですが、副町長さん、最初からそんな利用料を取ったんでは、厚生連は、それでなくてもなかなか経営が大変なんだから、2年、3年、あるいは5年、免除してやったらどうかというまで私は申し上げたつもりであります。厚生連側が、いやいや、町側が思ったより安く利用料を設定いただいてまことにありがたいと、こういうお話でございましたから、私は、あいた口がふさがらなかったわけでありまして、まあ、それは余談として、町も半分持ちますよ、厚生連も半分持ちますよ、これは企業債の利子負担というのは、そういうふうなものでございますよという説明でありました。

で、1,890万というのは、先ほど申し上げたようなことで、利用料でちょうだいをするんだと。なおかつ厚生連で運営経営をして、利益が出たら利益に応分の負担をかけるんだと、こういう説明でござい

したが、今の担当課長の御説明では納得はまいりません。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 当初予算では、確かに今回、その厚生連から負担金という形で、505万9,000円という形で予算を計上させていただきました。

で、最終的には、1カ月が150万円という使用料というのが最終的に決まりましたので、それは当初の3月議会には、提案するのに間に合わないときに決まりましたので、これを6月、今回、補正をさせてもらって、厚生連からの利用、使用料、そういうものが、これから企業償還金に当たる、最高では5,400万円という上限、1,800万円を1カ月150万円は、これは利益が出れば、利益の2分の1をどんどん加算していきますよと。そういうことで、最高は年間5,000数百万円になる計算になるんです。

そうすると、初めに申しましたような、企業債の償還部分に該当してくるということで、今回、この科目を節を改めさせてもらいまして、厚生連から負担金という形というよりかは、利用料という中で、当初に思いを思っていた厚生連が負担すべき償還金を利用料という形で取りかえるということで、かえさせてもらっていますので、あくまでも、厚生

連からは最高5,000何百万取るということは間違いございませんから、ただ、基本的には、確かに厚生連から2分の1ということでありま
すけれども、当初のときの話し合いの中で、私どもも、当初からもっと
という気持ちもありましたけれども、いろいろ厚生連との交渉の中、抜
本的な経営改革を見ながら、月150万、年間1,800万ということ
を決めましたので、そこからスタートをしているという状況でござい
ます。

○議長（後山 幸次君） 3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 説明はよくわかりました。

したがって、要するに、我々が当初、説明を受けたことと、いささか、
まあ、こういう形で補正がかけられたこと自体にちょっと理解に苦し
んだと、こういうことであります。

まあ、そういう配慮をされて、要するに利用料の中で企業債の償還部
分も見させるんだという、こういうことでありますから、それで結構と
思います。5,000数百万もいただけるような夢のようなことはお
考えにならない方がいい、これだけは申し上げておきます。（「何番かね
言うて」と呼ぶ者あり）

○議長（後山 幸次君） 答弁はいいですか。（「11番」と呼ぶ者あり）

いやいや、今、答弁ええのか。ええですか。

11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） 11番。1点ほど、資本的支出のところで、企業債の償還金が元金として328万6,000円というふうな補正がされておりますが、これも、特別委員会の審査の時点でいただいた資料、償還額という資料をいただいておりますが、この資料によりますと、19年度の病院債の施設と施設備品、施設の関係が償還額が491万5,000円、施設備品の関係が44万円と、合わせた、合計すると535万5,000円になるかなというふうに思うんですが、こういう説明を受けておるんですよね。

で、しかるに、今回の補正を見ますと、328万6,000円の償還元金であるという、これは、これ、この後、しかもこれは、利息はないというふうに書いてあるけど、これ、利息込みのことなんですかね、それとも償還額が計算が変わってきたのか、あるいは今後、補正で償還の元金が、まださらに追加補正をされるのか、そこら辺、利息部分は、利息部分というのは、収益的支出の方で上がってくると思うんで、利息は入ってないだろうと思うんですが、そこら辺の数字の変わった理由というのは、何か理由があるんでございましょうか。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） この資本的収支の方で出ます企業債償還元金の方です。で、収益的収支の方で利息については支払いますので、2段構えというような形になっておりますので、ちょっと当初、予算書を持ってきておりませんが、当初で、その利息部分のお支払いは、収益的収支の方で上がっているのではないかというふうに思っております。収益的収支の方で利息を払って、資本的収支の方で元金を払います。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） それにしても、ちょっとこっちがあれなんですけど、当初のときの説明は、病院債の利息部分が病院債の利息分、570——これは利息じゃない、トータル。ほじゃ、535万と今回の補正の差額部分が利息部分ちゅうことですか。それ、要はわかりやいいんですよ。そういうふうに確認できればええんですが、要するに、この予定表でもらった数字と、今回の補正額の差額が利息分ということですか、そのようであれば理解ができるんです。それとも数字が変わったことはないのか、その辺について御説明をいただければ結構です。

○議長（後山 幸次君） 松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 平成20年度の津和野町病院事業会計の予

算で、当初予算で収益的収入・支出の方で、支払い利息で1,011万8,000円上げております。で、今回の分は、元金部分のみが328万6,000円を計上させてもらったということであります。

○議長（後山 幸次君） 11番、滝元三郎君。

○議員（11番 滝元 三郎君） もう1回、済みません、確認させてください。

こういう資料をいただきました、特別委員会で、20年の償還額、21年の償還額、過疎債、あるいは病院債、ずっと年度ごとの償還額、書いてあります。これは、要するに、利息も含めた額でちゅうことですね、これは。

で、今回の補正額に、これの差額が要するに利息分ということなんです。こういう資料をいただいとるんですね、特別委員会のときに。その点が確認できれば、ちょっと200万ぐらい違うもんですからね、ちょっとその点の確認だけさせていただければよろしい。

○議長（後山 幸次君） わかるか。松浦副町長。

○副町長（松浦 秀信君） 平成20年度の当初予算時の資料と、実際に借入れをしました利息、そこのあたりが、当初計画で思っていた利息より変動しているというふうに思いますので、そこのあたりが、11

番議員さんの持つてある資料と、今回、補正をさせていただいて提案させてもらっている資料の若干の食い違いが出ておるんじゃないかというふうに思いますが、詳細につきましては、後日、報告をさせていただきますと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立全員であります。よって、議案第103

号平成20年度津和野町病院事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

それでは、後ろの時計で2時30分まで休憩といたします。

午後2時18分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長(後山 幸次君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

_____ . _____ . _____

日程第22. 請願第2号

○議長(後山 幸次君) 日程第22、請願第2号小規模校入学特別認可制度の導入に関する請願について議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。この請願は会議規則第39条の規定により文教民生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後山 幸次君) 異議なしと認めます。したがって、請願第2

号は文教民生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 2 3. 請願第 3 号

○議長（後山 幸次君） 日程第 2 3、請願第 3 号後期高齢者医療制度「中止・撤回」の意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りいたします。本請願につきましては、会議規則第 9 2 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決定しました。

これより本請願について会議規則第 9 3 条の規定により、紹介議員による説明の必要があれば、これを許可します。1 4 番、竹内志津子君。

○議員（1 4 番 竹内志津子君） 紹介議員になっておりますので、1 4 番、竹内志津子が。請願の趣旨については文書表に書いてありますの

で、あらまし説明をさせていただきます。

後期高齢者医療制度の「中止・撤回」の意見書採択を求める請願についてですけれども、この制度は、国の医療を削減することを目的として、75歳以上の高齢者医療費を引き下げるというものです。

その差別的な内容に、高齢者を初め、国民の大きな怒りを買っています。保険料はすべての高齢者から取り立てる、受ける医療は制限するというものです。高齢者にとって、思いやりのある医療制度にすべきなのに、全く逆のやり方で、到底、認めることはできません。全国6割を超える医師会が、この制度に反対の意思を示しているのも、患者を見る立場から、医師の良心として高齢者医療を制限することはできない。命ある限り、できるだけ医療を尽くしたいというのが医師の立場だと思っています。国民全体が国保、健保、共済組合などの保険に入り、互いの助け合いで、弱い立場の人には、それなりの手を尽くすというのが、国民皆保険の精神だと思っています。

これまで長年、国や地域のために働いてこられた高齢者に、安心して医療を受けていただき、健やかな老後を過ごすことができるように、2つの事項を請願されているものです。

その一つは、後期高齢者医療制度の「中止・撤回」を求める意見書を

採択してください。あと一つは、前項の意見書を政府並びに関係機関へ提出してくださいというものです。

弱い立場の人に光を当てるのが政治だと思います。私たちが求めている、求めていかなければならないのが、そういう政治だと思います。津和野町議会の良識を示すためにも、ぜひこの請願を採択していただきますようお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（後山 幸次君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 二、三、お聞きしたいことが、これはだれが答弁するんか。（「紹介議員」と呼ぶ者あり）紹介議員でしょう、答弁、あそこを（ ）。

まあ、ほかじゃないんですが、今回、このような請願が出ました。まあ、言葉の中に、大変差別的 content があるというお話でございましたが、まあ、私から言わせますと、逆な考えを持っております。

この本文の中に1つお伺いをしたいのは、この本文の中に、地方議会に目を向けると云々ということがございます。全国1,867議会の3割を超える600議会が、制度の抜本的見直しや「中止・撤回」を求め

るというくだりがあるわけですが、600議会のうちで何ぼの議会が中止を求めるのか。抜本的な改革と中止というのは裏腹でございまして、改革というのは存続しておりませんとできないということではないかと思っております。

また、今回、後期高齢者医療という言葉に出ておりますが、今ごろでは、長寿医療制度というふうに呼ばれております。したがって、これ、同一なものとして質疑をいたしますので、御容赦をいただきたいと思います。

もう一点は、今回の請願についてでございますが、今回の請願について、この文書と大体似たような署名を共産党の党員の方が集めておられました。また、この文書と同じような号外が、新聞の折り込みの中に入っております。

したがって、私は、今回の請願については、共産党さんが請願をしたんだと、そういうふうに理解をしておりますので、そのように質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは質疑に入ります。

実は、平成12年に、国会におきまして、今までの老人保健制度にかわる新しい高齢者の医療制度の創設について、与野党が賛成をして決

議をされております。その中で、共産党さんは反対をされておられます。
といいますのも、現行のままでいいんだと、この決議書と、請願書と一緒に
の内容でございます。

そこでお聞きをするわけでございますが、先々週ぐらいのNHKの
党首討論でも、このお話が討論されておりました。そこで、私も多少、
お聞きしたわけでございますが、このままのその制度でいいんだとい
うことになると、実施主体は町が主体になるんであらうと思うわ
けでございました。今から大変年寄りが多くなるということになりま
すと、公費も多く要るということになるわけでございましたが、果たし
て、津和野町だけで津和野町の財政がもつのかということをお聞きし
たい。

ちなみに、後期高齢者では、広域連合でその場、行うことになってい
るということでございます。

この以上2点について、済みませんがお答えをお願いします。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） 2点というのが、最初から言われた
のが2点なのかどうか、ちょっと私がお聞きしたので（「はい、いいで
す」と呼ぶ者あり）お答えをしようと思いますが、まず、12年に国会

に新しい医療制度が出されるときに、共産党だけが反対したということと、それから、今回のこの制度に対して反対の署名が共産党を中心にやっているけども、その署名の内容と、この請願の内容が同じけども、この請願は共産党が出したんではないかというようなことを言われましたが、これは同じような答弁でよろしいでしょうか、あわせた答弁で。

○議員（１０番 須川 正則君） ええ。

○議員（１４番 竹内志津子君） もちろん、共産党は同じような考えを持っておりますが、この請願を出した団体は、島根県社会保障推進協議会というところですよ。この協議会の中には、お医者さんの団体と、いろんな団体が入っておりますので、必ずしも共産党ではありません。その点は誤解なくよろしくお願いいたします。

それから、この制度は、島根県の県段階の広域になっているんだけど、このままでいく、従来のままの制度でいくと、果たして、津和野町、高齢者が多くなっていく中で、財政がもつかということですけども、これはまあ、私の個人的な意見しか言えないんです。そりゃ、共産党の意見ではないですが、私の個人的な意見としては、広域になれば、それはやりやすいと思いました、最初の段階で、広域の話が出ていたときに。

ところが、ふたをあけてみますと、広域は広域ですけども、本当に７

5歳以上の高齢者を差別するもろもろの内容が含まれているということで、賛成できないというものなのですが、今、実際、その国保会計も、本当に大変な苦しい会計をしているということは承知しておりますから、従来のままの制度でやっていけるかということについては、これは大変だなと、それは津和野町に限らないと思います。

その医療改革、何らかの医療改革が必要かと思いますが、だから、この後期高齢者医療制度でよいということにはならないと思います。これには差別的な要素がたくさん含まれています。

先ほどの請願文書表にも、自民党の重鎮である堀内光雄氏、これは75歳以上の当事者として凍結をまとめる論文を載せておられるんですね、これ。それを文芸春秋に載せておられるんですけども、それをちょっと読んでみますと、

不快感と寂しさを抱いたのは私だけではないだろう。私を含めた75歳以上の人たちは、もはや用済みとばかりに国が率先して、うば捨て山をつくったかのような印象を受ける。

と、このように述べておられます。こういう自民党の方だって、こういう思いを、当事者になってみると、こういう思いをするようなひどい制度なんです。会計が財政がやれなければ、国全体として考えればいいん

です。高齢者、75歳以上の本当に弱い立場になられる高齢者をいじめるような、こういう制度を考えること自体が、どうかしているんじゃないかと私は思います。

それから、抜本的改革と「中止・撤回」の件もですかいね。抜本的改革というのは、前回、請願文書で出された分は抜本的改革でした。ですけども、それで、そういう内容で全国の自治体で採択になったところも、もちろんありますし、もう最初から「中止・撤回」で出されたところもありますので、それはそれぞれの議会のお考えだったんだろうと思いますが、私は、前回、抜本的改革ということで紹介議員になりましたけども、抜本的改革というのは、今、自民党が、案を出しているようなそういう改革ではない。本当に、全面的な中身を変えていくのが、抜本的改革だと思います。差別的な部分などは、全部、やっぱり除くということです。「中止・撤回」は、もう、この制度は問題が多過ぎますから、とにかく中止して、この法案を法律そのものを撤回してくださいというものですので、そういう違いはあると思うんですが、600余りの自治体で、どれだけの自治体が抜本的改革を出しており、どれだけが「中止・撤回」を出しているかと、そこの内訳は私にははっきりわかりません。

これでよろしいでしょうか。

○議長（後山 幸次君） 10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） それで、そういうものを池淵何がしの話でございます。これ、インターネットで、私、検索させていただきました。とても、共産党の関係者ではないというようなことはありません。何なら、私、コピー持っておりますので見せますが、こういうふうに、あからさまのことをあからさまのように言ってもらっても困るわけでございます。

それともう一点、今、自民党の堀内さんの話が出ました。確かに、自由民主党の中にもいろんな方がいらっしゃると。第一、人数比でも、共産党の議員さんと自民党の議員さんと、倍半分、10倍こそ違うわけでございます、それだけの方がいるわけでございます、いろいろ考えがあるのも当たり前のことであります。それも仕方がないこと。

しかしながら、こういうふうに改めてそういうこのたび、後期高齢者医療をまとめて、まあ批判がありながらも、いろいろ改革もされておりますが、そういうものを示されている。

共産党さん、確かに御立派なことを言われますが、そういうの見たこともございません。改革もしなくてはならない。

また、これ私、この前のときにも申し上げたわけですが、滞納したら保険証を取り上げる、これが相ならぬというお話ですが、保険料を払わないで保険証をくれるんなら、私、明くる日から払いませんよ。そんなないんで、全く不平等だと思っております。

確かに、大変苦しい財政の中で生活しておられる方もいらっしゃいます。だから、それは別な方法で救済をする道が日本にもあるわけですが、あくまでも、そういう人には、でも、保険料を払っていたかなくては、保険の制度自体が成り立たないということは当たり前前のことでございます。

それと、もう一度、確認をいたしますが、共産党さんは、ですから、将来において、今のまんまの制度でいいんだということでございますね。新しい案は別になくてもいいんだというのが、平成12年の決議であらうと思っておりますが、そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（後山 幸次君） 14番、竹内志津子君。

○議員（14番 竹内志津子君） まず最初に、会長の池淵栄助さんが、その共産党だと、共産党員だと（「関係者」と呼ぶ者あり）関係者だということを調べられたって、それはそうかもしれません。ですが、それはたまたま会長という代表になっているだけで、この団体に入ってい

る人が全部共産党ということではありません。それは詳細に調べていただきたいと思います。（「会員はわからん」と呼ぶ者あり）

だったら、これが共産党じゃない、共産党だということは言えない。（発言する者あり）ちょっと質問はちゃんと質問で言ってください。

それから、保険料を払わないと保険証を取り上げると、まあこれは事実なんですけど、ですが、従来の老人保健は払わなくても保険証をもらえるようになっているんです。ここが高齢者への思いやりで、国保の上に老人保健がある、それは後期高齢者とは全く逆の、そんなに十分な思いやりとは言えませんけども、でもやっぱり思いやりのある制度なんです。

乳幼児に対しての医療費無料化と、それと同じような思いやりなんです。それがああるんです。だから、それを今回は崩して、保険証取り上げになっているわけです。

それから、今のままの制度でよいかということについては、私、先ほど述べました。これで、今のままの、今のままっていうか、従来の国保とか老人保健、それでよいかということについては、大変ではないかった。だから、やがてやっぱり改革の必要があるかもしれないけども、改革の必要があるからといって、こういう後期高齢者医療制度のような

ひどい改革は、すべきではないと思います。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 今の後期高齢医療制度の創設について、共産党を除くほかの野党が賛成をしたということは、まあこれ、間違いないことをございまして、改革、必要なのかもしれないが云々というようなことでは、全く決議とは違うような気がいたします。

それと、そのさっきの関係者云々という話でございますが、関係者であると私、今でも思っております。まあ、会員の方なんかは私も知りませんよ。この方を言いよるんだからね、会員をどうのこうのという話じゃありません。

それと、もう一点、先々週、日曜日の党首討論で、この後期高齢者のその討論をやっておりました。さすがに、次に政権をとる可能性のある政党というのは、いわゆる感情的な討論というのはなかったような感じがいたします。

要するに、どういうことかという、うば捨て山であるとか、年寄り早く死ねとか、私はこういうふうな感情的な討論をああいうところですべきでは私はないと思っております。

実際のところ、少子高齢化を迎えて、まあ福祉予算、年金も含めた福

祉予算という、医療も含めた福祉予算というのは、大変厳しい時期にあるわけでございますので、当たり前の、どういう制度にしたらいいんだということを最初から最後までつくり上げて、途中から、いいのはいいんだ、悪いのは悪いんだというようなお話じゃ、決して、その評価をすることもできないと思っておるわけでございます。

以上で質疑を終わります。（発言する者あり）

○議長（後山 幸次君） ほかに質疑がありますか。17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） 私も、請願でどちらかにしなければなりませんので、1点だけお聞かせを願いたいと思います。

この制度については、確かに見直さなければならないと、紹介議員さん、おっしゃいました。そのようなこともあるだろうというふうに思っておりますが、今さっきの質疑の中で、御回答の中で、この制度は、直ちに「中止・撤回」すべきだというふうに言われておりました。この請願の文書も確かに「中止・撤回」ということでありますので、広域連合から直ちに津和野町に返ってくるんだというふうに私も解釈しておりますが、そのとおりですか。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（１４番 竹内志津子君） 「中止・撤回」になった後が、どうなるかということはありませんが、その法が変わったわけですから、私たちは、もとの国保、それから老人保健、当面はこれでいいのではないかなというふうに思っております。

○議長（後山 幸次君） 藤井貴久男君。

○議員（１７番 藤井貴久男君） 最後のところが、ちょっとはっきりわからないんですが、当面はこれでいいというのは、この、これでいいというのは。

○議員（１４番 竹内志津子君） いえいえ、これでいいじゃないんですよ。

○議員（１７番 藤井貴久男君） ちょっと待ってください。これでいいというのは、後期高齢者制度をつづけるということか、「中止・撤回」で、もとえ返れということですか、どちらですか。

○議長（後山 幸次君） 竹内志津子君。

○議員（１４番 竹内志津子君） もとへ返すということです。

○議長（後山 幸次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 自席に返ってください。ないようですので、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。6番、河田隆資君。

○議員（6番 河田 隆資君） 私も、この後期高齢者医療制度について、いろいろな情報を得ました。その中において、先ほどの同僚議員が申したように、平成12年度にその国会で共産党以外の党の方々が賛成をして通過をした経緯があります。その経緯の根底にあるのが、医療費の高騰等が将来的に見込まれるということから、どのように処理をしたらいいかというのが基本にあったはずであります。

そして、その医療負担分を若者たちだけに、その負担をしていただいたのかという議論の観点から、年をとられ、今までの日本をつくり上げてこられた方々にも、大変申しわけないけども、少しの負担をお願いをしようという方向性に至ったと理解をいたしております。お互いに、よき国をつくりましょうという観点からでき上がった法案であると私は思っております。

このたび、いろいろと修正の議論がなされております。私は、でき上がった時点において、パーフェクトとは思っておりません。当然、中で修正すべきこと、これを発令したことによって、いろいろな問題点が沸

き起こっておるのも知っております。ただ、これは中の国政の場において、お互いの党が議論をしっかり尽くせば済むことでありまして、これを政争の具にしてはならないと思っております。

よって、この「中止・撤回」の請願については反対を行いたいと思います。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、沖田守君。

○議員（3番 沖田 守君） 私は、賛成をすべきであると、採択をすべきであると、こういう立場で討論をいたします。

本来、今、こういう我が国の大きな課題というのは、確かに年金の問題等もありました。国を挙げて、この後期高齢者制度に異論をとなえておるとするのは、北は北海道、南は沖縄に至るまで、大勢の国民の怒りは今、爆発をしておると。こういうことは、この過疎地に住む我々でも、毎日の新聞やテレビの報道で、痛いほど、その人たちの、あるいは、その人たちに該当しない我々で、まあ間もなく該当いたしますが、の国民でさえ、大変な怒りを覚える。

したがって、私は、趣旨については、先ほど来から、紹介議員を代表して竹内議員が説明をいたしましたので重複は避けませんが、先ほど来

から国保にかかる条例の改正、第83号議案、あるいはそれに伴う補正等々についても、後期高齢者に伴う補正がかかってくるというような状況の中で、本来は、これは反対すべきではないかなというふうな気持ちさえ持ちましたが、現実とすれば、今、制度は生きておるわけでありますから、この条例や補正については賛同いたしました。

しかし、この過疎地に住む、特に医療問題等については、この議会でも、相当長い議論を重ねました。この制度は、まさに、お年寄りがお医者にかかりにくくするという典型的な医療制度であるというふうに解釈をせざるを得ない。こういうものをまざまざと、そういう弱者となる方たちに負担を強いるというようなことを、あえて現役の、まあ現役は私はもう過ぎましたが、現役も含めて我々が認めるべきでない。

できるだけ早い機会に、即座に、とりあえずは、もとの国保、あるいは老人というふうな今までの制度があるわけでありますから、それに戻して、一般質問でもありましたが、それに対する町長の御答弁も、これは、先ほど反対議員の意見の中にもありましたが、党派、あるいは与野党を超えて、真摯に一たんはもとに戻して審議をして、そして、最善のものにすることが何よりも大事だということが第1点。

それから第2点目は、現在、改正が加えられておりますその案が、仮

に成立して法改正のもとに出されましても、現場の混乱は、火を見るよりも明らかである。町村段階であろうと、広域連合の段階であろうと、大変な混乱を起こす、このことが紛れもなく起きてくるなという実感を私は得ております。

したがって、本請願にありますように、できるだけ皆さんの御同意を得て、本津和野町議会での請願成立を果たして、関係所在人等へ請願を送りつけるということ、こういう運動がまさに必要だということを申し上げて、賛成の討論といたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に反対の討論、発言を許します。

10番、須川正則君。

○議員（10番 須川 正則君） 先ほど来から、私も申し上げておりますが、後期高齢者医療制度の創設、新しいものをつくるというのは、共産党を除いて、ほとんどの野党の方が賛成をしているという現実があるわけございまして、このたびは、共産党さんからの請願によりますところの、これをすべて廃止するんだという請願書でございまして、先ほどの話では、いずれどうとかというような、わけのわからんようなことを言っておられますが、この中では、いわゆる廃止するんだということを請願をされております。

また、大変データが好きなようでございますので、ここにおもしろいデータがございます。これ、現場で携わっておる地方自治の市町の方々に、長寿者医療制度、まあ後期高齢者の医療制度でございますが、このアンケートを自由民主党の方でっております。

そうしてみますと、結果がここに出ておりますが、賛成が84%、どちらともいえないというのが6%、こういうデータがございます。ちなみに、津和野町にも、このアンケートは来たそうでございます。

そういうことを見ますと、確かに、最初の案では、負担がふえるということになりますと、だれも、そんなら負担がふえてもいいですよというようなことではないわけでございますが、この医療制度が、そうしないと崩壊していくんだということになりますと、いま一度、踏み込んで考えないとならないんではなかろうかと。思いやり等々で制度なんかちいうの、維持できるもんじゃございません。

また、私、この前んときも、この前の保険のときも申し上げましたが、日本は、いわゆる世界で一番の長寿国でございます。医療制度に関しましては、私は世界では1番であろうと思っておるわけございまして、男性、女性とも世界一番の長生きの国であると私は思っております。

したがって、この世界一をいつまで続けられるかということを思い

まするに、こういうふうな改正をしながら、何とかお年寄りの人に頑張
っていただきたいなと思っておるわけでございまして、ぜひ、そういう
面では、この後期医療制度自体を廃止するということは、どうしても賛
成するわけにはまいりません。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、
中岡誠君。

○議員（9番 中岡 誠君） 9番、中岡です。先ほど来、賛成・反
対、いろんな御意見が出ております。私は、先ほど来、ある党の話が出
ますが、私はその党には入っておりません。

そういう中で、当初は、国会議員の皆さんのある党を除く全員の方が
賛成で、この法律ができたと思います。そういう中で、今日まできてお
る中で、やはりいろいろな問題が浮かび上がっております。それは、テ
レビ、また新聞等にも出ております。

私が一番思いますのは、高齢者の方が、戦中戦後、一生懸命日本のた
めに努力をして今日までこられました。そういう方が安心して医療に、
迷わず病院に行けるというようなシステムが、今、壊れようとしており
ます。このことにつきまして、私は、非常に憤りを感じております。

特に、こういう過疎地におきましては、情報もなかなか届いておりま

せん。そういう中で、この後期高齢者の制度が遂行されるということにつきましては、私としては非常に情けない国になったもんだなというふうに思っております。

で、この制度につきましては、一度、もう一度、白紙に戻しまして、今までの制度に返して、その中で、新たな財源を求めて、また、新たな医療体制の中でやっていく、そういうことを国会の先生方、また、関係各位の方々が、もう一度、真剣に考えていっていただきたい、そういう願いを込めまして、この津和野町でも、皆さん方の御賛同を得まして、ぜひとも請願のとおりになりますように、お願いをいたしまして終わります。

○議長（後山 幸次君） それでは、原案に反対者の発言を許します。

17番、藤井貴久男君。

○議員（17番 藤井貴久男君） この請願に反対であります。

先ほど、紹介議員さんにお伺いをいたしました。「中止・撤回」というのは、直ちにというふうなお話でありました。そして、賛成討論がありました3番議員さんも、いみじくも言われましたが、直ちに津和野町に返すと、いろんな混乱が起きるということがありながら賛成だと言われましたが、これは少し矛盾があると。直ちに「中止・撤回」をする

ということになれば、どれだけの混乱が起きるのか。確かに、この後期高齢者制度は問題が多いただろうということも、私もよくわかるわけですが、直ちに撤回・中止というふうなわけには、見直し以上に混乱が起きる、町民にも混乱が起きるだろうというふうに思います。

それと、もう一点、これは私自身、整合性を保ちたいと、私自身の整合性を保ちたいという意味で申し上げるわけですが、国民健康保険の改正条例があっておりました。これは、国の制度を受けて改正をしたものであります。それに合わせて、今回、国保会計が改正されました。反対討論でありましたが、この中には、後期高齢者制度に関する支援金が入っているから反対だという反対討論もございました。

私は、この改正案にも賛成をいたしましたし、そして、国保会計にも賛成をいたしました。両方賛成しておいて、直ちにやめる、この請願に賛成をするということは、その私自身の整合性の意味からできませんので、反対をいたします。

○議長（後山 幸次君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。（「議長」と呼ぶ者あり）討論は1人1回の原則がありますので、2回はできません。

○議員（3番 沖田 守君） 17番議員さんには訂正をしてもらわ

んにゃならん、私の発言の趣旨とは全然違います。（「休憩せえ」と呼ぶ者あり） 17番議員。（「休憩動議」と呼ぶ者あり）議長、休憩いただきたい。

○議長（後山 幸次君） 賛同者がおられますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

休憩の動議が出ましたんで、暫時休憩といたします。

午後3時05分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（後山 幸次君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

原案に賛成者の発言を許します。12番、道信俊昭君。

○議員（12番 道信 俊昭君） 12番。私は、賛成ですから、賛成のときに立っています、賛成なんですけども、私の基本的な考え方というのは、やっぱり現場の人たちに接して、現場の人たちが一体何を考えているかということを常に聞いて歩くというスタンスで物事を考えているんですけども、やっぱり、どう見ても、この世論調査で77%、制度を評価しないというふうに書いてあるのも含めて、その肌感覚って

いうものをまだ、もっともっと重要視していくっていう方向性も、ただ、頭の中で、こっちだ、あっちだということだけじゃなくて、こういう感覚っていうのも、やっぱり私は、ある意味では信じていきたいというふうに思いまして、賛成の立場でございます。

○議長（後山 幸次君） 原案に反対者の発言を許します。8番、原秀君。

○議員（8番 原 秀君） 8番。後期高齢者医療制度の「中止・撤回」を求める意見書に反対の立場で討論をいたします。

従来の老人保健制度では、各町村、町区は全体として医療費の重みに耐えかねないということで、この高齢者に対する医療を国民全体で考えようと、こういうことで始まった制度で、後期高齢者制度になったわけであります。

ということで、この制度は、直ちに「中止・撤回」ということになりますと、この審議そのものが、何年かかって、ようやくできた制度であります。ただし、この場合に、いろんな意見の中で、運用改善ということで、今、政府与党と論議をされている段階でありますので、この運用改善に向けてということでありますので、私としても、今、直ちに撤回ということには反対といたします。

○議長（後山 幸次君） それでは、原案に賛成者の発言を許します。
ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより請願第3号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後山 幸次君） 起立8名であります。よって、可否同数となったわけであります。可否同数の場合は、議長の裁決権によるわけですが、地方自治法第116条、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによると、このようになります。

なお、第118条第1項の決定についても、議長は表決権はありませんが、裁決権はあるわけであります。よって、本会議において可否同数の場合、議長は現状維持の原則に基づき不採択とするものであります。

以上をもって、請願第3号後期高齢者医療制度「中止・撤回」の意見書採択を求める請願については不採択と決定いたします。

日程第 2 4. 総務常任委員会の所管事務調査中間報告について

○議長（後山 幸次君） 日程第 2 4、総務常任委員会の所管事務調査中間報告について議題といたします。

総務常任委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。本案件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、総務常任委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

総務常任委員長の発言を許します。総務常任委員長。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） 総務常任委員会所管事務調査中間報告書、平成 2 0 年第 2 回定例会（3 月）において許可いただきました所管事務調査について、会議規則第 4 7 条第 2 項に基づき中間報告をいたします。

調査事件、町有財産の現状把握について。

2、調査年月日・概要、平成 2 0 年 5 月 2 2 日木曜日。出席者、総務常任委員 4 名、1 名欠席、議長。内容といたしまして、今後の調査内容

及び方法の協議をいたしました。

平成20年5月30日金曜日。出席者、総務常任委員5名、議長、伊藤建設課長ほか2名、佐々井総務財政課長補佐ほか1名。遊休施設、遊休地の一部、また町営住宅の現地調査。

平成20年6月9日月曜日。出席者、総務常任委員5名、議長、右田総務財政課長ほか1名。町有財産の資料に基づき机上調査いたしました。

調査の中間報告書、5月22日に第1回目の委員会を開催し、新津和野町の全財産目録の提出を担当課へ求めました。5月30日、第2回目の委員会を開催し、町有財産の現地調査に入り、町内5カ所（池村工業用地、旧日原中学校寄宿舎、石西社跡地、小川駐在所跡地、旧国民宿舎青野山荘跡地の遊休地、遊休施設及び全町営住宅の実態調査を行いました。

池村工業用地につきましては、一部を国土交通省へ無償で盛り土用地として貸与している。

旧日原中学校宿舎は、平成8年に閉館となり現在に至っているが、1階の一部をキャンプ用品等の備品室として利用されている。

町営住宅については、日原地区は4戸の入居がされていないのみで、

ほぼ全戸の入居がある。津和野地区においては、建設年度の古い、鉄砲丁住宅、法心庵住宅等で空き部屋があり、今は入居募集を中止している。

中間調査意見・要望。遊休土地、施設について、小川駐在所跡地については、早い時期に売却することが望ましい。また、旧日原中学校寄宿舎については、日原地区の中心地にあり、周囲は町営住宅、個人住宅があり、町民が大変多いところである。事件・事故が起きる危険性もあり、大事になる前に、できるだけ早く解体を含めて検討する必要がある。また、内部の備品については使用できるものもあり、整理する必要がある。

町営住宅について、日原地区の住宅と津和野地区の住宅を比べると、津和野地区の住宅は大変古く、同じ町営住宅でありながら差がつき過ぎている。建設後50年近く経過した住宅もかなりあり、古い住宅1戸建てについては売却も含め、また、集合住宅については、建てかえ等の検討をする必要がある。入居されない住宅（法心庵）の住宅の一部については解体され、更地にする必要がある。

清水団地、山根団地については個人の土地もかなりあり、借地料として合計106万4,400円を支払っている。また、その借地の中に町道が通っており、今後の問題となる可能性もあり、きちんとした整理が必要である。

ほかの町有財産についても、現時点は資料不足ということでもあり、委員会としては今後の継続調査とすることに決しました。平成20年6月24日、津和野町議会議長後山幸次様、総務常任委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（後山 幸次君） ありがとうございます。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議員（6番 河田 隆資君） 議長、質疑はよろしいでしょうか。

○議長（後山 幸次君） まだ、中間報告ですので。

○議員（6番 河田 隆資君） 中間報告の中での。

○議長（後山 幸次君） 締める前に言うてもらえたらと思います。

最終のときに、もう1回、9月でやりますんで、そのときにしていただきたいと思います。

○議員（6番 河田 隆資君） 同じものを出されるんですか。

○議長（後山 幸次君） それは出てきます。

○総務常任委員長（斎藤 和巳君） 出します。

日程第 2 5． 経済常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（後山 幸次君） 日程第 2 5、経済常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

経済常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 7 3 条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 2 6． 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（後山 幸次君） 日程第 2 6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

なお、今定例会において受理した要望書は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（後山 幸次君） お諮りいたします。以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後山 幸次君） 御異議なしと認めます。

以上をもちまして、平成20年第3回津和野町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。

午後 3 時 34 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員